下、被仰子細云々、十一日乙巳、巳刻與福寺衆徒以所司示遣廻廊之間事、副奏狀案並等記等、雖責可出請文之由不承引、只以詞奏之、（其趣沙汰之時、可存此旨者、）

〔百練抄八高倉〕治承二年五月卅日、春日社今度修造之時、改瑞垣可造廻廊之由衆徒進奏狀、依申請被宣下畢、而社家依有申旨、被行御卜之處、官寮共不快之由申之、而衆徒申云、不可依卜吉凶、仍被問諸卿、猶祈請本社可有覆推之由定申之、遂改瑞垣造廻廊、

〔大日本史神祇二十二〕是歲〇治承二年修春日社、〇略中蓋廻廊佛寺所設、非社殿正式、然當時諸大社往往有設廻廊樓門者、古制漸變矣、

〔壬生家文書〕元久二年八月廿七日、大原野社司言上云、依大風口徑三尺松木顚倒、打破三御殿並四御殿、兼口二尺五寸裳見木顚倒、打破中門廊〇等者、

〔三長記〕建永元年六月廿九日己卯、北野宮寺申、內舍人藤以知本功上奏、左衛門尉功、可修造顚倒廻廊〇事、（去頃大樹倒懸廻廊也）

勅定可令勘功程、

八月一日庚戌、北野宮、

去五月晦日、神殿巽方、槻片俣裂落、打破東廻〇廊〇事、

〔百練抄十順德〕承久二年四月十三日壬申、亞刻祇園社燒亡、御殿並東南廊、南大門、藥師堂已下、皆爲灰燼、七月一日戊子、祇園神殿已下、廻〇廊〇大門等上棟也、貴賤成群云々、

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿二年十二月廿九日庚戌、今夜夜半、伊豆國走湯權現寶殿並廻〇廊〇堂舍數十宇燒亡、其火至翌日午刻而不滅云云、三年正月四日甲寅、去年十二月晦日、亥刻走湯山御在所、拜殿、寶殿、常行堂、並廻〇廊〇總門、金剛力士像以下回祿之由、平左衛門尉盛綱披露之、此事依爲重事、去一日不及顯、中間當山所司馳參雖申之、元三之間盛綱抑留之云々、

〔春日權現驗記十四〕蜜嚴院僧正隆覺與福寺の別當になりて、いく程なくて衆徒蜂起して、本寺をおひはらひければ、いきをはりふかくして濫吹を結搆せしかば、寺中の騷動やむ事なかりき、其頃御社の廻〇廊〇に參籠する人の夢に見けるは、〇略下

〔春日權現驗記十五〕唐院得業といふ人、御社の東〇廊〇に入て居たりけるに、修學者のふしたりけるがおきもあがらざりければ、やすからず覺て、いでさゝに足にてかしらをけて出たりければ、此僧あさましと思へども、ちからなくてふしたりけり、

〔快元僧都記〕享祿五年〇天文元年十一月一日、八足門西〇方廊〇壹貫、後藤取沙汰了、

天文二年六月十七日、同〇廊〇殿築地引繩被誘了普請也、三年二月十八日柱立等有之、後藤善小使

小治奉行之、〇略中

一鶴岡上宮廻〇廊〇奉行事

一方鎌倉番匠此奉行朝倉與四郎、仙波肥前入道、後藤善右衛門、

一方奈良番匠衆此奉行太田亦三郎、地藏院、田村與三左衛門尉、

一方玉繩番匠此奉行者蔭山圖書助、渡邊次郎三郎、神保宮內入道、

一方伊豆番匠此奉行山中彥次郎、窪田豐前入道、橋本九郎五郎、

右此人數爲請取每日改番匠並小奉行迄モ無闕如可被申付、出陣之時爲中間一人宛可殘置間、何モ嚴密可被申付者也、仍如件、

天文三年甲午二月廿二日　氏綱判

六月五日、連々奈良大工如申者、廻〇廊〇檜皮葺被成之者、御失墜可入、亦其故者板誘造作與申、作料釘過分ニ召仕畢、責而金釘ニ木釘ヲ打添者、可爲潤色與申、雖然自餘之番匠各仕來之間不受、

〔嚴嶋道芝記一〕客人宮〇略中

瑞籬

兩社〇本社、客人社、總廻廊五百四十歩
大宮客人宮へ連りわたれる廊なり、幅八歩總屋根なり、左右の欄干の柱の間に、百八の鐵燈籠を釣て燈す、

〔倭名類聚抄十三祭祀具〕瑞籬〇日本紀私記云、瑞籬、俗云美豆加岐、一云以賀岐、

〔箋註倭名類聚抄五祭祀具〕崇神三年紀云、遷都於磯城、是謂瑞籬宮、此所引私記蓋是然、是皇宮之名、非神社瑞籬、此當引大神宮儀式帳云、瑞籬一重、按瑞籬宮、古事記作水垣宮、萬葉集亦有水垣、又有伊垣、則美豆加岐、以賀岐、竝是古言、又不應引日本紀私記云、俗云、疑俗云二字當刪、本居氏〇宣長曰、美豆加岐用瑞字不穩、其說詳見古事記傳、文長不錄、按美豆蓋褒稱、以賀岐、以美賀岐之急呼、靈異記作忌籬、是可以證、

〔東雅四神祇〕瑞籬、ミヅカキ、古語に伊都といひ、湯津といひ、美津といひ、于都といふ、皆是相轉せし語にて、尊崇の義なる事は相同じ、亦イガキともいひし也、イとは齋也、

〔圓珠菴雜記〕みづがきをいがきといふは、たゞ同じことなり、

〔古事記傳二十三〕水垣宮〇崇神皇居凡て水垣と云は、みづみづしき垣と美稱(ホメタヽヘ)たる稱なるを、水は借字なり、書紀に瑞字を書れたるはさらに當らぬことなるを、美豆に用ふる字なき故に、普く此瑞字を書ならへり、宮號とせられたるなり、

〔日本釋名上宮室〕瑞垣　めづらしき垣也、みとめと通ず、下を略す、めづらしとは神威の奇特なるを云、

〔類聚名義抄八竹〕籬ミヅガキシバガキ　瑞籬ミヅガキイガキ

〔伊呂波字類抄伊地儀〕瑞籬イガキ俗云美豆加岐也

〔撮壤集上神〕瑞籬(ミヅガキ)

〔和漢通用集い天地〕瑞籬(いがき)

〔節用集上伊〕瑞籬(イガキ)

〔節用集大全九美〕瑞籬神垣也

〔大三輪神三社鎭座次第〕腋上池心宮御宇天皇〇孝昭御世、神明憑吉足日命曰、吾國造大己貴命也、〇中略令造瑞籬奉齋焉、隨神託立瑞籬於大三輪山、遣吉足日命令崇齋大己貴命、

〔今昔物語二十六〕飛驒國猿神止生贄語第八
男行著テ見レバ、山ノ中ニ大ナル寶倉有、瑞籬事々シク廣ク垣籠タリ、〇中略此男ヲ呼立テ裸ニ成紙ヲ放セテ、〇中略瑞籬ノ內ニ搔居ヱテ、瑞籬ノ戸ヲ引閉テ人一人モ无返ヌ、

〔長明四季物語四月〕當社〇賀茂はむかしはやまあとの國高鴨にものし給しを、天武のすべらぎの六とせにあたるきさらぎの頃、此都にうつされさだんみづがきいかめしうたゝせおはしましぬ、仁和のはじめのとしになん、もろ〳〵の國に一の宮をさだめ給ふ時、此瑞籬を山城の國の一の宮に定められ、〇下略

〔荏柄天神緣記〕天慶五年七月十二日、西京七條二坊に住せし賤の娘、あやことといひしものに託宣しまし〳〵て、我昔世に有し時、しば〳〵右近の馬場にあそぶ事多年、みやこのほとりの閑勝の地此所にしくはなし、されども非道の罪をかうむりて、西の海遙の浪にしづむといへども、潛にかの所に行あそぶとき許ぞすこし心もなぐさむ、ほくらをかまへ、立寄たよりをえしめよと御託宣はあれども、身のほどのいやしさに憚て、社をもつくりまゐらせで柴の廬のほとりに瑞籬を結ひて、五ヶ年の間はあがめまゐらせ給に、天曆元年六月九日ぞ北野へはうつしたてまつりける、

〔百練抄十三後堀河〕安貞二年七月廿一日、甚雨〇中略賀茂社瑞垣流損、

〔春日祭舊例〕弘安三年二月十二日甲申恒例御祭〇中略

次白妙幣御幣内大臣殿御拝之後、神主經世自水垣西參テ、直ニ賜之備進之、

弘安十一年二月五日、御祭、〇中略

次上卿御神馬一匹、河原毛遍水垣於遍樓門前引立神主賜之拜之、

〔快元僧都記〕天文二年五月晦日、大道寺上倉ス、神主方ニ宿所、昨日廿九日白壁師同土朱塗師來了、假殿瑞雜移色有之、

〔新編相模國風土記二十四足柄下郡〕松原明神社

天正九年十月瑞雜修理ノ事ヲ命ス、西光院藏文書曰、當社瑞雜大破之間、貳拾貫文遣候、堪和伯書可出限ニ當年中ニ早速可令建立、公物之不足有之者、追而可申付候、仍如件、辛巳十月廿一日、西光院江雪泰之、虎朱印、

〔玉葉和歌集二十神祇〕十月ばかり賀茂にこもり曉がたによみ侍ける　　增基法師

瑞雜にふるはつ雪を白妙のゆふしでかくと思ひけるかな

〔神祇提要九〕井垣圖

高隨社屋大小地勢廣狹、其堅木無定數、唯横貫之木必用二行、其狀似乎井字、故曰井垣、

〔鹽尻初編五〕神社井垣

神社井垣は井の字義にあらず、舊事紀曰、宇摩志麻治命、先獻天瑞寶、亦堅神楯以齋矣、謂五十楯、亦云、今木刺繞於布都主劍、大神奉齋殿内、といへり、いがきは今木の垣にして、五十垣なりと眞野時綱がいへり、

〇按ズルニ、いがきハ忌垣ノ略ナリ、井ノ形ニ似タレバ云フト云ヘル説ハ取ルニ足ラズ、

〔萬葉集十一寄物陳思〕

千葉破神之伊垣毛可越今者吾名之惜無、

〔萬葉集略解十一下〕人の越て穢すを忌神垣ゆゑに、いみ垣といふを略ける也、

〔古今和歌集五秋〕神のやしろのあたりをまかりける時に、いがきのうちの紅葉をみてよめる、

つらゆき

ちはやぶる神のいがきにはふくずも秋にはあへずうつろひにけり

〔枕草子十一〕神は　大原野、かもは更なり、いなりは、春日いとめでたく覺させ給ふ、〇中略ゐがきにつたなどのおほくかゝりて紅葉の色々ありし、秋にはあへずと貫之が歌思ひ出られて、つくづくと久しうたゝれたりし、

〔永德二年春日燒失記〕井垣コボツ時モ、夫ヲバ神主殿ノ夫ニテメサル、

〔源氏物語十賢木〕はなやかにさしいでたるゆふづくよに、うちふるまひたまへるさまにはひにるものなくめでたし、月ごろのつもりをつきづきしう聞え給はんも、なばゆきはゞに成にければ、さかきをいさゝかをりても給へりけるをさし入て、かはらぬ色を far be it from me to say、こえ侍にけれ、

〔伊呂波字類抄太地儀〕玉雜タマガキ

〔和漢通用集天地〕玉垣神祇瑞雜同義

〔節用集上玉垣〕

〔日本釋名上宮室〕玉垣　朱にてぬりてひかりかがやく故に玉垣と云、みづがきは内にあり、玉垣は外にあり、

〔神祇提要九〕瑞垣圖或作水垣

水垣又名玉垣、曰水、曰瑞、曰玉者、尊美神垣也、言清淨之義矣、高八尺、或五尺、或三尺、隨社壇之大小、近來以丹塗之、名曰朱玉垣、非上古之制、

〔神道名目類聚抄一宮社〕玉垣　玉墻ハ宮殿ノ御後ノ方ヨリオシマハシ、前幣殿ノ方ニ至テハ大方

渡殿ナルモノナリ、然ドモ宮社ノ便ニヨリ其品カハリアルナリ、

〔俗說贅辨　一〕朱の玉がきとて、神社の垣を丹にてぬる事有、

世俗、朱の玉がきとて、神社の垣を丹にてぬる事有、

今按ずるに非なり、一書曰、源氏野分曰、黒木赤木、箋云、有皮曰黒木、無皮曰赤木、非唐木也、今按神社朱玉墻、可以此推之、朱塗之尤無謂也、

〔古事記下雄略〕一時天皇遊行到於美和河之時、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗、天皇問其童女、汝者誰子、答白、己名謂引田部赤猪子、爾令詔者、汝不嫁夫、今將喚而還坐於宮、故其赤猪子、仰待天皇之命、既經八十歲、於是赤猪子以爲望命之間已經多年、姿體痩萎更無所恃、然非顯待情、不忍於悒、而令持百取之机代物、參出貢獻、○略　中於是天皇大驚、吾既忘先事、然汝守志待命、徒過盛年、是甚愛悲、心裏欲婚懼、其極老、不得成婚、而賜御歌、○略　中爾赤猪子之泣涙、悉濕其所服之丹揩袖答、其大御歌而歌曰、美母呂爾都久夜多麻加岐、都岐阿麻斯、多爾加母余良牟、加微能美夜比登、

〔古事記傳四十　一〕都久夜多麻加岐は、築や玉垣なり、玉はほめたる言なり、加清音なり、濁るべからず、築と云は土以て築たる垣にて、今世に所謂る築地なり、つゐぢは築土なり、古には神社にも築たる垣ありけむ、さて此に二の意あるべし、一には御室の周に垣を築なり、今一には垣を築て御室の境域を定むるなり、（此意なれば、御室爾は御室に爲る意なり、）

〔平家物語　二〕卒都婆ながしの事

いつく嶋へぞ參りける、○略　中八社の御殿いらかをならべ、やしろはわたつみの邊なれば、玄ほのみちひに月ぞすむ、鹽みちくれば大鳥井あけの玉がきるりのごとし、鹽ひきぬればなつの夜なれ共御まへのおらすに霜ぞおく、

〔仲資王記〕元久元年三月廿七日庚寅、稻荷下社神主忠清來申云、去頃田中明神近邊在家强盜亂入、旅人遽出之間被切手了、件旅人參明神、血付玉垣云云、予仰云、如此事先例如何、忠清云、行社祓云云、依先例早可奉祓清、兼又付血玉垣桁板等可奉造替之由下知了、

〔百練抄十三後堀河〕元仁元年十月廿九日紀伊國造宣康於玉垣內被射殺云云、依之大神祭發遣延引、

〔海道記源光行〕十八日○貞應二年四月、中略、鶴岡にとて鳩宮になゐらす、あけの玉がき金鏡に映じ、白妙のにしき幣風にそよめき、銀の鎖は朱檻をみがく、錦のつゞれははなにひるがへる、

〔荏柄天神緣記〕王城鎭守神々多くまします、當社は靈驗あらたにまします故に、朱の玉垣再拜せぬ人なし、

〔東關紀行源親行〕尾張國熱田の宮にいたりぬ、神垣のあたりちかければ、やがてまゐりてをがみ奉るに、木立年ふりたる杜の木の間より、夕日のかげたえ〴〵さし入て、あけの玉垣色をかへたるに、木綿四手風にみだれたる、ことがら物にふれて神さびたる、○略　下

〔道ゆきぶり今川貞世〕うちでのはまうちすぐれば、ざいご中將の、わがすむかたといひけん、おしやのさとになりぬ、それよりこなたに、磯ぎはちかき松かげに、玉垣神さびて鳥居なぞたてるところあり、北野の宮の此ところにやうがうしたまひてよりのち、御影のまつ原と申なるべし、

〔東國旅行談五附錄〕神貢之不思議

上野國神樂郡一之宮と稱し奉は、いかなる御神をか勸請ましますか、玄らず、古へは兩部の神道にて、朱の瑞籬にて有しとかや、今は唯一神道をもつて祭事をおこなはるゝ、正一位勳五等拔鉾大明神と申奉る、

〔匠家必用記下〕玉垣の事

玉垣は角なる木に貫を通し、神社の廻りに押通して之を設く、又は左の圖○略　圖のごとく厚き板にて造るもあり、是本式の玉垣也、或は木の皮を削らずそのまゝ用ふるあり、是を黒木の玉がき

といふ也、玉がきを瑞垣とも荒垣ともいふ、神社によりて二重三重にも設くる也、然るときは内にあるを瑞垣と云、外にあるを玉がきとも荒垣ともいふ也、皆是汚穢不淨を入ざるための垣也、谷氏曰、木の削りたるを朱の玉垣と云、朱に塗る謂なりと、今俗間にいふ玉がきは、過半上を立格子、或は組格子にして、下に壁を付、こし板打上に雨覆有、是は玉がきといふ物にはあらず、壁牆なり、神社の圍なり、心あらん人は本式の玉垣に造るべきこと也、

〔住吉社歌合〕社頭月

二十番　右

雲はらふあらしのみがく月になた光をそふるあけの玉垣

堀川

〔山家和歌集〕社頭雪

玉がきはあけも綠も埋れて雪おもしろき松尾の山

〔後鳥羽院御集〕同〇正治二年八月一日新宮歌合　社頭祝

神まつるゆふしでかくる榊葉のさかえやさん宮の玉がき

同十一月十一日新宮歌合當座　社頭夕風

ちはやぶるあけの玉がき神さびて榊葉ごとになびく夕風

〔吾妻鏡〕文治二年十月廿四日丁酉、甘繩神明寶殿被加修理、今日立四面荒垣、並鳥居、藤九郎盛長沙汰之、二品〇源賴朝監臨給、

〔筑紫道記宗祇法師〕住吉の御社に參てみれば、あらがきのめぐりはるかにして、つらなれる松のこぶれて、社境もまたからず、

〔大社志〕荒垣東西八十八間、南北百十間、

〔倭名類聚抄十二居處〕雞栖　考聲切韻云楫毛報反今之門雞栖也、辨色立成云、雞栖鳥居也、楊氏說同、

〔箋註倭名類聚抄三居處〕按楫門樞橫木可以栖雞、門戶具載訓度賀美、又鼠走是也、無屋之門、則可謂之鳥居、故辨色立成、楊氏訓之爲鳥居、又神祠衢門謂之鳥居、儀式帳所謂於不葺御門是也、蓋神祠衢門橫木可以栖雞、故謂鳥居、後轉以爲門名也、此所擧則是、然則雞所以名曰雞栖則同、然其實不同也、〇中略但西土無是物、無有漢字可充者、

〔伊呂波字類抄止地儀〕鷄栖鳥所居也　鳥居

〔下學集上神祇〕鳥居唐云花表

〔運歩色葉集登〕花表表阿之字花居同　鳥居同

〔和漢通用集天地〕鳥居神門同　華表同

〔撮壤集上神〕鳥居

〔饅頭屋本節用集上〕鳥居

〔神道名目類聚抄一宮社〕鳥居　鳥居ニ數說アリテイマダ美ヲ盡サズ、今此ニ一二ヲ擧、或云、鳥居ハ日神天ノ石窟ニコモリ給シ時、八百萬神謀テ出御アラン事ヲ祈玉ヒツヒニ木ヲ石戶ノ前ニ建テ、鷄ヲ其木ノ上ニ居ラシメテ鳴シム、所謂此ノ木則鳥居ノ初ナリ、故ニ鳥居ト云、或云ク、彦火火出見尊海神ノ許ニ至リ給フ時、海神ノ門ノ前ニ湯津杜ノ樹アリ、其ノ樹ノ下ニ井アリ、出見尊其ノ樹ノ上ニ登居タマフ、海神ノ女豐玉姬出テ井ノ水ヲ汲ントシテ人影ノ井ノ中ニアルヲ見テ、仰テ出見尊ヲ見アラハシ奉ル、サレバ月ノカツラ男ト云事ハ、此樹ノ上ニ尊ノ御坐ヨリ吾國ニハ云ル事ナリ、門ノ前ト云ハ、今ノ神社ノ鳥居ト云ル、是海神ノ門ノ前ヨリ起レリ、鳥ハ戶ナリ、戶ハ門ナリ、居ハ井ナリ、門ノ井ノ心ナリト云リ、或云、鳥居ハ陰陽交感ノ表ナリ、左ノ柱ハ陽右ノ柱ハ陰、木ヲ其ノ上ニ通スモノハ是則陰陽交感ノ理ナリ、或云、鳥居ハ天ノ字ヲ表ス、天ノ象ナリ、故ニ天門ト云、此說ノ如キハ上古ノ義ニアラズ、文字來朝アリテノ說ナリ、

上件ノ說ノ中、次ノ兩說ハイマダトリキノ名義ヲ解セズ、此外諸說アリ、コレヲ略ス、按ニ鳥居ハ、上古質素ノ時ノ門ナリ、是境ヲ限ルカマヘナリ、蓋シトリキノ字數多アリ、　鳥居　天門　神門　華表　額木　鷄栖　助木　鳥井　此等皆トリキト訓ズ、附會ノ說ニヨリテ文字ヲ設ク、トリキノ事文字ニコヽロナシ、訓義ニ習アリ、アラハニ述ンモ神慮ハカリガタシ、故ニコレヲ略ス、

古今神學類編十九諸院　鳥居銅石鳥居、冠木額木、

按ズルニ、鳥居ノ字、或ハ鷄居、鷄栖、鳥井、華表、華門、衡門、八宿(トリヰ)、祇園(トリヰ)、華極(トリヰ)、桓(トリヰ)ノ類皆諸書ニ所見也、其中鷄栖ノ字ハ和名抄ニ出テ、鷄栖今之門鷄栖ト、又云、辨色立成鷄栖鳥居也、楊氏之說亦同ト、或云、人家鴨居天井ト云ニ同ク、火災ヲ厭フ神門ノ故名也ト、又鳥居ノ二字ハ、神代卷ニ出處アリ、其外ハ皆以牽合附會而不足取ト云ヘリ、二所宗廟ニハ鳥居三基也、一二三ノ鳥居ト稱ス、又荒垣御門四方ニ四基アリテ、四門ノ如シト也、大社已下ノ鳥居モ其定制丈尺アリ、或ハ三基二基一基其尊卑ニ付テ也、事ハ前ニ宮制ノ章ニ記シ了ヌ、神代傳受記ニ、神代卷、天稚彥ガ門ノ前湯津杜ノ樹ニ無名雉ノ留リシ事ヲ引テ、奇鳥來居杜杪ト侍ルヲ以テ鳥居ノ二字ノ出據トス、○中略粤ニ思案ヲ以推之、假名遣二人丸抄ニ通入障子、紫宸殿後、七間ノ中ノ間障子也、又鳥居障子トモ書也ト侍ルヲ思フニ、鳥居ハ上古ノ神門ニシテ、其號ヲトリキト稱スルハ通入(トリイ)ノ約語也ト可知也、而シテ彼通入障子ヲ以神前鳥居ノ本據トスルニハ非ズ、唯其和語ト理義ノ一般ナルヲ取テ也、通入障子ト云物ハ、說々多端也、名目抄ニハ通障子トアリ、江次第ニモ通障子或稱トホリ障子訛也長一丈、高七尺計、上下張錦、內張隼人簀ト云云、是モ名目抄ノ如ク、ツシヤウジト點ゼリ、同書ノ頭書ニ、所詮大ナルツイ立障子ニ御簾カケタル也ト云ヘリ、然レドモ二人丸抄ノ心ヨリ見之則ツシヤウジハ名目也、トホリ障子トハ、御簾掛タル障子ノ透通リタルヲ云ナ

レバ、通入ノ二字ヲ神門ノ和語トリキニ思ヒ取ン事難ナク、而モ本致曉シ安キニヤ侍ラン、彼或ハ華表ノ事ヲ以テ說、又ハ墓門等ノ附會ノ如キ、豈ソレ本意ナランヤ、是不辨時ハ虛實並ビ行ハルヽ中ニ、人ハ怪ヲ好ムニ牽レテ、故實ハ終ニ失セテ、附會習合而已盛ンニ成リ行キ侍ル、下學集ニ華表ニ起ルト云事モ、列仙傳ニ丁令威化鶴、飛上遼東華表ト侍ルヲ以テ也、此華表ト云物ハ、其圖ヲ見ルニ一柱也、其形鳥居ニ不似ト云ヘドモ、其柱ニ鶴ノ上ル事故、鳥居ノ字義ニ合ヒテ何トナク附會シ來ル者ナルベシ、兼邦神道百首抄ニ、唐ニ天地壇ヲ築キタルノ前ニ華表アリ、是鳥井ニ同ジト侍ルハ如何ト覺エ侍リ、又華表ト云ニ此柱ノ事ニ非ルモアリ、文選ノ註ニ善曰、謂華飾屋之表外也ト侍ルハ、華屋ノ文飾ヲ云ト也、又或記ニ華表ハ鳥居ニ異ナル由ヲ云ニ、崔豹古今註ニ、程雅問曰、堯設誹謗之木何也、答曰、今之華表木也、以橫木交柱頭、狀若花、形似桔槔、大路交衢悉施焉、或謂之表木、以表王者納諫也、亦以表識衢路也、秦乃除之、漢始復修焉、今西京謂之交午也、據古今註說及列仙全傳中所圖、華表止一柱也、又見佗圖畫有二柱者、與鳥居相似、但華表者橫木貫二柱、柱端如花形、其鳥居者橫木蓋柱上、是爲異耳ト、故ニ衡門トスル事元亨釋書ニアリ、衢路ヲ表識スル事ハ傍示ノ心ニシテ、導ク事ハ鳥居ニ似タリ、又何平叔ガ景福殿賦ニ其華表則鎬々鑠々赫奕章灼ト、是ハ今ノ華表ノ事ニハ非ズ、唯華飾タル由注ニ侍ル趣、今已如記、又石ノ鳥居ニ據アルニ似タル由、或記ニ是ヲ載タリ、其意ニ云、太平廣記ニ、燕昭王墓前有華表ト、又漢書ニ墓前開道建石柱以爲標、謂之神道ト侍ルヲ以テ思フニ、此等ノ事ニ倣テ石ノ鳥井ナド巧ミ始シニヤト、尤是一理アリテ牽合ノ甚シキ者ナレド、本ヨリ鳥居ハ石銅ヲ以テスベキ謂レニ非レバ、或人ノ如言、好事ノ所據サモアルベキニヤ、或云、本朝石ノ鳥居ノ元始ハ、九十一代伏見院ノ永仁二年ニ釋忍性天王寺ニ石ノ鳥居ヲ立ツ是ナン始ナルベキ、是ニ倣テ神社マデモ今ハ必ズトセルニ似タリ、尤非古也ト云ヘリ、元亨釋書釋忍性ノ傳ニ、彼石ノ鳥

居ノ事ヲ、此寺大門之外有衢門、（俗曰二鳥居一）鉅木宏材、歳久朽頽、性出二新意一、以石新之、高二丈五尺一、堅潅塋滑、國人拭目ト云云、或云、極楽律寺沙門忍性建石鳥居、變古ト、鎌倉志ニ忍性菩薩行狀略頌壹冊、其文中ニ永仁二年四天王寺大勧進建石鳥居ト云云、或云、神社ニ石鳥居銅鳥居ヲ興ス事ハ、皆是異朝ノ華表、墓門、標柱ノ附會アルヨリ、好事人倣之也、唯是莊觀ヲ構ヘテ神威ヲ添ルニ足レリト謂ヘリ、彼天王寺ノ石ノ鳥井ニ、相模國住人本間九郎資貞拔魁ノ時一首歌ヲ貽ス、花咲ヌ老木ノ櫻朽ヌトモ其名ハ苦ノ下ニ隠レジ、其男源内兵衛資忠至孝ニシテ親跡ヲ繼ゲリ、是亦小指ノ血シテ同鳥居ノ柱ニ、待シバシ子ヲ思フ道ニ惑フラン六ノチマタノ道シルベセント、ト云云、尤世ノ美談トスル所也、サレドモ血ヲアヤスノ事寺門ナレバ難ナシ、神門ナラバ資忠ガコノ擧美玉ノ瑕瑾乎、

〔東雅四神祇〕鳥居、トリヰ、義不詳、倭名抄に考聲切韻に楣は今の門雞棲也といふ、辨色立成に雞棲は鳥居也といひ、楊氏が說同じと註せり、此條說多がれど、今徴とすべき所もなければ悉く信ずるにたらず、世にいひ傳ふる所は、舊事紀、古事記、日本紀等に火火出見尊、海神の宮にいたる邊に一の井ありといふ事のみえしを、鳥井といふものの始也、鳥居の方さいひて大事あり、眞言祕密の義なりなどいふも、海神の居の事、我國の神を齋き祭る齋庭の制の始なりぬべきにもあらず、まして陰陽往來眞言祕密等の說、其附會に出しと信ずるにたらず、我おもふ處の如きは、鳥居といふもの始、多く言を費すまでもなし、本朝の正史にみえし處、自ら明らかなるに似てけり、日神天磐屋戸にさし籠給ひし時、高天原みな闇く、葦原中國悉く闇し、是に寄て常夜往き、八百萬神等憂迷ひて、天之八湍川原に神集ひ集びて、神皇産靈神の子思兼神に思はしめらるる、遂に彼神のおもひ慮られし事のごとく、日神磐屋戸を開き出まして、高天原及び葦原中津國自ら明らかなる事を得てけり、此時彼神のおもひ議られし事其事に從はれし所の事ごと、後の代に神事の始となりし殊に多かり、然るに彼神の思ひ議られし由、舊事紀古事記日本紀にみえし事の最初に、常世の長鳴鳥を集て、互に鳴しめられし事紀にも此事にも鶏鳴て天門開爲なり、初には群神の憂迷はれしことみえ、後には群神の樂舞はれしくべき義にさらなり、神の御手力男神に及びて、天兒屋命太玉命二神、端出之左縄を後界に遍懸て、またなむ事なし、そこそみねたれ、さればこの事により、齋庭の門のごときは、其鎖さむ事なし深く慴れて、其扉なしなどいふ事も、鳥居とは名付たる事なりさればこそ、亦其事此もの長鳴鳥の聚り棲みしなどいふ事も有べけれど、凡神事の始なりしなどいふも、なにか是其事の始也としるされしものやはある、たゞ廢絶祖長白羽神時に始りし事ざ

〔俗神道大意〕鳥居ノコトモコノ寶基本紀ニ四方中以二西方一爲二智門一也、故以二西方一號二鳥居ナド云ヘルヲ始メ、後ノ神道學者ナド色々ニ附會シテ云ヒ騷グドモ、凡テ取ニ足ラズ、コレハ尾張人吉見氏ガ殊ニヨク辨ジテ置レマシタガ、其説ニ依テ申サバ、儀式帳ニ於(ツヘフル)葺御門、不葺(フカヌ)御門ト二ツノワケガ有テ、俗ニ云フ鳥居ハコノ不葺御門ノコトデヤ、延喜式大神宮式ニ高欄鴨居丸桁、高欄土居桁ト有テ、ソノ鴨居丸桁ト云ハ高欄ノ上ノ桁ノコトデ、此ヲ鴨居ト云ハ上ニ居ルト云ノ義デ、尤コノ大神宮式ニ鴨居ト書テアレドモ、同ク内匠式ニハ御輿鳥居ノ高欄トモアリ、マタ類聚雜要抄ニ、裝束ヲカクル衣架(ガク)ノ圖アリテ、其笠木ヲ鳥居木トアレバ、凡テ鳥居トイフハ上ニアル横木ヲ云ト見エル、

〔類聚名物考神祇十〕とりゐ　雞栖和抄　名鳥居同借字華表義訓神門

この事古へにきこえず、神門神戸をいふなれども、それもなにのより所なし、又華表をあつれども、この物さらに其實にあたらず、これは唐の物にて、その事大に異也、おしていはゞみをつくしなどぞいふべき、されどもかりにここに華表の事を出す、見る人思ふべし、華表はたゞ墓のしるしなれば、甚神事には忌むべき事なるを人さらず、楊升庵外集七華表漢書註作二和表一、禮記字林倶作二桓表一、公室視二桓楹一註二桓墓前表柱也一、華和桓三音相混、尚書、桓夷底績、水經作二和夷一、桓譚新論、晋中經簿作二華譚一、則華表作二和表桓表一、義實叶矣、述異記上廣州東界有二大夫文種之墓一、墓下有二石爲一、華表柱一、石鶴一隻、種者越王勾踐之謀臣也、後漢書四十四楊震傳因飲酖而卒、時年七十餘云云、先葬十餘日、有二大鳥一高丈餘、集二震表前一、俯仰悲鳴、淚下霑地、葬畢乃飛去、郡以狀上、時連有二災異一、帝感震之枉、〇略中於是時人立二石鳥象於其墓所一、今思ふに此事によれば、鳥居といふも猶墓のまるしに似たる事なり、千加屋草二鳥居の事一、異説多く、列仙傳に載たる華表の故事などへかけ、直に華標華表の字を用る人さへあり、爾雅

第四釋宮篇曰、雞棲於レ弋爲レ埘、塒、蹊云、弋橛也、詩經雞棲二于桀一といふ即是也、字彙に、橛其月切、門中橛爲レ閫、又木段即弋也と注せり、雞棲の號因て來る事尚し、吾大日本古來より上長押とその上との間に小杜ありて、是を鴨居といふ、即雞棲二于桀一の處にして、水鳥の名を用ゐて火を防ぐの杭とす、類聚雜要などに、母屋寢殿の指圖を載たるにも人家に鳥居の號あり、神社の總門こゝより神地といふ限りをあらはす物に、笠木とその下との間を雞棲とす、俗に通じやすき爲に鳥居とも書り、全體の名にはあるべからず、伊弉諾尊、伊弉冉尊二柱の故事にかけて、雞棲を說くのたぐひ論にたらず、或人云、林春齋の書たる物に云、鳥居の事、鳥とまゝやしきといふ事をいふ、さるものは主の供してこそ神社の前などでは行事かなはで、花標の下にて止り居れば、鳥はそこにをれといふ事のよし、神家の傳也といひしとかや、今思ふに、此事なにの據處もなし、つねの牽合なれば信ずべからず、

〔筆のみたま後五十五〕神門

鳥居は、〇略中大神宮儀式帳に、御門十一間於二葺御門一三間云云とある次に、於二不葺御門一三門云云とある、その不葺御門やがて後の鳥居にて、門と同じ物なり、鹿島問答にも神門と指て云り、其は次に引が如し、又儀式帳に玉垣門といふあり、それも畫に鳥居の左右に玉垣したるがある如く、その玉垣のあるを、鳥居のみ立るに對へて玉垣門と云へるにて、不葺御門なり、江家次第伊勢公卿勅使の條には、入二於第三鳥居一、立二幣案於第二御門外齋部屈レ身跪地如レ捧二案脚一祇候、又引二立御馬一禰宜等候二第三御門內西腋庭中一、とありて、御門といひ、鳥居といへれど、此鳥居は即ち儀式帳なる不葺御門の事なり、中右記寛治六年十月三日院日吉社に御幸にて、四日に還御の事を記して、寄二南院御事一とて、分註に、昨日一院自二鳥居門一下二御車一行給、今朝直寄二御車於御所一とあり、是も門なるから門と添て稱へる也、今の世にては伊勢の神宮の鳥居の如きが古

體の殘れる物なるべし、美麗にしたるは天竺にも是と形の似たる物あり、辨天など云佛の額の上にも付たる狀あり、佛法盛なる世に、その形の方へ流て打見るには同じ物の如なれり、されどもとより別物にて、佛法のに習ひて作そめたる物にはあらず、そも〳〵此物神の御社にのみかぎりて作り、はた神門なる事疑なければ、古きによりて不葺門とも神門とも云べき事なり、中むかしにくぎぬきといひ、今くぎぬき門と云物ぞ此なごりなりける、又とり居と云名の方を考るに、神の御門にのみかぎりて云べきにあらず、鹿島問答に、無名雉飛降、天稚彦宮前ノ湯津杜ニ居テ鳴ク事シキリナリ、神門鳥居ト名クルハ是緣也云云などいへるは、附會說にてとるべきにもあらず、鳥居は神門にかぎる稱にあらず、古くは葺ずのみ門とこそいひたれ、鳥居と云名も聞えず、和名抄には門をあげ、閭閻をあげ、坊門をあげ、雞栖をあげたり、是にても鳥居は坊門の次に云ほどの物にて、神にかゝはりまうせる物ならぬ事を知るべし、とりゐと云は門の類の中にて甚いやしきを云名なり、和名抄の註に、考聲切韻云楣、今之門鷄栖也、辨色立成云、鷄栖鳥居也、揚氏說同と云り、更に神の事はなし、此鷄栖と云物は鳥のとまり木の樣なるより名づけたるならむ、されば、是もくぎぬき門の如き物と思はる、次に出す聖戒畫詞の畫の如き物なるべし、京わらべ上卷五條天神の祭の畫に、社のめぐりに玉垣して、其玉垣にかゝる口を設け、其より又外の方に去りて常の鳥居を畫り、是は神門にあらで鳥居と覺えたり、鰐口がけたるは近世の風にして云べきかぎりにもあらず、○圖略

伊勢の神宮の神門の古代のさまにてかはらざるに合て考るに、神門は の如く、鳥居は人家の門にて 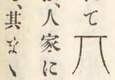 かくの如くにて、横の木の二ツなるが違目なりけむ、本より同意の物にて、形も似たれば、人家にいふとりゐの名が神門の方にうつり、信の鳥居の方をばくぎぬきと云事に混れ成て、其まゝに定れる物なり、大神宮諸雜事記に、弘仁四年九月十六日云云、自今以後姙胎女不參入於鳥居內也云云とあり、其頃はやく鳥居の名の神門の方に轉りたるにや、又後にしか記るにやあらむ、何にも儀式帳のむねに合はざれば正しき名にあらず、猶鳥居の名其後も同書に見えたり、一鳥居など云稱も同書にあり神門ならで古に鳥居といへる門は今も田舍などには多くありて、右に引る京童の中の畫の類にて、扉は有らずて只己が住居のかぎりの如く立たるにて、人の入るを禁むるための物にはあらず、○下略

〔類聚神祇本源十一外宮別宮〕一大中小社差別事

太政官符　神祇官幷五畿七道諸國司

應早定置天下諸社大中小神殿雜舍瑞垣珠垣鳥井幷四至內地町數事

一大社四至限九町

內外鳥居二基內一本、高九尺、口徑八寸、外一本、高一丈、口徑九寸、

一中社四至限八町

內外鳥居二基高八尺、徑七寸、

一少社四至限四町

鳥居一基高六尺、徑六寸、

寶龜二年二月十三日○節略

○按ズルニ、本文官符ノコトハ、社格篇大中小社ノ條ニ詳ナリ、

〔江家次第十二神事〕伊勢公卿勅使進發幷路次儀

宮司三人先行、渡宮川參豐受大神宮第一鳥居下、下馬行列、○中略至第二鳥居下、內人二人、灑鹽湯獻大麻畢進入、

〔大神宮諸雜事記一〕弘仁四年九月十六日、豐受宮大內人神主眞房妻參詣於彼宮御祭天、祇候玉垣

下之間、件女乍坐、産生畢、○中略自今以後、姙胎女不參入於鳥居內也、

〔權記〕寛弘二年十二月十五日己丑、參豐受宮、於一鳥居外解劒、二鳥居大麻鹽湯、

〔古老口實傳〕一宮中鳥居內吐唾等事、用疊紙也、

〔文保記〕宮中禁制物事

弓箭兵仗大刀、男女念珠本尊持經、不持入二鳥居之內、但僧尼念球威儀之上、不入第三鳥居中之間、非制限矣、

〔神祇提要九〕神社神寶祭器圖

凡鳥居有四、一曰二柱、二曰嶋木、三曰籆指(ワクサシ)、四曰藁座(ワラザ)、從其神社、其制各異、鳥居字有八、一曰鳥居、二曰天門、三曰神門、四曰華表柱、五曰額木、六曰雞栖、七曰助木、八曰鳥井、此內以鳥居神門爲通稱、

凡二柱鳥居、神明大社建之、是鳥居本式也、

凡鳥居制法不一定、大小長短從其社宮大小其地勢廣狹、其寸法七分一也、下皆倣此、

凡嶋木鳥井、蓋二柱誤也、然今大社小社共用之、且甚者以石作之、恐其習合弊也、卜部傳曰、鳥井所由初者、古昔日神入天石窟、諸神奏神樂、其時建木於石戸前、令雞鳴其木上、所謂常世長鳴鳥是也、其木乃鳥居初也、故文字從鳥居、又云、右柱屬陰、左柱屬陽、蓋木在上通左右、是乃陰陽交感之理也、又云、二柱鳥井表天字、故名天門、此外數說不暇擧、選其可者記之、

籆指圖○圖略

是制非宗源之式、權現天王大菩薩等之鳥居也、且以丹塗之、皆宮寺之制、習合之式也、下藁座鳥居亦例之、

〔神道名目類聚抄一宮社〕鳥居　其制一ナラズ、神社ニヨリテ、嶋木(シマキ)、籆指(ワクサシ)、藁座(ワラザ)等ノ差異アリトイヘドモ、當世皆通ジテ嶋木ノ鳥居ヲ立、石ヲ以テ是ヲ作ルモノ、後世ノ費ナリ、

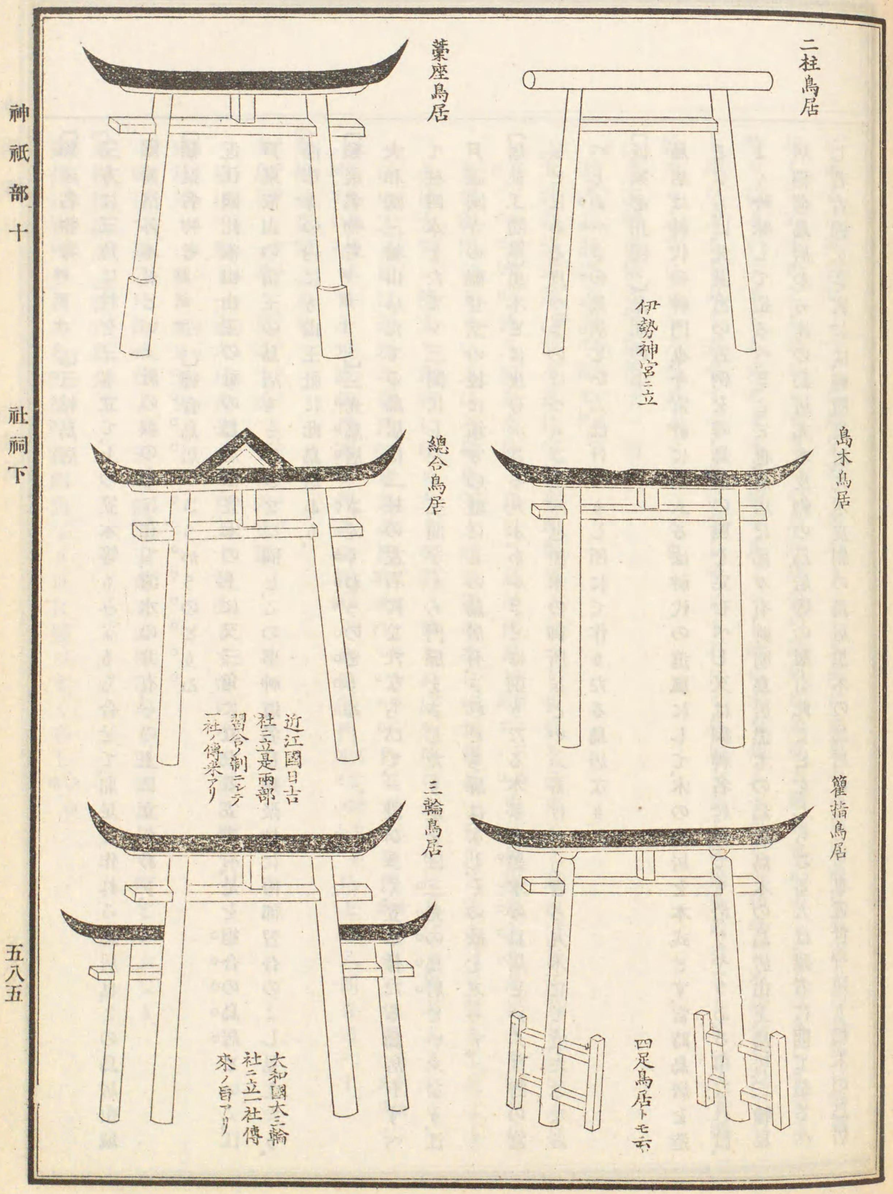

〔類聚名物考神祇十一〕三柱鳥居

三方に三角に柱を三本立て、上の笠木等もみなもち合せて、鼎足に作れる鳥居也、この鳥居山城國西洛外本糺といふ社の森の中に在て、清水の井有、その上に立てあり、

〔類聚名物考神祇十一〕總合鳥居　さうがうのとりゐ

近江國比叡山山王の社の鳥居は、笠木の上に又三角に立たる笠木有、是を總合の鳥居といふ、江戸東叡山の山王の鳥居もそのさまに同じ、この事神道名目類聚抄に兩部習合のよし見えたり、淺草寺の内にも山王社に此鳥居あり、

〔類聚名物考神祇十一〕三光鳥居　さんくわうのとりゐ

大和國三輪山にたてる鳥居は、二柱の左右になたならびて、一段ひきく、笠木付たる鳥居有、すべて柱四本をたてゝ三間にしたり、三間ながら門扉をさしたり、是をば三光の鳥居といふなり、江戸護國寺の觀音堂の後に鎭守の社にこの鳥居有、されども扉はなし、その故を知らず、

〔屠龍工隨筆〕黒木とは皮むかざる丸木、あかきとは削りたる木なり、黒木の鳥居といふは野の宮などにある皮つきのけづらざる木也、黒木の御所などいふもけづらざる丸木にて立たるなるべし、あかきの鳥居といふは、けづりし所にて作りたる鳥居なり、

〔匠家必用記下〕鳥居の事

鳥居は神代の神門也、今宮社に用ふるは神代の遺風にして、木の鳥居を本式とす、當時鳥居を造るならば、先其宮の古例を尋鳥居の風を定むべし、又は御神名に付ても造りやうある事なれば、よく吟味して造るべきこと也、鳥居に品々有、神明鳥居、黒木の鳥居、島木の鳥居、山王鳥居、三輪鳥居、稻荷鳥居、わら座の鳥居、丸木皮剝の鳥居等の製有此ことをしらざる人は、識者に問て造るべし、若古例なき宮には、神明鳥居、丸木皮剝の鳥居黒木の鳥居にして可也、近世押通り嶋木の鳥居に造るは其宮によつて自然と誤も多かりなん、又外に雨覆ある鳥居、或は石ずゑの鳥居は略義にして、式正のことにあらず、又石の鳥居唐金の鳥居は、是亦大略義也、心あらん人は木にて造り、時々造りかふるを見て推量すべし、故に名目抄にも石にて鳥居を造るは後世の費なりといへり、番匠たる人常にこゝろ得あるべきこと也、

〔皇大神宮儀式帳〕御門十一間

於不葺御門八間（各長一丈三尺、高九尺、）

〔大神宮儀式解四〕於不葺は宇倍布加奴とよむべし、板葺を云、草もて葺ねば於不葺とはいふ也、（葺はもと草にやぶればなり）此八間を今の一鳥居、二鳥居、西鳥居（俗に三鳥居といふ）南鳥居、東鳥居、北鳥居、八重榊鳥居、蕃垣御門なりといふは不勘也、下女嬬侍殿の次に、板垣廻長一百卅八丈六尺と見えて、是より上は大宮一院あり、此内に收めたる御門八間なれば、外院の鳥居には及ばず、仍考ふるに、こゝにいふ八間は、瑞垣北御門（現存、これを俗に猿頭門といへり）、蕃垣御門（現存、後に鳥居とし、八重榊鳥居といふ）、外玉垣東御門、西御門、北御門（各中絶）、南第五門（現存、冠木鳥居といふ）、已上の八間あるべし、

〔嚴嶋道芝記一〕本社

大鳥居　一基　高さ十丈　笠木八丈餘

楠にて廻り一丈六尺、舌先より百五十間去りて、海の中正面に建つ、

鐵鳥居　一基　高さ五丈

鐵にて廻八尺餘、神前より三町餘、護王前と云所にあり、則鐵鳥居の町といふなり、

〔本朝俗諺志二〕住吉鳥井

攝州住吉四の宮の鳥井は、二柱四角なり、世に類ひすくなし、（中略）

山王鳥井

江州山王の鳥井は、笠木のうへに又三角の笠木あり、是を總合の鳥井と云、〇中略

三輪鳥井

和州三輪の鳥井は二柱の左右に一段低き鳥井有、二ツともに扉ありて門す、是を三光の鳥井といふ也、

〔新編相模國風土記 二十八足柄下郡〕箱根三社權現

大鳥居、石ニテ造ル、大門ノ入口、吾妻川ノ涯ニアリ、兩柱ノ間一丈二尺餘、高二丈五寸、一鳥居、大門ノ中程ニアリ、柱間九尺八寸、高一丈六尺、二鳥居、再建未成ラズ、三鳥居、本社ノ前ニアリ、石ニテ造ル、柱間一丈二尺、高一丈二尺餘、鳥居、横大門ノ入口八町坂ニアリ、柱間九尺五寸、高一丈五尺、

〔新編鎌倉志 一〕鶴岡八幡宮

大鳥居、由比濱ノ方ニ有ヲ大鳥居ト云、兩柱ノ間下ニテ六間半、高サ三丈壹尺五寸、石柱ノメグリ壹丈二尺五寸、笠石ノ長サ八間ナリ、一二ノ鳥居ハ、兩柱ノ間下ニテ四間、柱ノメグリ七尺ナリ、東西ノ透門ニ又鳥居アリ、兩柱ノ間壹丈三尺五寸、柱ノメグリ四尺五寸、東西同ジ、都テ五所ニ鳥居アリ、〇中略今ノ鳥居ハ、寛文乙巳ノ年ヨリ戊申ノ秋ニ至マデ、上下ノ宮諸末社等ニ至マデ、御再興有シ時ノ鳥居ナリ、其書付ニ鶴岡八幡宮石雙華表、寛文八年戊申八月十五日御再興トアリ、三所ノ鳥居共ニ如斯アリ、鳥居ノ石ハ備前國犬島ヨリ取寄ラル、其時ノ奇瑞等ノ事、寛文年中修復記ニ詳ナリ、

〔日光山志 五〕石御鳥居、總高二丈七尺六寸五分、柱石差渡し三尺五寸、柱根入凡二尺五寸、地輪石八尺四方、東照大權現と彫たる文字置場總唐銅の御額を掲ぐ後水尾院の御宸翰なり、是は黑田筑前守長政獻備の御鳥居にして、柱に銘文をしるす、

石御鳥居之銘

奉寄進日光山東照大權現御寶前石鳥居者、於筑前國削鉅石、造大柱而運之南海、以達于當山者也、

元和四年戊午四月十七日　黑田筑前守藤原長政

〔速水見聞私記 六〕山城八幡三鳥居銘

山城八幡　三鳥居

石清水八幡宮者、本朝如在之宗廟、源家尊崇之英靈也、方今奉爲武門繁榮、慇禱邦國安泰、奉謹雕巨石以爲華表而建之、

正保二年五月吉日　從四位下行信濃守大江朝臣永井氏尙政

民部卿法印林道春誌之

〔元德二年三月日吉社並叡山行幸記〕志賀辛崎になりぬれば、たが世にひける子日ぞと、問べき松はふりはてゝ、うらわはるかにたつ鳥井、あけのひかりもいちじろく、おほ江のうきはしうちわたり、三津の濱邊になりぬれば、富津のなかみちすなほにて、梶井渡は程もなし、

〔太平記 二十六〕芳野炎上事

武藏守師直、三萬餘騎ヲ卒シテ吉野山ニ押寄セ、三度閧聲ヲ揚タレ共、敵ナケレバ音モセズ、サラバ燒拂ヘトテ、皇居並卿相雲客ノ宿所ニ火ヲ懸タレバ、魔風盛ニ吹懸テ、二丈一基ノ笠鳥居、二丈五尺ノ金ノ鳥居、金剛力士ノ二階ノ門、一時ニ灰燼ト成ハテ、煙蒼天ニ立チ登ル、淺猿カリシ有樣也、

〔吉野詣記 三條西公條公〕行々てよしのに入ぬれば、關屋の花はちりて所々のこり、ちりおつる花を谷風の吹あげたる世ばなれたるさまなり、こもりかつての兩社に參り、かねの鳥ゐ目おどろかれたり、鳥形の額あり、字形わきまへがたし、人にとひければ發心門とぞ申ける、入もて行まゝ

に、一里ばかりはいなをさかりなる花の木どもかずもしらず、おもひやりしにもきゝしにもこえたる壯觀とぞ覺えし、

〔快元僧都記〕天文四年四月廿四日、鳥居願、玉運小田原へ罷立、廿八日、神宮寺萬人講日記付僧領狀云々、仍今日玉運歸倉、奉加之事、屋形申入判形有之、本願玉運歡喜、晦日當院へ被來、勸進帳事、勸進沙門某敬白、相州鎌倉府由井濱大鳥居蒙靈神之瑞夢、令再興之狀、

抑鶴岳八幡大菩薩者、號護國靈驗威力神通大自在王菩薩、〔中略〕鳥居西柱胎金兩部之儀、笠木之平等顯正直之覺體、是則諸佛經行之處善神出入之門也、故天王寺建石鳥居、吉野山立銅鳥居、其中央有額、文云、釋迦如來、久遠成道、當極樂土東門中心、誰謂之無功德乎、昔韓朝有願天仙者、忽化白鶴、昇華表、去歷一千年歸來、于爰花表者是吾朝鳥居也、夫泰山不讓土壤、故能成其高、河海不厭細流、故成其深、以之思則不可嫌寸鐵尺木之施、亦無厭一紙半錢之小財耳、伏乞一天泰平、國餘九年之蓄、兆民詮雲稼之秋、永免瘴烟之葬、仍勸進旨趣、蓋以如此、

沙門某敬白

天文第四曆仲夏初三日

〔大社志〕鳥居〔四基、中二基、制以青銅、其一基天正年時、大江綱元卿寄進、其一基寛文造營時、大江綱慶朝臣遂例寄進、〕

〔新編相摸國風土記三十足柄下郡〕熊野權現社　村ノ鎭守ナリ

銅鳥居〔井伊掃部頭某寄附ト云〕

〔日光山志五〕唐銅御鳥居、御手水屋の前に建り、御額なし、笠木に金御紋五ッあり、高凡二丈許、

〔源氏物語十賢木〕物はかなげなる小しばをおほがきにて、いたやをもわたり〳〵いとかりそめなるくろぎのとりゐどもはさすがにかうざ〳〵しくみえわたされて、わづらはしきけしきなるに、〔略〕下

〔和漢三才圖會七十二本〕野宮　在嵯峨二尊院南林木中

伊勢齋宮之野宮也、黒木鳥居、小柴垣等、形略有、

〔中右記〕保安元年四月廿八日、依有召參院御所、〔白河中略〕○右大辨顯隆朝臣被仰云、近日山三井寺大衆競發也、元者三井寺大津濱相分山寺分也、而山三分方、彼住人竊立鳥居、是不觸本山本社、盜立也、然間三井寺僧侶破弃鳥居了、山僧衆徒咎此事、事亂發之間、寺衆徒追却切鳥居僧〻、然而山衆徒不止、從院召各長吏被制止也、廿九日依召參院殿下、民部卿治部卿別當右大辨被參、權僧正行尊從三井寺歸參云、夜前相具僧綱公伊增智禪仁覺俊等入寺、相逢大衆等、且下知仰旨、且僉議之所、衆徒申云、無左右隨仰可立鳥居、但尋舊路頗入天可被立也、今從山方所立之新路邊也、仍廣博也、此議大路一同、但公伊僧都猶申云、山之請文、註神境由之上、立鳥居條不受者、衆徒不諚仍早起座出了、自餘僧綱猶留座、與衆徒一同相議云、以鳥居頗入天尋舊路鳥居可被立者、以件旨人々相議可量歟之由以右大辨顯隆可被仰下也、先別當被申云、隨申請入舊路可被立鳥居、治部卿民部卿被申云、入舊路可立鳥居事、一旦可被問延曆寺也、猶爲訴者如何、予申云、新舊路間依不見事暗難量、申遣官使令見定後、可被立鳥居歟、山寺共以無憂可爲也、以此旨奏聞之、仰云、權大僧都公伊、先日被問之處、偏申大衆申旨、被仰下事申不可下知由之上、夜前入寺、又背衆議只不可立鳥居申、與大衆同意之由顯然也、早入本寺可平大衆亂發、不止衆徒濫行者、不可向京都、早々可追入本寺、若遲入ハ付撿非違可追也、但近日勤仕內御修法、早可召其替也、

又仰、三井寺長吏、如本可令立鳥居也、〔可立新路也、〕

又仰、延曆寺立件鳥居、下手人慥可令召進也、是不觸本山、

又仰、延曆寺本社猥立鳥居條、意趣所企依非常也、件旨召遣頭辨伊通、可被仰下者、其後令退出、今度仰旨尤可然、如此濫行慥不被制止者、爲園城寺有恐也、去永保元年六月、依如此下人燒三井寺可先蹤在近、誠可被制止歟、

額

〔吾妻鏡〕治承四年十二月十六日甲午、鶴岡若宮被立鳥居、

〔鎌倉大草紙〕應永廿年三月六日由比濱大鳥居御建立、奉行は上杉禪秀なり、此鳥井は頼朝公より代々公方の御再興のところ也、然ども久しく造營なくして、かさ木も朽果ける所に、此御代にかく御建立めでたかりける事ども也、

〔吾妻鏡〕養和二年〇壽永元年四月五日乙巳、武衛令出腰越趣江島給〇略中是高雄文學上人爲祈武衛御願、奉勒請大辨才天於此島、始行供養法之間、故以令監臨給、密議此事、爲調伏鎭守府將軍藤原秀衡也云云、今日卽被立鳥居、其後令還給、

〔和漢三才圖會六十武藏〕淺草稻荷　在淺草寺境內、

俗稱安左衞門稻荷、靈驗最也、人賽禮則誓立華表因所立鳥居不知其數、

〔大三輪神三社鎭座次第〕當社古來無寶倉、唯有三箇鳥居而已、

〔秦山集〕三輪大神、中有小鳥居、兩方有小鳥居、

〔東都歲事記一下〕二月初午　神田紺屋町の邊は、常に小宮鳥居を造りて商ふ故に、俗宮町といふ、此月分て買人多し、

〔神道名目類聚抄一宮社〕額　諸社大方鳥居ニカクル、亦社ニモカクル、神號、神階、社號ナド宜ニシタガッテ書ス、

〔徒然草下〕門に額かくるをうつといふはよからぬにや、勘解由小路二品禪門〇藤原行忠は額かくるとの給ひき、

〔大鏡三太政大臣實頼〕あつとしの少將の男子、佐理大貳よのてかきの上手、任はてゝのぼられけるに、いよのくにのなへなるとなりにて、日いみじうあれ、うみのおもてあしくて、風おそろしうふきなどするを、ずこしなをりていでんとし給へば、又おなじやうにのみなりぬ、かくのみしつゝ

日ごろすぐれば、いとあやしくおぼして、ものとひ給へば、神の御たゝりとのみいふにさるべき事もなし、いかなる事にかとおそれ給ける夜の夢にみえ給ひけるやう、いみじうけだかきさまにしたるをとこのおはして、此日のあれて日ごろへ給ふは、おのれがしはべる事なり、それはよろづのやしろに額のかゝりたるに、おのがもとにしもなきがあしければ、かけんと思ふになべてのてしてかゝせたてまつらむとおもふにより此をりならではいつかはとて、とゞめたてまつりたるなりとの給ふに、だれとか申ととひ申給へば、このうらのみしまに侍るおきなりとの給ふに夢のうちにもいみじうかしこまり申とおぼすに、おどろき給ひてはまたさらにもいはず、

○按ズルニ、集古十種扁額部ニ、伊豫國三島社額、參議佐理卿眞蹟、日本總鎭守大山積大明神トアリ、ナホ本書ニハ此他諸社ノ扁額甚ダ多シ、

〔百練抄五白河〕應德二年七月自朔日東西二京諸條每辻造立寶倉鳥居打額、其銘福德神、或長福神、或白朱社云云、

〔大倭神社註進狀〕丹生川上神社一座、在同國額、正一位、授冠年月未考、

〔玉海〕承安五年〇安元元年七月十三日、今日右衞門督宗盛、以信基朝臣示送頼輔朝臣云、伊津岐嶋額可申請、雖有恐本額前大僧正被書之、今又立鳥居仍可打額、申他人有憚所申也、可然之樣相計可令申云云、依有恐懼愁領狀、凡此道事不堪第一、物事有進退谷事等、爲之如何、

〔嚴嶋道芝記七〕古筆

大鳥居額。

表　後奈良帝御宸翰　嚴嶋太明神

裏　同　伊都岐嶋太明神

竪の長さ一丈横の幅五尺ありいにしへは此大鳥居の額表の方小野道風裏の方釋空海の筆
たりしを樓尾の寶庫に納置ぬ神主滅亡の時燒失す

〔廿二社本縁〕北野社事

此神和　太宰府乃天滿宮仁天坐寸彼乃額仁天滿宮安樂寺都阿
〔園太暦〕康永三年八月廿九日近江國栗太郡小杖神社神主源重賴誠惶誠恐謹言
請特蒙天恩且奉爲寶祚延長且爲增神明威光被授正一位狀
右當社神明者國中無雙之鎭守郡内五所之隨一也爲著御尊崇被授位記○中略然則正一位小杖神
之由被懸額於鳥居示社頭之莊嚴神明之威光何事如之哉○下略
〔宣胤卿記〕永正十四年七月三日正一位八幡宮此額事兼滿朝臣所望八幡ハ天皇正一位ハ臣下
之位也不可然之由申遣了五日兼滿朝臣所望額事女房傳達之間かな書一紙遣之
近年諸社の額に正一位と書そへ候へとも申に任候をかしき事に候
是は田舍かた山陰人もしらぬ神の威光に申候歟八幡宮御事はかた陰にも勸請申候へ御威
德は誰も奉知事に候○略所々にて額を見候も八幡宮の三字ばかりにて候東山慈照寺の鎭
守の額は平岡八幡のがくをうつし候へとも室町殿仰にて故實久卿書候もたゞ三字候一位を
書そへ候はゞ神慮にも違べく候歟此樣所望申候方へ演說候はゞ可然候歟額事は入木道七
ケの大事の内にて相傳候はで書候へば天罰を蒙候悉老相傳は勿論候へとも八旬に及候て
老屈候間心を盡し候事無術候先年も承候て書候ッ又當年も承候て書候しは額の分にては
候はず只かけ字の心に書候ッ世尊寺は其家候誰も申人候はゞ我方へ與奪し候へと申候て
書たがり候程に度々引付候し是も申遣候ばゝ悦候べき歟にて候さりながら傳達は聊斟酌

事候直に御使可然候心中難盡狀候

〔都名所圖會三〕祇園社は下河原を南面とし鳥居は石柱にして感神院といふ竪額あり照高院道
晃親王の筆なり

〔東牖子四〕祇園牛頭天王の鳥居の額に感神院と云へり按するに神明の鳥居に宮寺の號を額とする事當るべからず

〔都名所圖會五〕石清水正八幡宮

一鳥居山下宿院にあり八幡宮の額に佐理卿の筆なり（昭乘）これを補す

〔遠碧軒記上神祇〕吉田額　日本最上筆者清水谷

日本最上高日宮筆者清水谷　日本最上兩太神宮筆者清水谷

〔山城名勝志十三愛宕郡〕齋場所在吉田社南櫻門額日本最上日高宮大元宮日本國中三千餘座天神地祇八百萬神

内外宮皇齋場所後八神殿東西鳥居額外宮宗内宮源云云又本殿有額外宮宇氣皇太神内宮天照皇太神云云此二額從一位富子筆宮子惹昭院義政公御臺也

〔東國旅行談一〕鎌足公の宮

同國○陸奥須賀川宿の川あり堤をあがればかなる子細にて此所に勸請し奉るやらむ傳記詳ならず

〔並山日記〕廿七日○嘉永三年三月中略二宮明神にまうづ○中略なた夢窓國師の眞蹟とつたへて、やれくちたる杉のいたに神のみなをゑれる額あり板目ふかくされやつれてげに古きものとみえたり

〔枕草子十一〕神は　八幡此國のみかどにてなぎの花のみこしに奉るなどいとめでたし

〔本朝世紀〕天慶八年七月廿八日壬戌攝津國言上解文如左

攝津國司解申請官裁事

言上、神輿三前指東方荷送狀

右得管豐島郡今月廿六日解狀偁、號志多良神輿三前、以今月廿五日辰剋、從河邊郡方數百許人荷擔三輿、捧幣擊鼓歌舞羅列來著當郡、〇中略尋其案內、一輿者以檜皮葺造鳥居、〇中略今二輿者以檜葉葺、〇下略

〔日本紀略九一條〕正曆五年六月廿七日丁未、爲疫神修御靈會、木工寮修理職造神輿二基、安置北野船岡上、

〔日本紀略十一條〕長保三年五月九日庚辰、於紫野祭疫神、號御靈會、依天下疾疫也、〇中略御輿內匠寮造之、

〔雍州府志二神社〕今宮　在紫野、〇中略一基神輿上、鳳凰羽翼之下、有延曆四年五月九日之字、又傍有作者之名、一說古山門有嗷訴、則寄日吉神輿於禁門、其事不如願、則棄置神輿而歸、是謂神輿振、倭俗以振字、爲棄置之義、或作振棄、此神輿亦自日吉社所棄置之物、而以是爲當社之神輿云、

〔三長記〕元久元年四月十一日甲辰、今日日吉八王子三宮王子宮遷宮也、亦七社御輿合戰間汚穢、仍被新造之、院廳沙汰頭辨長房朝臣奉行之、卽參向社頭云々、

建永元年五月廿九日己酉、被行僧事、仍早旦參院奏成功輩子細、寺家築垣等事問執行等、仰云、終功之輩、可被計任歟、可申攝政、〇中略

長快僧善眞八幡神輿功讓

〔百練抄十二順德〕承久元年四月十五日庚辰、日吉社神輿七基被調進、以押小路殿爲行事所、院廳沙汰也、諸女院被調進云々、去年奉振陣中之間、有所穢之疑被新造也、

〔新抄〕文永元年六月六日己酉、今日、祇園神輿三基新造、一基前左大臣以伊賀國造進之、一基修理大夫隆行卿以長門國造進、一基伊賀入道兼阿以豐後國造進、被奉送本社、明日御輿迎之故也、　二年十一月七日辛丑、仙洞御評定、關白以下參入之、筥崎宮神輿修造事被定之、一基行請法印二基國司沙汰都合三基云々、

〔元德二年三月日吉社並叡山行幸記〕三月〇正安三年廿四日、春宮後二條院御卽位わたらせ給ふ、同四年四月の祭禮に、大津生得の神人と駕輿丁の輩と喧嘩を引出て、神人神輿を射奉るによりて、その日の祭禮なし、神人の方人は賴存憲猷なりければ、はやく衾の宣旨を下さる、神輿は狼藉の根元生得神人が所行なれば、神人にかけて造替せらるべきよし定られけり、山門申て云、臨時の珍事は天災力なし、而神人に還てつくらせられん事神慮はかりがたし、且其例なき由奏申けれども御許容に及ばず、科人には無力之間、京都の入神人にかけて三のしなをつくり、使廳の下部をもて譴責に及びければ、帝都の民多以侘際し侍りき、造進の神輿は乾元元年改元十一月廿一十二月五日に本社へ入奉りける、闕如の祭禮をつとめんがため、御こしむかへの儀を調て、神輿を八王子の神殿によせたてまつる所に、彌勒といふ宮籠俄にくるひいでゝ申やう、我八王子權現なり、跡を下界にたるゝ事は、慈悲利生のため也、而此神輿は人の愁をもてつくれり、更にのるべからずと託宣し侍しを、宮仕法師等物付を引籠て、おして神幸なし奉り、卯月五月の祭禮一ヶ月のうちに行はれければとる物もとりあへず、〇中略今度神人造進之神輿は、每年におして神幸なしたてまつるといへども、乾元元年より當年〇延慶二年に至るまで、八ヶ年の間一度も式日の祭禮なくして、かく振舞たてまつれることそ彌勒女が託宣まことに神言成けるとおもひあはせられ侍れ、〇中略同〇延慶四年〇應長元年正月廿四日、武家奏聞、申日吉大宮閉籠回祿事、云神輿入洛、云凶徒狼藉、門主貫首、其咎重疊之上は、社壇幷神輿造替は、懸三門跡可被修急速之功、諸門主以下衆徒在京不可然、悉可住山云々、〇中略公家武家御沙汰嚴密之最中、いかなる不敵のものかありけん、同六月廿七日、また中堂に閉籠して申云、〇中略社壇神輿之造營、可被懸門主之條不得其意、次時連行盛者眼前之、

〈年中行事繪卷　城南神祭所載神輿圖〉

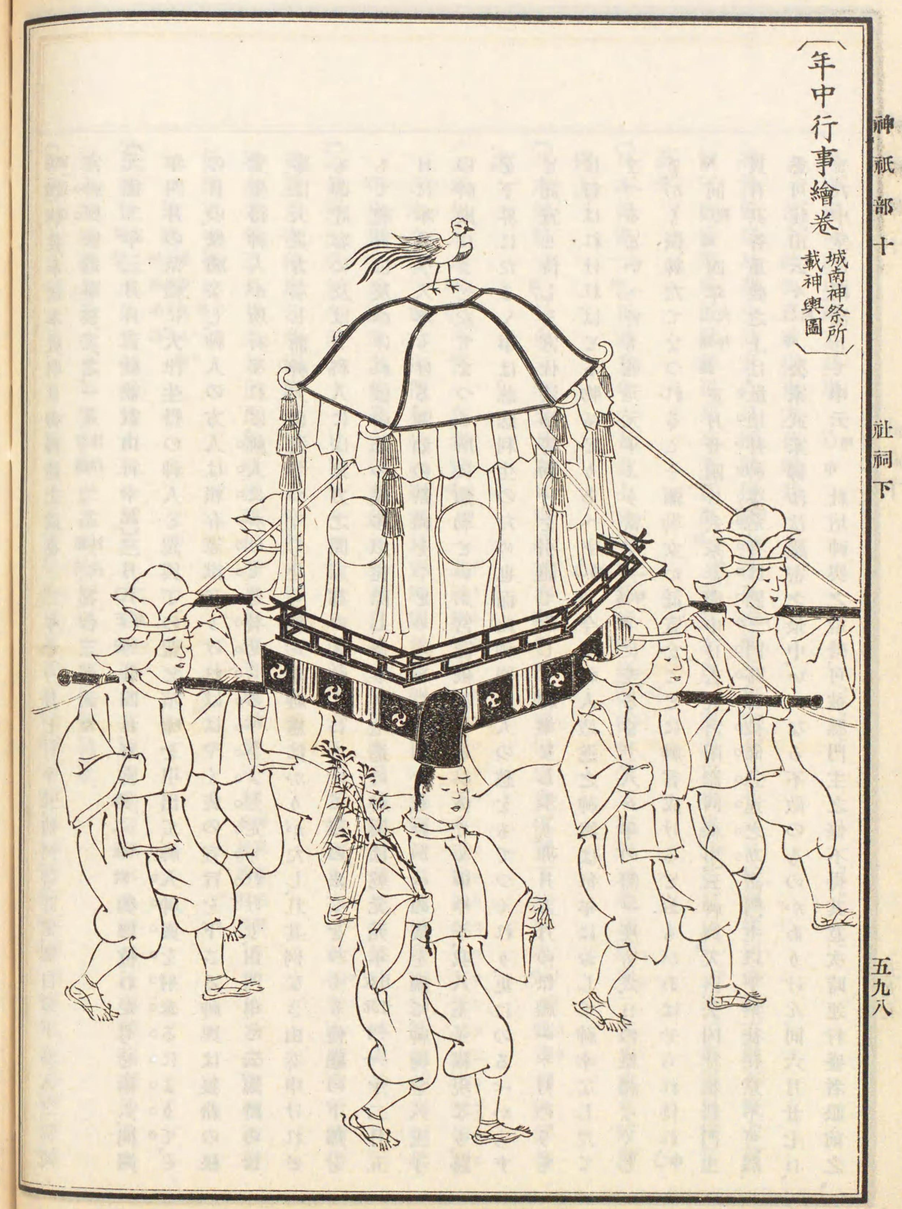

神敵也、不被罪科之條、爲代爲神其理可然哉、〇中略同二年三月廿日、正和元年になる、六月十二日に又陸奥守宗宣他界して怪異どもおほく侍ければ、これにや驚けん、山門申、時連行盛事既流刑畢、神輿造替以下事と可爲聖斷之由、關東改先度之事書、依て奏聞、同八月十五日仲親卿奉行にて被院宣偁、中堂閉籠衆申神輿神殿事、任先規爲公家御沙汰可被託其功、〇中略同〇正和二年には新院御治世わたらせ給ひて、大宮並神輿造替の御沙汰あり、神殿の料足は戸津升米、神輿の功程は京都の土藏にかけられけり、山門子細を申ければ、山門氣風の土藏には件課役を被除之由仰下されけれども、其御喜とて一宇別七百五十匹の沙汰をいたしつゝ修造畢りて、本社に奉送、〇下略

〔日吉神輿御入洛見聞略記〕傳聞、今度〇應安二年八月御歸座事、訴訟之篇、入眼之上者、奉勸還幸、於御輿者、於坂本可奉造替之由、自武家問答之間、卽有御歸座云々、定又有先規歟、可尋之、凡者於京都造替之後、可奉勸御歸座哉、

同六年春頃、於京都可有神輿造替之由有其聞、於坂本可有其沙汰之由兼風聞虛說歟、又其後篇目相改歟可尋之、院廳爲奉行、造替所假屋數十間新造、一條萬里小路南頰於是召集諸道細工、可令造替之用意也、或云、造替所者、門以下檜皮葺也、每日有御幸之故也、今度假葺略儀歟云々、

同七年甲寅六月廿日酉刻、日吉御輿七基、幷赤山御輿一基、出雲邊奉振寄之、兼日無其聞俄儀歟、今度但爲古輿之間、不奉移御神體云々、

同夜奉入祇園社、神儀無御入洛之間、不及備神供云々、

傳聞、去年造替所雖有建立、未及造替之分間、舊輿奉返入之由云々、

又聞、造替未事行之故者、山門張本、任訴召出之後、可有其沙汰之由自武家問答云々、又者大講堂料所數箇所、任申請雖有御寄進、衆徒等徒分持而、雖柱一本、未及造營之上者、先返進彼料所者、先可令造替神輿、造替以後者、卽可被返付之由問答云々、但神輿御造替料、諸國領別、大略運上、然而爲當山門之非義、如此問答云々、實說猶可尋之、

同三年〇永和丁巳六月下旬、山僧杉生金輪院、圓明院等諸大名、十人出、又聞造替未事行之故者、山門張本任訴召出之、

康曆元己未閏四月十四日、武家執事武藏守賴之、依諸大名訴訟、自大樹被立御使之間、忽沒落四國了、於不落命之條、偏大樹之芳恩、此間之舊好也云々、是則日吉神輿數年雖有御在洛、造替事一切無沙汰之間、爲神罰之由乘人口歟、仍同五月頃、山門使節宿老數輩列參之時、大樹對面、造替事指定奉行、日時等嚴密被下知之間、山僧等開眉頭、先於神輿者、可奉歸入之由申之云云、

康曆二年庚申六月晦、七社御輿造營事畢、卽今日坂本奉送之人夫千餘人、自松本載舟唐崎可著之、於彼奉莊之云々、

〔日吉社神道秘密記〕神輿御造進者、第五十代桓武天皇行幸、延曆十辛未年卯月第二申日ヨリ七ヶ日御參籠、增倍依勅願御輿御造進之事、大宮二宮兩神輿在之、其後時々、殘五社之神輿御造進也、巨細猶奧記之、

〔神まつり〕十七日、〇天保十年四月、中略、御祭は世の常のさまとは事かはりて、まづ御迎の榊まゐる、すべてかう〳〵しう神さびしめやかなる事、たゞん方もなくかしこし、〇中略御祭の奉行青山大和守幸哉、松平市正親良衣冠して、僧綱ならびにその下司等したがふ、次に鹿沼木幡の社人狩衣、次に素袍著五十人、麻の上下きたる五十人、次に桑子地に金の御紋を蒔繪して、四方に御鏡かけてかがやける神輿は、白張著百人にて舁奉る、次に麻の上下著たるが十人、次にまた太鼓鉦鼓金の御幣、素袍著二十人つらなり、巴の紋蒔ちらしたるは、左の神輿といふ、こは山王にましますとぞ、また右の神輿といふも、おなじく太鼓、鉦鼓、金の御幣を先に立て渡り給ふ、是は摩多羅神にましますときこゆるはまことにや、蒔繪には茗荷の紋つけられしは、いかなる故か知らず、

○按ズルニ、本文ハ將軍德川家慶日光參詣ノ日、圖書頭成嶋司直ガ錄セル祭禮ノ記ニシテ、近代ノ神輿ハ概ネ此類ナリ、

〔日光山志五〕御本社御神輿　白張著百人奉昇

御神輿金梨子地金御紋ちらし、錦の御戸帳、御かなもの金色なり、四方に御鏡を掛給ふこと數多なり、御上屋の上に金の鳳凰有、其外小鳥數十羽、又神輿の左右の下の方に金滅金の御衝立あり、堅一尺程、横一尺七八寸許、地紋虎の高蒔繪なり、其餘の結搆なる事は准じて知べし、雨天の時は猩々緋の御雨覆を奉懸事は三輿ともに相同、

御左の神輿　白張著五拾人奉昇

神輿金梨子地、錦の戸帳、御紋巴の金紋ちらし、上屋の上に金の鳳凰一羽、外に小鳥前に同じ、其餘大概相同じ、神輿の下の方に金滅金の衝立左右に有て、猿の蒔繪摸樣、これも御本社の御飾と同じ、

御右の神輿　白張著五拾人奉昇

神輿金梨子地、錦の戸帳、上屋のうへに金の寶珠あり、其外に小鳥すべて金色、丸の内に向ひ茗荷の金御紋ちらし、其餘前とおなじ、神輿の左右の下の方に朱塗の鳥居あり、

〔百練抄五堀河〕寛治二年十一月廿九日、前大貳實政除名、配流伊豆國、幷緣坐者同流罪、依射危正八幡宮神輿也、僉議之間、攝政直廬有光耀、在陣之公卿一兩、見鬼物之靈異、

長治二年六月二日、諸卿定申太宰權帥季仲同意于八幡別當光清、射危竈門社神輿、殺害日吉神人事、幷竈門宮可爲八幡末社哉否事、

嘉承二年七月十二日、散位賴貞配流佐渡國、去長治元年押入香椎宮、射危神輿、殺害神人之故也、令勘罪名、

〔百練抄八高倉〕治承元年四月十三日、延暦寺衆徒、相具七社神輿參內、欲入陣中之間、武士相防流矢誤中十禪師神輿、未曾有之例也、神人宮仕等、同中矢亡命、然間衆徒弃神輿逃去、仍召祇園別當隆憲、可奉迎神輿之由被仰下、臨夕祇園所司神人參入奉迎之、

〔壬生家文書〕安元三年四月十三日、延暦寺衆徒、先神輿七基十禪、客、八王子、祇園三基、京極寺等也、推參陣頭之間、武士相禦、中矢殞命二人、被疵者兩三人、仍神人等弃置神輿分散、

同日以官使被實撿弃置神輿之處、二條北西洞院東所大神輿七基也、其內十禪師神輿矢一筋射立葱花下、

同日、召祇園別當隆憲僧都、神輿等可安置祇園之由被仰之、蒙勅定退出、臨昏奉渡神輿於祇園社、○中略

同日○廿日今月十三日警固之輩、相禦凶黨之間、其矢誤中神輿、事雖出不圖、猶被行其科給獄所、

六月五日、日吉幷祇園等社神輿、宜仰神祇官被清之由被宣下之、卽神祇官人等參向祇園社、令被清神輿云々、

同日、三塔衆徒降西坂下邊、奉迎取日吉神輿三基於本社、

同月七日、被調獻祇園神輿三基、

同月廿二日、被調獻日吉神輿七基、幷京極寺神輿一基、

〔源平盛衰記四〕山門御輿振事

治承元年四月十三日辰刻ニ、山門大衆日吉七社ノ神輿ヲ奉莊、根本中堂ヘ振上奉、先八王子客人權現、十禪師三社ノ神輿下洛有、白山早松神輿同振下奉、大嶽水呑不動堂西坂本下松伐堤梅忠城寺ニ成ケレバ、祇園三社北野京極寺末社ナレバ、賀茂河原ニ待受テ力ヲ合テ振タリケリ、東北院ノ邊ヨリ神人宮仕多ク來副テ、手ヲ扣キ音ヲ調テ喚叫(チヽトサヽ)、貴賤上下走集テ之ヲ拜シ奉ル、法施ノ聲

々響天財施ノ散来地ヲ埋タリ、一條ヲ西ヘゾ入セ給ケル、マダ朝ノ事ナレバ、神寶日ニ耀テ、日月地ニ落玉ヘルカト覺タリ、

〔平家物語二〕座主ながしの事

治承元年五月五日の日、天台ざす明雲大僧正、公請をちやうじせらるゝうへ、盜人を御つかひにて、如意輪の御本尊をめしかへひて、御ぢ僧を改易せらる、則ゑてうのつかひを付て、今度神輿内裏へふり奉つし衆徒の張本を召れけり、

〔吾妻鏡十一〕建久二年五月二日己酉、大夫尉廣元飛脚自京都參著、大理被獻書狀、去月廿六日山門衆徒、爲訴申左衞門尉定綱頂戴八王子客人十禪師祇園北野等神輿、參閑院皇居之間、則有群議罪名減死罪一等、可被處遠流云々、其趣定被宣下歟由、又遠江守義定朝臣飛脚參申云、當時禁裏守護番也、去月廿六日神輿入洛之時、家人等仍相禦不可發鬪戰之由、頻有別當宣之間、謹愼處、家人四人同所從三人、忽爲山徒被刃傷、依仰朝威怖神鑒、已如忘勇士之道、可始招人之嘲歟云々、此事有其沙汰、善信行政俊兼盛時等依召參上之云々、

〔吾妻鏡二十三〕建保六年九月廿九日丁酉、京都飛脚參著、申云、去廿一日山門衆徒頂戴日吉祇園北野等神輿入洛奉振閑院殿陣頭、仍遣北面衆被防禦之、又住京健士光員基清能直廣綱等依勅定、馳參宮門、相支之處、加藤兵衞尉光資（光員男、後號加藤新左衞門尉）切落八王子神輿丁男腕之間、令汚穢神輿、仍奉振弃歸參、是石清水別當法印宗清執務鎭西宮崎宮之間、天台末寺大山寺神人、船頭長光安爲宮崎宮留主、相模寺主行遍并子息左近將監光助等被殺害、仍衆徒蜂起、勒奏狀訴申之間、行遍光助雖被禁獄、沒收宮崎宮爲山門領、并可被配流宗清法印之由訴申之、所奉動神輿也、

〔百練抄十四〕嘉禎元年七月廿三日甲申、日吉神輿三基於損任法懸合之刻、於近衞院（法成寺號龍角）宮仕法師多被疵或被切伏了、各弃神輿、於衆徒者自河原逃散洛中之騒動也、江州守護人信綱法師息左衞門尉高信、於高嶋郡刃傷神人之間、任建久例可被行死罪之由山門訴申之故也、八王子神輿觸穢血氣多懸云々、廿四日乙酉、今曉神輿二基奉渡祇園、於八王子御輿者有死穢疑、奉安置于祇陀林佛前、道俗成群參拜云々、

〔吾妻鏡四十八〕正嘉二年四月廿一日庚子、京都飛脚到著、申云、去十七日卯刻、奉振日吉神輿三基於縫殿陣口、警固之輩鏁諸門之間、取御正體投入築垣内、是園城寺戒壇事、依可有勅許也、

〔延喜式神名帳頭註〕丹波桑田郡

大井　月讀命也、建治乙亥四月、神輿依大井河大水而流此地、故國民祭之云々、

〔集古圖八〕東大寺八幡宮神輿三基（略圖）

上司三位家所傳古文書

東大寺八幡宮遷宮神輿事、任天平所見可有其沙汰、但天子乘輿不相異之條不可然、爲神輿之上奉懸正體可用金物御帳可爲紫錦候也、以此旨可被下知給也、院御氣色所候仍上啓如件、

五月七日　　中宮大進隆蔭

謹上　左大辨宰相殿

〔玉海〕治承三年六年十二日己亥、今夕行幸土御門第、又行啓云々、依令避祇園神輿路頭、次有行幸行啓也、

〔仲資王記〕建久五年三月四日乙丑、依造住吉社役料云、廣田神輿上道由告來、即奏聞了、爲奉留左京神官二人沙汰、季親等夜内可下著之由召仰了、五日丙寅、今朝神祇官官人代、並鉦取武末等爲留神輿重下遣也、六日丁卯、申刻神輿於神崎奉留之由所告來也、即申上、又公人一人可被副遣之由申上了、無御召引之由云々、十一日壬申、廣田社神輿歸座本社之由官使並本官使等言上（酉時也）今朝被仰下使廳之由大理被示也、而一應先爭不辭申哉云々、

〔基量卿記〕元祿九年三月廿七日、辰刻內侍所假殿上棟如例、未剋淸祓、卜部兼連卿參仕、及酉剋渡御儀有催、抑半車(ハクルマ)令舁出義、舊例刀自等女官之沙汰也、然而力不堪之間、以密儀伯其外便宜近臣奉助力、近年寬文三同十三假殿渡御(火炎之後、暫時御坐近衞右府之亭之時也、)兩度如是、延寶三新殿渡御之刻、供奉次將等相加云々、立列之次將先例無之儀也、延寶度之儀不可然歟、然而此度供奉次將八人也、奉舁出之事被仰付、以上八人之內二人候脂燭、殘六人可舁云々、今度儀一向中御門大納言資熙申沙汰之間、奉行頭辨尹隆朝臣申談所、返答如此云々、其後頭辨又尋云、御半車(ハクルマ)殊之外重シト、臨時次將六人ニテ奉舁儀可難被成歟、內々人數可有用意歟之旨被申談之所、其段中御門請合申候、六人ニテ成程可成由也、依之閉口云云、臨時各列立、已欲令乘御之、御辛櫃甚重、漸奉乘於御半車之後、次將六人等一向不堪力、難叶之間、頭辨語少納言弘賢朝臣、相加八人而奉舁之處、猶以不叶、依之命宣顯輝光可被罷舁之令下知之處、依奉行命者不可奉舁、有所存之由申之、不動列之間、頭辨走來告議奏、于時主上○東山下御於庭上御待之間也、頭辨御半車以外重シ、次將等力不堪、依之頭辨少納言相加猶不堪、召宣顯輝光之處、稱有所存不承服、如何可仕哉之旨申之、依之人々驚入、中御門久我等大納言、柳原正親町等中納言走參、主上被聞召、近臣之中三條中將久世中將兩人、可急參由被仰出、則馳參各奉舁猶不叶、依之外樣內々輩爲見物參集之輩走集奉舁漸下御、駕輿丁被舁、無事入御云々、

〔雍州府志二神社〕祇園社　在東山八坂鄕、號感神院、○中略六月七日○中略午後三社神輿寄本社簾外、祇園執行寶壽院遷神於輿中、而遊行四條京極旅所、於是梅坊遷神於旅所假宮、同十四日朝所飾之山鍊行、午後梅坊於旅所遷神於輿中、而入本山、於茲執行又遷神於本社、空輿先靠神前、凡五月晦日、三基中第三神輿一基、入夜出四條宮川邊、則返本山、二基神輿、共同置拜殿、古第三神輿、於河邊灌水於空輿洗塵埃、今雖無其儀、謂神輿洗、七日十四日祭儀畢、十八日夜又如五月晦日之式、是亦謂神輿洗、而後納三基神輿於神輿屋、

〔神道名目類聚抄二祭器〕

神輿

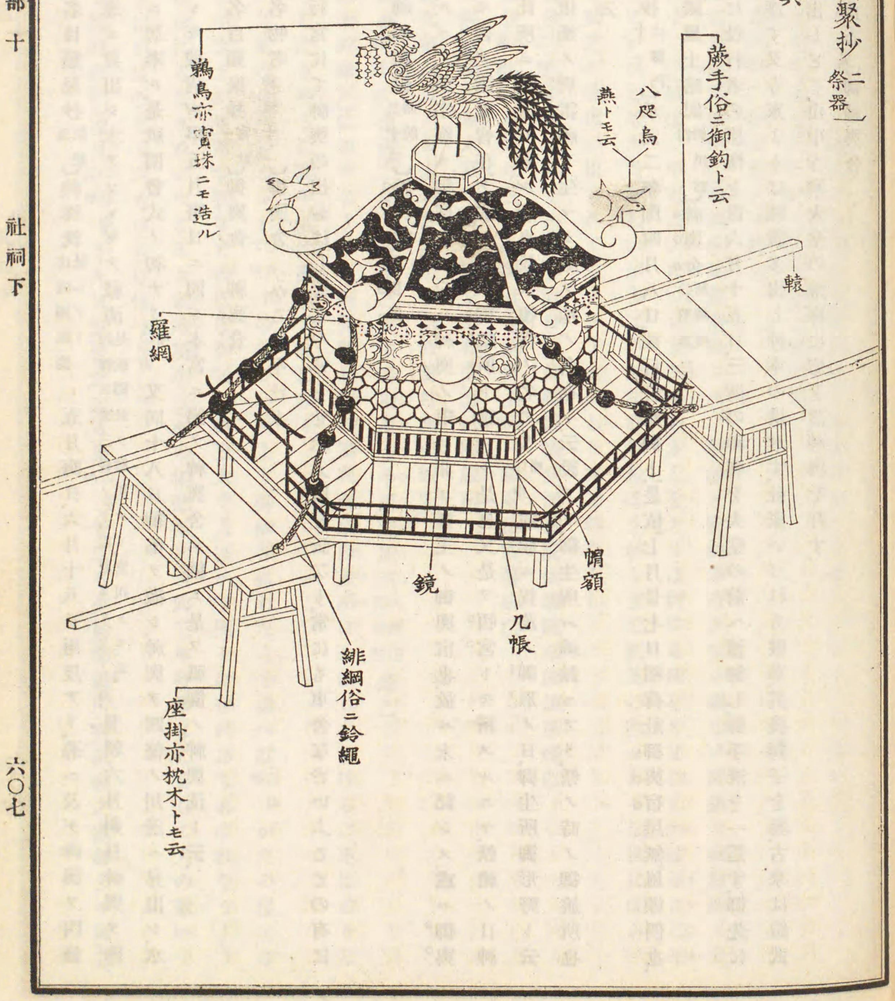

神輿宿

〔神道名目類聚抄五祭祀〕神輿洗山城國祇園社ニアリ、五月晦日、六月十八日兩度アリ、暮ニ及デ神輿ヲ四條ノ川邊ニ舁出シ、水ヲソヽギテ祓清、四條ノ流、三條ノ下、松原ヨリ上ノ方、是祇園社ノ祓川ナリ、宮川トモ云、翌朝六月朔日、神輿ヲ飾神前ニ居奉ル、是祇園會式ノ初ナリ、○中略又同十八日御飾ヲ撤シ、神輿ヲ四條ノ川邊ニ舁出シ、水ヲソヽギ祓清ル事、五月晦日ニ同ジ、本宮ニ歸テ神輿舍ニ納ム、是ヲ祇園ノ神輿洗ト云、

〔神道名目類聚抄一宮社〕御輿舍（ミコシヤドリ）　神輿倉（ミコシクラ）

〔類聚名物考神祇十一〕御輿舍　みこしやどり

神の行宮にて、神輿の出おはしましやどらせ給ふ所を云なり、常にも車舍などいふことの有に同じ、

〔古今神學類編二十三諸院〕神輿宿御旅所

按ズルニ、二所宗廟ニ御輿宿ト云ハ、神輿ノ事ニ非ズ、齋王ノ御輿宿也、故ニ末ニ記シヌ、或ハ御輿次トモ書テ諸社皆在之、或ハ俗ニ御旅所ト稱スル是也、又是ヲ頓宮トモ稱スルニヤ、祭禮ノ日神輿ヲ此所ニ安置シ奉ル所也、故ニ頓宮ノ名アリ、○中略或記ニ賀茂ノ御形（ミアレ）ノ日、御生所御形野ト云ハ、玉依姫ノ別雷神ヲ生マシ給フ地ノ名也ト云說アリ、御生所ハ神館ニアリ、祭ノ時ノ御旅所也ト云云、

〔百練抄十一土御門〕承元二年閏四月八日、被行軒廊御卜、是依七月廿七日稻荷社御輿宿屋無風顚倒也、

〔出羽國風土略記四田川郡〕神輿舍○羽黑三所權現

壇上に役行者の影像を置、六月十五日、三所の神輿を大堂の前へ渡御し、御手洗を一巡す、御先に榊を渡す、又寺家よりは幟數多出し、神幸の供奉す、社家いづれも供奉、其後獅子を舞、古來は鎧武者等出しとぞ、山中寺家大堂の飛椽に席を設、神輿を拜す、

〔日光山志五〕御神輿舍

御旅所

陽明御門の西の方にあり、銅葺黑塗、前後に御唐戸ありて、御天井に天人の繪あり、

〔新編相模國風土記二十八足柄下郡〕箱根三社權現

神輿藏、桁行三間、梁間二間、神輿三ヲ藏ム、

〔神道名目類聚抄一宮社〕御旅所、御旅宮社トモ、祭禮ノ時神幸有テ、假ニ鎭座ノ所、是ヲ御旅所ト云、

〔枕草子十一〕神は　平野は、いたづらなる屋ありしを、こゝは何する所ぞととひしかば、みこしやどりといひしもめでたし、いがきにつたなどのおほくかゝりて紅葉の色々ありし、秋にはあへずと貫之が歌思ひ出られて、つく〴〵と久しう立たれたりし、

〔百練抄七二條〕平治元年十一月廿六日、六條院因幡堂、河原院、崇親院、祇園旅所燒亡、

〔百練抄八高倉〕治承二年三月廿四日、子刻、炎上、○中略稻荷旅所等燒亡、

〔明月記〕建永二年六月十四日、曉女房等令參祇園旅所、

嘉祿元年六月八日、未時許、女房參詣賀茂幷祇園旅所、

〔百練抄十三後堀河〕嘉祿二年二月十三日、午時、稻荷上中兩社旅所八條坊門猪熊燒亡、

〔荏柄天神緣記〕仁和寺なりける阿闍梨、北野の御輿西京の旅所におはしましけるに、車にのりながらとほりけるに、其牛俄に倒臥て死にけり、

〔さかき葉の日記〕おとゞし○貞治二年の冬つかたより、御榊都にわたらせ給へば、○中略かたの樣なるかりやきりかけだつ物などの內に、神司の四五人十人ばかり所々にむれゐて、あはれやう〳〵夜さむにもなりぬ、いつとなき御旅所かな、神の御愁だにも此三年叶事なし、まして人の歎いつのよにか民のこゝろもひらけ侍べき、

〔春日臨時祭記〕五月○嘉慶元年十九日、點祭之定日畢、○中略廿二日夕、於御旅所有試樂之儀、舞少々舞之、○中略

御旅所行事中綱了緣、願宗、堯緣、少用、

仕丁善願、覺舞、琳宗、良信、永禪、○中略

已上供奉人三百餘人、○中略行列各渡畢之後、役人悉入自御旅所中門、

〔康富記〕寶德二年八月一日壬申、北野神輿令出西京御旅所、

〔京雀二〕中御靈前町　此町は上御靈の御旅所にて、七月十八日より八月十八日まで、御靈の御輿こゝにおはします、

御旅町　むかし祇園前御旅所この町にありし、今は四條寺町に引うつされたりとかや、

〔京雀六〕四條通　この筋寺町通より東の方一町を冠者殿前の町といふ、こゝはぎをんどの御旅所として、毎年六月七日より十四日まで御こしをとゞめられ、參詣の貴賤道をさりあへず、舞殿には神子かんなぎなみゐて神樂を奏するに休隙なし、

〔雍州府志二神社〕祇園神旅所　則齋場所也、在京極四條辻南北兩所、凡毎年六月七日午後、靠三基神輿於祇園本社各位三座前、執行寶壽院侍神前、奉幣唱祝詞、遷神於輿中、毎一座遷畢時、舁神輿人、大呼三聲、於茲各勇進舁出之、執行亦乘腰輿、供奉神幸、到四條御旅所假宮、三家社僧中、梅坊預候假宮前、於茲又靠牛頭天王、幷八王子兩神輿於東假宮前、梅坊遷輿中之神於假宮、又遷一基神輿少將井之神於南假宮、其式與本山遷宮同、唯有執行與梅坊之異而已、然後置天王幷八王子之空輿於北御輿屋、置少將井之空輿於南御輿屋、如此則神存假宮、然近世社司獻供物幷燈火於空輿、而衒之貪米錢、夫神輿元神之爲所遷、則敬之可也、獻供物於空輿、則何有之乎、參詣兒女不知此義、先拜假宮畢、遂拜空輿也、

〔山城名勝志十四愛宕郡〕祇園御旅所元在烏丸東高辻北大政所町、亦少將井御旅所、在烏丸東冷泉北、御旅所社家記云、圓融院御宇助正者住高辻北東洞院西、天延二年五月下旬、夢助正宅有神幸云云、○中略詔六月七日件所爲旅所、御輿迎始于此、按今旅所在四條京極東、是豐臣秀吉公時所遷也、

〔雍州府志三神社〕齋場所　稱荷御旅所、在汕小路七條南、弘法大師營東寺時、八幡爲土地神、而後稻荷神現出、暫寓芝守長者家、曆年月移稻荷山、今旅所則芝守之宅地也、祭祀時神輿在茲二十日、斯遺風也、見于東寺緣起、

〔攝陽群談十一神社〕新宮　同郡○能勢垂水村ニアリ、岐尼神輿ヲ渡ス旅所ナリ、土俗岐尼神ノ母神也ト云リ、

湯小屋社　同郡山田村ノ民家ニアリ、土俗岐尼神ヘ始テ御湯ヲ捧祭ルノ處也ト云リ、至于今神輿ヲ渡ス時、先此處ニ渡御、舊例ヲ修シ、次ニ新宮旅所ニ遷シ祭事トス、

〔和漢三才圖會七十六和泉〕宿院　在大町大道東入處、住吉明神六月晦日祓、神輿行宮、曰御旅所、二町四方、有大鳥居、東北有名越岡、岡前有鳥居、瑞籬四圍、

〔東都歲事記二〕六月五日、神田社地天王二の宮祭禮、大傳馬町二町目御旅所假屋を補理すへ神幸ありて、八日に歸輿あり、元和の頃より、神事備るといふ、

七日、神田神地天王一の宮素盞嗚尊南傳馬町二町目の御旅所假屋へ神幸ありて十四日歸輿あり、當所へ御旅出の事は、慶長十八年六月七日に始ると云、行粧、大傳馬町に同じ、但し四神の矛は、當社ばかりは、宮元の町内に置て、行列に加へず、

十日、神田社地天王三の宮、奇稻田姫、或は山田の大蛇、小舟町壹町目の御旅所假屋を補理すへ神幸ありて十三日歸輿あり、祭禮の元始詳ならず、行列の次第、大傳馬町のごとし、御旅出の間、賑ひことに勝れたり、

〔江戸名所圖會七〕香取大神宮

當社は龜戸村草創よりの勸請にして、此邊第一の古跡なりといへり、○中略旅所は吾妻森より二三十步東の方、田の中にあり、往古祭禮を行はむとせし頃は、此邊なべて海面なりしかば、舂を流し其止る地を以旅所に定むべしと誓ひたりしに、其舂かしこに止りしとなり、故に今も昔の例

雜載

により、僅の間ながらも十間川に至りて神輿を船に移し、旅所へ神幸なしまゐらす

〔田羽國風土略記六 飽海郡〕月山神社〇中略宮海〇名村は御旅所にして、毎年四月中の酉に、當社の御鉾獅子頭をわたす

〔下野國誌三〕東照宮

御旅所と申すは則山王の社にて、三間に二間、西向なり、前に拜殿あり、是は四間に五間なり、其間凡四間四方許の鋪石にて、東遊は舞ふなり、

〔日光山志五〕御旅所

長坂を登り右の方なる地をいふ、中山通りなり、御旅所とて、別に御宮殿を設給ふにあらず、此御旅所と稱するは山王の社なり、其本社へ神輿三輿をすゑ奉るなり、山王社大門三間に二間程、向拜附朱塗、上葺も朱塗なり、椽葺、前に拜殿あり、四間に五間許、丹塗椽葺、前後に扉あり、上葺有黒塗大床造、御神事の砌供御の式あり、御供所もありて、此殿へ歩廊を亘す、東遊舞樂を奏する所は、拜殿と本社の間の石敷の所にて舞樂を奏する事なり、

〔類聚三代格一〕詔、攘災招福、必憑幽冥、敬神尊佛、清淨爲先、今聞、諸國神祇社内、多有穢臰及放雜畜、敬神之禮豈如是乎、宜國司長官自執幣帛、愼致清掃、常爲歲事、

神龜二年七月廿日〇又見續日本紀

〔延喜式三 臨時祭〕凡神社四至之内、不得伐樹木及埋藏死人、

凡鴨御祖社南邊者、雖在四至之外、濫僧屠者等不得居住、

〔聞傳叢書十〕屋敷内祠建候事

是は武州旛羅郡立屋村名主長藏儀、實父の廟所の祠にいたし、靈號申請度望にて、年寄を以、京都吉田家へ相願候處、伊賀鎭靈神と申神號と四組木綿手繦之許狀被下候旨訴出候に付、御代官聞置にいたし可然哉之段、其筋へ承合候處、右體之儀は決而不相成事に付、當人御咎可有之候間、早吟味いたし、取次人私領の者に候はゞ、其差支をもつて御奉行所へ可差出旨挨拶有之候に付、右之趣長藏へ申聞候處、驚入早々許狀京都へ返上可致候間、屆書下ゲ呉候樣頻と申し候に付、下ゲ遣し候、然ル上は自分の居屋敷内へ勸請致し、他へ一切不拘候共、新規に祠建候儀は不相成事と相聞候、以後之爲心得、爰に記置候事、

〔平戸記〕寛元三年五月十三日丙午、依有炎旱之氣、可被行水天供云々、一塲爲加州所課、可沙汰進之由被仰下、當國造社之間、如此之役、年來被免、當代被破之、苛政之故也、難遁避事歟、今夜亥剋、有奇雲云々、

〔朝倉敏景十七箇條〕一神社佛閣、幷町屋等を通られむごときは、少々馬を留めて、奇麗なるをば聊稱美し、破損せるをば稍惠憐の詞をも加へられ候はゞ、到らぬ者共は、御詞を懸りたるなどゝいて、歡抔に堪ずして、惡きをば早く改め、能は彌可相嗜候乎、然れば造作も不入して、見事に持なす事も專可依主君の一心候事、

〔續善隣國寶記〕日本國防長豐筑肆州大守大内左京兆尹多多良朝臣義興、奉書朝鮮國禮曹參判足下、密承殿下威震海外、道協天心、雖處異域以同系之好、無任屏營之至、欽惟僕之西鄙赤間關有神廟、號曰龜山、草創于今六百四十七年也、厥神之靈驗、分和光影於日月、而吾朝一方之鎭護也、而比年以來、依國之多故、不瓦不釘、梁棟傾斜、柱礎之摧朽、觀者靡不嗟惜也、然則不憑殿下扶助之力、爭俾延宏舊構之基址矣、緜旃差通信使安中西堂、聊表寸誠、所獻菲瑣物件具別幅、采納惟幸矣、仰望綿紬壹仟匹、綿布壹仟匹付回使、以全壞宮再興之盤囷者、實皃藻之悅、億兆無窮之賜也、龜之氣分不遷風雨、龜之拮兮不中梁柱矣、庶幾察僕之卑懷、前契勿渝矣、餘寒料峭、春風未温、能自珍嗇、

永正參年二月十日　　大内左京兆多多良義興

【萬葉集三雜歌】娘子報佐伯宿禰赤麻呂贈歌

千磐破神之社四、無有世伐、春日之野邊粟種益乎、

【萬葉集十一古今相聞往來歌】吾妹兒又毛相等、千羽八振神社乎、不祷日者無、

上西門院兵衞

【夫木和歌抄三十四神祇】をやしろ

うなゐごがかきねにいはふをやしろもおもふことだにならばたのまん

神祇部十一

神領

神戸　六一六
神郡　六二〇
御厨御園　同
神田　六二四
神奴　六三四
貢賦　六三五
徭役　六四五
朱印　六四七
守護不入　六四八
神領交換　六五〇
神領訴訟　同
神領職員　六五二
神職分領　六五四

目二

神祇部十一

神領

神領ニハ、神戸神田等ノ數種アリシガ、後世ニハ其制大ニ頽レ、總テ神領又ハ社領ノ名ヲ用キタリ、然レドモ神田ノ名モ希ニハ存セルヲ以テ、今ハ後世ノ神領ヲバ神田ノ中ニ收メタリ、

神戸ハ、カムベト云フ、神社ニ隷スル封戸ニシテ、租庸調ヲ納ルヽモノナリ、延喜式ニ據ルニ、毎戸丁男五六人ヲ以テ率ト爲シ、衞士仕丁事力ニ點セザリシガ、其後ニハ普通ノ例ニ從ヒ、正丁四人、中男一人、田租四十束ヲ以テ一戸ノ率ト爲シ、五十戸ゴトニ仕丁一人ヲ點ジ、米ヲ以テ之ニ代ヘシガ如シ、此神戸ニハ神戸司、神戸預等アリテ之ヲ管シ、神祇官其名籍ヲ掌ル、サテ封丁ハ、社殿ノ修造及ビ其他ノ雜事ニ役シ、租調ハ、祭祀料及ビ社司ノ俸祿等ニ充用ス、崇神天皇七年神戸ヲ定メ、垂仁天皇二十七年之ヲ更定シ、平城天皇ノ朝ニ至リテハ、全國ノ神戸凡ソ七千有餘ニ及ベリ、

神奴ハ、又神賤トモ云フ、神社ニ隷スル所ノ賤民ニシテ、良民ト婚姻スルヲ得ズ、而シテ神奴ノ史ニ載セラレタルモノハ、鹿嶋神宮ヲ以テ殊ニ多シトス、

神郡ハ、卽チ神戸ノ大ナルモノニシテ、一郡悉ク神社ニ隷スルモノヲ云フ、伊勢大神宮ヲ始メ、安房、香取、鹿嶋、出雲、日前、國懸、宗像等ノ諸社ニ、各神郡アリ、而シテ伊勢大神宮ノ事ハ、其神

神戸

領篇ニ詳ナリ、凡テ神郡ノ租調ハ、宮司之ヲ勘納シテ、國司ト共ニ雜務ヲ行ヘリ、御厨ハ、ミクリヤ又ミクリト云フ、御贄ヲ獻ジテ以テ御厨ノ用ニ供スル地ニシテ、御厨預、御厨司等アリテ之ヲ管セリ、御園ハミソノト云フ、卽チ御園ヨリ生ズル物ヲ以テ其用ニ供スルモノニシテ、此モ亦御厨ト同ジク、御園預御園司等アリ、共ニ伊勢兩宮ニ隷スルモノ多シ、神田ハ、ミトシロト云フ、單純ナルモノト、神戸內ノモノトノ二種アリ、共ニ官ニ在リテハ不輸租田ニシテ賣買スルヲ禁ズ、而シテ神戸ナルハ多クハ口分田ニシテ、地子田ナルモアルベク、神社ニテ自ラ耕スモアルベク、而シテ單純ナルハ皆地子田ナルベシ、其田租ハ貯藏シテ神稅ト稱シ、祭祀修造ノ用途、神祇官人及ビ社司ノ俸祿等ニ充テタリ、後世ノ神領モ社司之ヲ掌リテ、租賦ヲ徵收シ、以テ祭祀造營等ノ諸費ニ充テ、其用キル所ニ從テ、日供料所、御供料所、朔幣田、年中行事領、臨時祭料所、放生會料所等ノ名アリ、而シテ一年ノ所納ヲ約シテ其地ヲ人ニ預クルコトモアルベシ、

後鳥羽天皇ノ壽永三年、源賴朝奏シテ、諸社ノ神領ヲ加ヘ、最モ神祇ヲ崇敬ス、然レドモ守護地頭等、漸ク神領ヲ押領シ、恣ニ神人ヲ駈使スルモノアルヲ以テ、北條氏足利氏ニ至リ、屢禁令ヲ發シ、其地ヲ返納セシメ、神領ノ中、守護ノ入部ヲ禁ズル事アリ、之ヲ不入ノ地ト稱ス、又社司神領ノ租稅ヲ貪リ、之ヲ賣買スル者アルヲ以テ、北條氏ノ時、屢之ヲ禁ジ、足利氏及ビ德川氏モ亦之ヲ嚴禁セリ、德川氏ノ制、諸社ノ領地ニ劵狀ヲ附シ、將軍ノ印ヲ捺ス、之ヲ御朱印ト云フ、

〔令義解 一職員〕神祇官

伯一人、掌神祇祭祀、祝部、○中略神戸名籍、謂祝部名帳、神戸戸籍也、案戸令、雜戸戸籍、更寫一通、各送本司、卽神戸籍亦須准此也、○下略

〔令集解 二職員〕神戸 讃云、問、神戸行事、答、神祇令云、神戸調庸、及田租、並充造宮及供神調度、皆國司撿挍、申送所司者、是知、神戸者、輸調庸及租、而充造神宮並供神料者、但雜徭者役公事耳、於今有格、役掃社等、○中略名籍 朱云、祝部神戸名籍者、國總造籍三通之外、別更寫一通、送神祇官耳、未知神戸計帳亦掌何、貞說不掌也、諸說皆同也、私情不安、何不掌心、(心恐之誤)而專神戸人不作計帳何、答乃見後記也、讃說、祝部神戸名籍者、祝部名帳也、神戸戸籍、計帳並掌、(同也)又更云、籍者猶社、何者門籍、是不必戸籍故者、又此書云、神戸名籍者、今案、此等說、神祇官只掌名籍也、戸籍不可掌、未知其理何、但令釋、及諸說、戸籍掌者、(中略)問、此司掌神戸籍帳意、答爲勘知彼調庸並田租等也、

〔延喜式 三臨時祭〕凡神戸百姓、不得輙令得度、

凡諸國、○中略神戸計帳、祝部等名帳、每年勘造、送此官、○神祇計會知實、卽付返抄、

〔續日本紀 九元正〕養老七年○神龜元年五月己卯、制、神戸當造籍帳、戸无增減、依本爲定、若有增益卽減之、死損卽加之、

〔新抄格勅符抄〕太政官符　神祇官○中略

一停止春日神封廿烟　常陸國

右割神封物、充祭料畢、仍納件封還收、下符民部省畢、宜承知、以前件帖如前、官宜承知依件行之、符到奉行、

延曆廿年九月廿二日

〔類聚三代格 一〕太政官符

應以大社封戸修理小社事 四箇條之初條

右撰格所起請偁、太政官去弘仁十三年四月四日下大和國符偁、得彼國解偁、撿案內太政官去弘仁三年五月三日符偁、有封之社、令神戸百姓修造、無封之社、令禰宜祝部等永加修理、國司不存撿挍、有致破壞者、遷替之日、拘其解由者、國依符旨行來尙矣、而今有封神社、已有治力、無封神社、全無修料、仍貧弊祝部、無由修社、吏加撿責、各規遁隱、推其苦跡、誠有所以、仍撿神苗裔、本枝相分、其祖神則貴而有封、其裔神則微而無封、假令飛鳥神之裔、天太玉○玉下恐脫櫛玉二字臼瀧、賀屋鳴比女神四社、此等類是也、望請以無封苗裔之神、分付有封始祖之社、則令有封神主領無封祝部、然則社有修掃之勤、國無祟咎之

兆者右大臣宣、奉勅依請者、事施一國、遵行有便、伏望下知四畿內及七道諸國者、中納言兼左近衞大將從三位藤原基經宣、奉勅依請、

貞觀十年六月廿八日

〔類聚三代格一〕太政官符

應令停止分神封鄕寄神宮寺事

右得神祇官解偁、坐越前國正一位勳一等氣比大神官司中臣清貞解偁、撿舊例太政官去齊衡三年四月七日下國符偁、寺別當與神宮司共可勘知封物出納者、自爾以降相共勘知、先納神宮、後分寺家、是宮司之處分、非國宰之所行、而國去九月二日送神宮寺移云、依別當僧平鎭牒狀、分足羽郡野田村封鄕、爲神宮寺料者、宮錄無例之狀、副郡司禰宜祝等申文、再三移送、而曾無封移、又未改行、因茲平鎭等入接封鄕、徵妨調物、供神之物、先爲僧侶之食、役社之輩、還稱寺家之人、國宰所行、宮司難制、望請官裁被停分鄕、但宮司依例總納封物、供神之後、隨色頒行者、中納言兼右近衞大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣、奉勅依請、

寬平五年十二月廿九日

〔類聚符宣抄一〕太政官符 民部省

應以山城國愛宕郡捌箇鄕奉寄賀茂上下大神宮事

四至 東限延曆寺四至 南限皇城北大路同末 西限大宮東大路同末 北限郡堺

御祖社四箇鄕

蓼倉鄕　栗野鄕　上粟田鄕　出雲鄕

別雷社四箇鄕

賀茂鄕　小野鄕　錦部鄕　大野鄕

右去年十一月廿五日行幸彼社、以件八鄕被奉寄了、今商量便宜、平均田圃、所定如件、〇中略自今以後悉爲神領、卽以其應輸物永宛恒例祭祀神殿雜舍、幷上下枝屬神社神館神宮寺等修造、幷臨時巨細之料矣、正二位行大納言兼右近衞大將藤原朝臣實資宣、奉勅依件分宛者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

左少辨正五位下兼近江守源朝臣　正五位下行左大史兼播磨權介但波朝臣

寬仁二年十一月廿五日〇又見小右記

〔日本書紀五崇神〕七年十一月丁卯、命伊香色雄、而以物部八十手所作祭神之物、卽以大田田根子爲祭大物主大神之主、〇中略便別祭八十萬群神、仍定天社國社及神地神戶、（カミトコロカムベ）

〔日本書紀六垂仁〕二十七年八月己卯、令祠官卜兵器爲神幣吉之、故弓矢及橫刀納諸神之社、仍更定神地神戶、以時祠之、

〔日本書紀十二履中〕五年十月甲子、葬皇妃、既而天皇悔之不治神祟而亡皇妃、更求其咎、或者曰、車持君行於筑紫國、而悉挍車持部、兼取充神者、（カムベランタミ）必是罪矣、天皇則喚車持君、以推問之、事既實焉、因以數之曰、爾雖車持君、縱撿挍天子之百姓罪一也、既分寄于神祇車持部、兼奪取之罪二也、則負惡解除善解除、而出於長渚崎、令祓禊、既而詔之曰、自今以後不得掌筑紫之車持部、乃悉收以更分之奉於三神、

〔常陸風土記香嶋郡〕自高天原降來大神名稱香嶋天之大神、天則號曰香嶋之宮、地則名豐香嶋之宮、〇中略神戶六十五烟、本八戶、難波天皇（孝德）之世、加奉五十戶、飛鳥淨見原大朝（天武）加奉九戶、合六十七戶、庚寅年（持統四年）編戶減二戶、令定六十五戶、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶二年二月戊子、奉充一品八幡大神封八百戶、前四百二十戶、今加三百八十戶、位田八十町、前五十町、今加三十町、二品比賣神封六百戶、位田六十町、

〇按ズルニ、宇佐八幡ノ神封ハ東大寺要錄ニ、天平十二年封二十戶ヲ奉リ、同十八年ニ大神ヲ三位ニ叙シ、封四百戶ヲ奉ルトアリ、是三品ノ位封ナリ、天平勝寶元年十二月大神ニ一品ヲ、比

咩神ニ二品ヲ奉リシニ依リテ、更ニ封戸ヲ加ヘラレシハ、祿令ニ凡食封者、一品八百戸、二品六百戸トアルニ准ジテ奉リシナリ、倚宇佐神宮篇ニアリ、參看スベシ、

【續日本紀廿九】天平勝寶七歲三月丁亥、八幡大神託宣曰、神吾不願矯託神命、請取封一千四百戸、田一百四十町、徒无所用、如捨山野、宜奉返朝廷、唯留常神田耳、依神宣行之、

【新抄格勅符抄】神事諸家封戸 大同元年牒

神封部

合四千八百七十六戸

○按ズルニ、此神封ノ總數ハ、神郡ノ封戸ヲモ算入セルモノニシテ、太宰府管內ノ神戸ハ除ケルモノヽ如シ、若シ之ヲ加フルトキハ、凡ソ七千有餘ニ及ブナラン、

【中右記】元永二年十二月五日、今朝依祈子孫事、割家封備後國十烟、奉寄石清水八幡宮、聊奉幣付權別當法眼圓賢了、

神郡

【常陸風土記 香嶋郡】古老曰、難波長柄豐前大朝馭宇天皇〇孝德之世、己酉年、大乙上中臣鎌子、大乙下中臣部兎子等、請總領高向大夫、割下總國海上國造部內、輕野以南一里、那賀國造部內、寒田以北五里、別置神郡、〇鹿嶋神宮

【令集解選敍】釋云、養老七年十一月十六日太政官處分、伊勢國渡相郡、竹郡、安房國安房郡、出雲國意宇郡、筑前國宗形郡、常陸國鹿嶋郡、下總國香取郡、紀伊國名草郡、合八神郡、聽連任三等以上親也、

【延喜式十八部】凡郡司者一郡不得併用同姓、若他姓中无人可用者、雖同姓除同門外、聽任、神郡〇略者不在制限、謂伊勢國飯野、度會、多氣、安房國安房、下總國香取、常陸國鹿嶋、出雲國意宇、紀伊國名草、筑前國宗形等郡爲神郡、

【神道名目類聚抄雜】御厨　神領ナリ、御膳調菜ノ魚鳥、野菜果實ノ類ヲ奉ル所ナリ、

【後拾遺和歌集十戀一】女のもとにつかはしける　藤原道信朝臣

御厨御園

あふみにかありといふなるみくりくる人くるしめのつくゑ江の沼

【倭訓栞前編三十】みくり　御厨をよめり、〇略〇中白居易が詩に珍羞降御厨と見えたり、御贄を奉る所をいふ也、大明會典に、神厨の字見えたり、御供所といふ是也、越後國美久理神社式に見えたり、枕草紙にみくりの社といへり、

【皇大神宮儀式帳】初神郡度會多氣飯野三箇郡本記行事

右從纒向珠城朝庭〇垂仁以來、至于難波長柄豐前大朝馭宇天皇〇孝德御世、有爾鳥墓村造神庫氏、爲雜神政行仕奉支、〇中略同朝庭御時仁、初大神宮司所掌神庫司中臣香積連須氣仕奉支、是人時仁度會山田原造御厨氏、改神庫止云名氏、〇號御厨、

【大神宮諸雜事記】延長六年四月十三日、一志神戸嶋扱御厨預等申文云、當神戸者、是二宮御鹽調備供進之所也、〇下略

【大神宮諸雜事記】康平三年八月三日、伊勢義孝被配流於隱岐國已了、事發以去元年七月天、件守爲檢田入部一志郡之處、郡司伊元宿禰之住宅燒拂已了、而件宿禰乍爲郡司、豐受大神宮之御領字阿射賀御厨司兼任也、仍供祭物徵納之間、同以燒失了、依即件訴天被配流也、

【續世繼二約せぬ浦々】此の御時〇中略白河、生きとし生けるものゝ命をすくはせ給ひて、かくれさせ給ふまでおはしまし、皐月のさやさにともしする賤のをもなく、秋の夕ぐれ浦に釣するあまもの笘屋もあれば、とり出だしてたぐなはの殘るもなく烟となりぬ、もたる主はいひもらぬめともみて、罪をかぶる事かずなし、神の御厨ばかりぞゆるされて、かたのやうに備へて、その外は殿上の臺盤なども六齋にかはる事なかりけり、

【百練抄五堀河】寬治四年七月十三日、賀茂上下社被奉不輸田六百餘町、爲御供田〇中略又分置御厨於諸國、俗諺曰、將亡聽政於神、此謂也、

〔賀茂社古代庄園御厨〕月供料

御厨九箇所

寛治四年七月十三日○中略

御厨散在所々

播磨國伊保崎　伊豫國宇和郡六帖網　伊豫國內海

紀伊國紀伊濱　讃岐國內海　豐前國江島

豐後國水津　木津　周防國佐河牛嶋御厨

抑御厨供祭人者、莫附要所、令居住之間、所被免本所役也、仍檜榑通路濱可爲當社供祭所之條、寛治以來代々宣旨以下勅裁分明也、見舊記

〔吾妻鏡六〕文治二年三月十日戊子、伊勢大神宮領地頭等之中、乃貢已下事、可致精勤之由日來有其沙汰、今日被施行之、御信仰異他故也、

下　伊勢國神宮御領御園御厨地頭等

可早任先例辨備御上分神役幷給主禰宜得分物事

右當國神領神民之中、令停止狼藉有限御上分雜事幷給主禰宜神主得分物、不致對捍任先例可令辨備也、若依處之異損泥本法之辨者、雖地頭得分闕可令急用正物於神役者、敢不可闕乏故也者、御園御厨住人宜承知不可緩怠之狀如件、

文治二年三月十日

〔神宮雜例集一〕

一御厨御園事

合四百五十餘處

度會郡

二宮御領　大橋御園

內宮

鹽會御園　野中御園　大野田御園　永沼御園　柑子御園　岡依御園　田中御園　永野御園　高柳御園　津嶋崎御園　泊浦御園○節略

〔大神宮諸雜事記二〕永承四年六月○中略神主陳狀云、寮頭女別當ノ被行之旨、奉爲神宮非常事等條々也、何者、大神宮御領、字志貴御園預麻續近吉ヲ女別當ノ家司平致重任意捕縛天、且令食犬屎、且禁固其身天、于今不免、又同御粥見御園司時季ヲ殺害セル犯人丹生出山住人紀重常、同常晴爲直等也、○下略

〔吾妻鏡一〕治承四年十月廿一日庚子、令詣三嶋社給、御祈願已成就、偏依明神冥助之由御信仰之餘、點當國內奉寄神領給、則於寶前令書御寄進狀給、其詞云、

伊豆國御園　河原谷　長崎

可早奉免敷地三嶋大明神

右件鄉園者、爲御祈禱安堵公平所寄進如件、

治承四年十月廿一日　源朝臣○頼朝

〔政所賦銘引付〕文明十三年

中掃大

一伯二位家雜掌　十一、廿五、

廣田社領攝州橘御園內地頭恒富代官職事、令契約前田兵庫助候處、十餘年不遂算用、過分號有借錢、可預御糺明云云、

神田

〔伊呂波字類抄見地儀〕神田ミトシロ

〔八雲御抄三上地儀〕みとしろ社田

〔倭訓栞前編三十美〕みとしろ　三代實錄に御戸代に作れり、祝詞式には、御刀代とあり、日本紀に神田、又神戸田地とも見え、儀式帳に御田代御田乎佃奉氏と見ゆ、とはたの轉音にして、代は附ていふ詞成べし、一說に、刀は戸の義、神戸也、百姓の戸をいふ、代は田也、續日本後紀に、御戸代田一町なども見えたり、

〔令義解三田〕凡田六年一班、○中略神田寺田、不在此限、謂此卽不稅田也、縱有崩埋侵食、不可更復加授也、

〔令集解十二田〕釋云、其寺田聽賣、神田不合、又云、神田寺田雖崩埋、而亦不更加授也、穴云、神田寺田、先班之後、更不改給、若有爲水侵食、覓改入文、尙无田神寺耳、田租一如令釋、爲師說習耳、其職田亦无租、亦爲師說、令釋稱師說者、作令釋稱師說者作令云、論无租所定、更不可有別式也、古記云、神田條不在收授之限、謂收而不授百姓也、一云、神田餘者不收欠加、寺田雖欠乘、不在收加之例、問神田寺田輸租以不、答並輸、各入本主、問神田寺田聽賣買以不、答寺田聽賣買也、神田不合、

〔延喜式二十二民部〕凡位田、○中略及神寺等田者、各據本地、不須輙改、

〔延喜式二十六主稅〕凡勘租帳者、皆據當年帳、○中略其神田○中略爲不輸租田、

〔日本書紀五崇神〕七年十一月丁卯、定天社國社及神地神戸、

〔倭姬命世記〕御間城入彥五十瓊殖天皇○崇神卽位五十一年甲戌四月八日、遷木乃國奈久佐濱宮、積三年之間奉齋、于時紀伊國造進舍人紀麻呂、良地口御田、

五十四年丁丑、遷吉備國名方濱宮、四年奉齋、于時吉備國造、進采女吉備都比賣又地口御田、

〔日本書紀九神功〕九年○仲哀二月、足仲彥天皇○仲哀崩、○中略夏四月甲辰、北到火前國松浦縣、而進食於玉嶋里小河之側、○中略既而皇后則識神敎有驗、更祭祝神祇、躬欲西征、爰定神田而佃之、

〔日本書紀十五顯宗〕三年二月丁巳朔、阿閉臣事代、銜命出使于任那、於是月神著人謂之曰、我祖高皇產靈、有預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻我、當福慶、事代由是還京具奏、奉以歌荒操田、歌荒操田、在山背國葛野郡、　四月庚申、日神著人謂阿閉臣事代曰、以磐余田獻我祖高皇產靈、事代便奏、依神乞獻田十四町、

〔日本書紀三十持統〕四年正月庚子、班幣於畿內天神地祇、及增神戸田地、

〔新抄格勅符抄〕大同元年牒

一太宰神封

八幡神　田百卅六町九段二百卅四步神田六町九段二百　位田百卌町　一品八幡大神位田八十町先奉五十町、今加卅町、　二品比咩神位田六十町

〔續日本後紀十八仁明〕承和十五年二月辛亥、正一位勳一等賀茂御祖大社禰宜外從五位下鴨縣主廣雄等款狀云、去天平勝寶二年十二月十四日、奉充御戸代田一町、自爾以降、未被奉加、因茲年中用途乏少、請准別雷社、加增御戸代田一町、勅許之、　三月壬申、勅奉充山城國乙訓郡山崎明神御戸代田二町、

〔延喜式八祝詞〕廣瀨大忌祭

皇御孫命能、長御膳能遠御膳止赤丹能穗爾聞食牟、皇神能御刀代乎始氏、○下略

〔百練抄五堀河〕寬治四年七月廿三日、賀茂上下社被奉不輸田六百餘町、○賀茂社古代庄園御厨ニ、八、七百四十五町ニ作ル、爲御供田、近日稱有夢想、供御膳依神稅不足也、

○按ズルニ、賀茂社古代庄園御厨ニ、本文ト同日ノ事ヲ揭ゲテ、月供料庄園十九箇所、遠江國河村庄公田三十町、美濃國梅原庄公田四十町、紀伊國仁儀庄公田三十町、長門國厚狹庄公田三十町、土佐國津野庄公田三十町、讃岐國葛原庄田地六十町、因幡國土師庄田地四十町、安藝國竹原

庄四十町、備後國勝田庄田地四十町、備中國富田庄六十町、但馬國土野庄田地五十町、丹後國木津庄田地四十町、攝津國小野庄四十町、近江國高嶋庄五十町、越前國志津庄田地四十町、越中國倉垣庄田地三十町、越後國石河庄公田四十町、丹波國三和庄公田四十町、美濃國席田庄公田四十五町トアリ、

〔古今著聞集一神祇〕基隆朝臣、周防國をさりける比、保安三年十月にかたりけるは、彼國にさゝの明神とておはします、神主牢籠の事有て、論じけるもの有とて、神田をかりとらむとしければ、寶前より蛇三百計出たり、其内につの有二つ有けり、さはしありて入ぬ、其後猶からんとしければ、烏數萬とび來りて、神田の稻の穗をくひぬきて、みな神殿の上に葺けり、ふしぎの事なり、本國の神、かゝる事なかゝるおはする物なり、

〔吾妻鏡三〕壽永三年二月廿五日甲申、朝務事、武衛（源頼朝）注御所存條々被遣泰經朝臣之許云云、其詞云、

言上

條々

一　朝務等事（○中略）

一　諸社事

我朝者神國也、往古神領無相違、其外今度始又各被新加歟、（○中略）以前條々事、言上如件、

壽永三年二月日　　源頼朝

〔吾妻鏡十九〕承元四年八月九日甲子、神社佛寺領興行事、思食立、有不慮顚倒事、否可尋注進之旨、今日被下御書於守護人等云々、

〔玉藻〕建曆二年三月廿二日宣旨（左大臣右大辨）

一可停止諸國吏寄進國領於神社佛寺事

抑如聞、諸國吏或稱身祈、或得人語、恣以國領公田寄進神社佛寺、非當當時奉寄之志、剩載永代免許之字、新司欲停之、則本所頻爲結慕緒之源、當任欲充之、亦後代定不殘立錐之地、歎吏途之法循良失術、聖斷之處、裁封有煩、謂其不治職而斯由於不帶勅免之地者、宜令國領兼又自今以後永從停止、莫令更然、

〔吾妻鏡四〕建長二年七月廿二日丙戌、都鄙神社廢陵事、殊可有興行之由、及御沙汰、於勅願所事者、追可被任奏聞、先至關東御分寺社、殊可興行於神事之由、日來有其沙汰、其左右可有御沙汰之由所被仰出也、是當世別當神主等只貪佛物神領、輒無興隆之志之旨、度々評定之時、擬群議如此云々、

〔吾妻鏡五〕文應二年（○弘長元年）二月廿九日辛酉、關東御分寺社、殊可興行於神事之由、日來有其沙汰、今日被始行之（○中略）

一　可修造本社事

有封社者、任代々寄、少破之時、且加修理、若及大破言上子細者、隨其左右可有其沙汰之由被定置訖、而近年社司恣貪神領利潤、無願社壇之破損、匪啻不恐神慮、專可謂忘公平、自今以後、於背此制法輩者、可被改補其職矣、

〔新編追加雜務〕一鎭西神領、并名主等所領事、弘安九

如日來、無相違各可領掌、縱雖有御使下知、先如元可令沙汰、但非分押領、并新儀濫妨事者、各寄合尋明、可令注進之由可被仰、少貳入道、兵庫入道、薩摩入道、河内權守入道等、

〔新御式目〕弘安七五廿、卅八箇條

寺社領如舊被沙汰付被專神事佛事、被止御造寺社、可被加古寺社修理事、（○下略）

〔建武以來追加〕一寺社本所領事（觀應三、八、廿一、御沙汰、○中略）
寺社一圓所領等事、且爲祈國家之安全、且爲全面々之運祚、軍士等尤可令禁愼哉、混本所領、曾不可致違亂、
〔建武以來追加〕寺社本所領事、依勅許所被定下也、早分國之所々、守事書、嚴密人々遵行、來月中可被申左右、更不可有緩怠之狀、依仰執達如件、
應安元年六月十七日　　武藏守判
佐々木大夫判官入道殿
〔尺素往來〕神明寄進、（○中略）庶子割分之地者、不可有悔返改動之儀、
〔長曾我部元親百箇條〕掟
一諸社神事祭禮等、從先年如相定、不可有退轉事、附以其社領寄進物、可成程者、可加修理、若及大破不叶時者、奉行人迄可相理者也、右於無沙汰者、神主社家可爲曲事事、
〔加茂御祖皇大神宮諸國神戶記二〕
上粟田鄕　一乘寺村
一乘寺之內在之、下鴨社領拾石八斗五升三合事、如先々可有社納之狀如件、
天正十二十月廿五日　　玄以在判
下鴨社家中
〔武家嚴制錄十二〕駿州久能山東照宮領御寄進
駿河國久能山
東照宮御領、當國有渡郡之內、所々十六ヶ村、都合三千石之事、任元和六年三月十五日先判之旨、令寄進畢、（但高百石ニ付而、四十五石宛可定納、）共可爲撿斷使不入之地、若於犯科人出來ハ非例之限者、守此旨榊原越中守照淸令沙汰之、神前諸役、國家祈念、永無怠慢、彌可勤仕候狀如件、
正保三年十月十七日　　從一位左大臣源朝臣判（○節略）
〔諸國寺社領〕社領九百廿八ヶ社　領拾四萬貳千九百七十九石
〔吾妻鏡一〕治承四年十月十六日乙未、爲武衞（○源賴朝）御願、於鶴岳若宮、被始長日勤行、（○中略）以相模國桑原鄕、爲御供料所、
〔日吉社社領註進記〕日吉社社領
一兵主社內時任名
申日御供料所　後高倉院（○高倉皇子、後堀河皇考、）正治年中御寄附、權禰宜成貫相傳知行、
〔徵古文書乙集相模國〕大庭文書
足利成氏知行安堵狀
鶴岡八幡宮御供料所、武藏國靑木村內（宗興寺林慶昌庵買得之○中略）等事、雖令沽却、爲德政所返附也、早止買得人綺、如元可令知行之狀如件、
寶德二年九月廿一日　　花押（○足利成氏）
當社少別當御房
〔鹿嶋神宮古文書〕鹿嶋大神宮領田數注文（○中略）
每月朔幣田七町八段（月別六段）
〔常陸國吉田神社文書〕下　吉田社領
可早任先例令勤仕朔幣田事
七月朔幣田貳段　　袴墓鄕
十二月朔幣田貳段　　常磐鄕

右件朔幣田事、任先例可令勤仕也、不可有新儀之狀如件、

建仁二年閏十月廿九日

〔武家嚴制錄十二〕駿州久野山東照宮領御寄進

駿河國久野山

東照宮御領、當國有渡郡之內、所々十六ヶ村、都合三千石之事、任元和六年三月十五日先判之旨、令寄進之畢、此內百六十二石五斗餘、年中行事領、右者以大谷宮川片山三箇村、可配當之、共可爲撿斷使不入之地、若於犯科人出來ハ、非制之限者、守此旨榊原越中守照淸令沙汰之、神前諸役、國家祈念、永無怠慢、彌可勤仕候條如件、

正保三年十月十七日　　從一位左大臣源朝臣判〇節略

〔吾妻鏡四〕元曆二年四月廿日癸酉、今日迎伊豆國三嶋社祭日、武衞〇源頼朝爲果御願、被寄附當國糠田鄕於彼社、而先之御奉寄地三箇所有之、今已爲四箇所也、相分之、以河原谷三園、募六月廿日臨時祭料所、被付神主盛方、號東大夫以糠田長崎、爲八月放生會二宮八幡宮料所、被付神主盛成、號西大夫是皆北條殿〇時政御奉、令施行給云々、

〔賀茂社古代庄園御厨〕御祈禱料所

安藝國

都宇庄

竹原庄

鴨社領、安藝國都宇竹原兩庄事、爲嚴重之神領、公用其沙汰候處、一亂中以來無社納云々、仍神役幷天下御祈禱闕怠之條、太以不可然被成勅裁候、所詮如先規、被加御成敗、嚴密被致其沙汰、可被渡彼社雜掌由被仰出之旨、按察殿御奉行所候也、仍執達如件、

文明十五　十月十一日　　親繼

小早川中務少輔殿見奉書案

〔日吉社社領註進記〕日吉社社領

一太田野保　二季御神樂幷大般若轉讀料所

權禰宜友雅知行、但甲乙人等押領之間、神役闕如畢、

〔鹿嶋神宮古文書〕鹿嶋大神宮領田數注文〇中略

最勝講田十町〇中略

春秋二季最勝講田廿町〇中略

四季轉讀大般若田二町三段小

〔伊豆國三嶋宮文書〕奉寄進　伊豆國三嶋大明神

同國稻梓鄕內、土屋近江五郎入道事跡一圓、除庶子分、

右爲不斷護摩料所、所奉寄附之狀如件、

應永廿二年十一月九日　　安房守憲基花押

〔賀茂社古代庄園御厨〕樂田

丹後國

氷室庄

文明六年十二月十九日、鴨樂田事、丹後國氷室庄可被下安堵之勅裁云々、當知行不可有子細云々、見舊記

〔日吉社社領註進記〕日吉社社領

一淺井郡員辨神田伍町陸段小

季節神供幷御神樂料所

〔吾妻鏡四〕元暦二年正月廿二日丙午、以出雲國安東郷、先日令寄附于鴨社神領給訖、而可爲冬季御神樂料所之旨被仰遣、廣元施行之、

〔日吉社社領註進記〕日吉社社領

一伊豫國桑村本郡

四季御神樂料所　西園寺家、承久年中被寄進、　神主成久知行

〔賀茂社古代庄園御厨〕夏季御神樂料所

越中國

寒江庄

當社領越中國寒江庄、爲別納所被付分領也、全知行、日供幷夏季御神樂兩役、任請文之旨、無懈怠可被致沙汰之由被仰下之狀如件、

應永二年三月十日　左少辨在判

鴨禰宜館

〔日吉社社領註進記〕日吉社社領

一八千草村神田

每月柴田樂料所、地頭押領神用闕如畢、

〔賀茂社古代庄園御厨〕夏冬御神服料所

丹波國

小野庄

賀茂庄

元永二年十二月五日、御服裝束事、以丹波御庄年貢、一年一度所調供來也、而自故禰宜惟季時、被立加美乃御庄之後、二季調進之、至于當季已調獻了、見舊記

〔日吉社社領註進記〕日吉社社領

一尾張國千代丸保

十禪師宮御服料所　國司寄進、權禰宜成貫奉行、成材成貫等相傳知行之處、國衙押領、神用闕畢、

〔日吉社社領註進記〕日吉社社領

一備中國大市庄

大宮侍所臺盤料所、地頭押妨、年貢減、有名無實也、後白川院御寄附、禰宜俊貞知行、

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元暦元年七月廿日丙午、此間於鶴岡若宮之傍、被新造社壇、今日所被勸請熱田大明神也、武衞〇源頼朝參給、〇中略御遷宮事終之後、爲貢稅糧所、被奉寄相模國內一村、筑後權守俊兼被召寶前、書御寄附狀云々、

〔日吉社社領註進記〕日吉社社領

一栗太北郡二宮神田拾町

每夜燈油料所

〔徵古文書乙集武藏國〕神田氏所藏文書

感神院所司等解　申進　申文事

請被殊蒙恩裁、停止社頭幷四至內狼藉、號九郎御曹司仰、武勇輩等寄事於左右、或稱有所緣咎、或付寄宿者事、不觸社家、恣行追捕間、云社邊、云住僧、卽及損亡逃散、不勤公家御祈禱、季等神事有違例條々子細狀、

一當社御常燈用途料領、丹波國天田郡宗我部郷土肥、乍成下文、依式部大夫惟成子息木工助訴、背

先下知、木工助方可ㇾ知行ㇾ由令ㇾ成ㇾ與下文ㇾ間有ㇾ限御常燈及ㇾ斷絶子細狀、

右件鄉者、前備前守時房朝臣相傳之所領也、而當社往古常燈依ㇾ懈怠、且爲ㇾ令ㇾ勤ㇾ仕神事ㇾ、且爲ㇾ被ㇾ免ㇾ國衙之萬雜公事ㇾ、去年六月日所令ㇾ口常燈領也、然則停ㇾ止彼木工助之無道妨、可ㇾ勤ㇾ日別御油役ㇾ之由、被ㇾ成ㇾ下御下文ㇾ者、同欲ㇾ致ㇾ御祈禱矣、仍言上如ㇾ件、以解、

以前條々、爲ㇾ蒙ㇾ御裁許ㇾ、大略註進之狀如ㇾ件、

壽永三年三月　日

〔鹿嶋神宮古文書〕鹿嶋大神宮領田數注文○略　中

每夜御燈油田七町二段小○略　中

每月五箇度御燈油田一町三段

〔東武實錄三〕元和三年九月六日、春日ノ社ニ寺領ヲ賜ル、

春日社領竝與福寺

一千六百五拾壹石八斗餘　燈明田　但翻宜方

右可ㇾ令ㇾ社納ㇾ、但五師預分支配等、可ㇾ相ㇾ守別紙目錄之旨者也、

元和三年九月六日○略　節

〔東武實錄七上〕元和六年三月十五日、駿河久能山東照大權現ノ社ニ神領ヲ寄附セラル、

東照大權現駿河國久能社領之事、都合三千石、此內千石神供料、貳百石社僧料、千八百石神主領、以上

右件々、在所ハ當國有渡郡之內、所々十六ヶ村目錄在ㇾ別錄ㇾ事、奉ㇾ寄ㇾ進之ㇾ訖、永代令ㇾ停ㇾ止撿斷使者ㇾ也、但過人出來者、非ㇾ制之限ㇾ、犯者、榊原大內記照久、全之神納神事社役等可ㇾ勤仕之狀如ㇾ件、

元和六年三月十五日

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶二年八月辛未、攝津國住吉郡人、外從五位下依羅我孫忍麻呂等五人、賜ㇾ依羅宿禰姓、神奴意支奈、祝長月等五十三人、依羅物忌姓、

〔續日本紀考證六〕神奴蓋大依羅神賤也

〔新撰姓氏錄攝津國神別〕神奴連（カミノヤツコノムラジ）

天兒屋根命十一世孫、雷大臣命之後也、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字二年九月丁丑、常陸國鹿嶋神奴二百十八人、便爲ㇾ神戶、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年四月庚子、放ㇾ鹿嶋神賤男八十人、女七十五人從ㇾ良、

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜四年六月丙午、常陸國鹿嶋神賤一百五人、自ㇾ神護景雲元年ㇾ、立ㇾ制安ㇾ置一處ㇾ、不ㇾ許ㇾ與ㇾ良婚姻ㇾ、至ㇾ是依ㇾ舊居住、更不ㇾ移動ㇾ、其同類相婚一依ㇾ前例ㇾ、

〔續日本紀三十六光仁〕寶龜十一年十二月壬子、常陸國言脫ㇾ漏神賤七百七十四人、請ㇾ編ㇾ神戶ㇾ、許之、但神司○鹿嶋妄認良民、規ㇾ爲ㇾ神賤ㇾ、假ㇾ託靈異ㇾ、已侵ㇾ朝章ㇾ、自ㇾ今以後、更莫ㇾ申請ㇾ、

〔續日本紀三十九桓武〕延曆七年三月辛亥、下ㇾ勅曰、調ㇾ發東海東山坂東諸國步騎五萬二千八百餘人ㇾ、限ㇾ來年三月ㇾ、會ㇾ於陸奧國多賀城ㇾ、其點ㇾ兵者、先盡ㇾ前般入軍經戰叙勳者、及常陸國神賤、然後簡點餘人、堪ㇾ弓馬ㇾ者、

〔新抄格勅符抄〕太政官符　神祇官

一應ㇾ割ㇾ神封物ㇾ充ㇾ春日祭料ㇾ事

調布五百端下總國香取神封二百端、常陸國鹿嶋神封三百端、

庸布三百端　商布六百端

麻六百斤　紙六百張香取神封

右件神封物、割充如ㇾ前、仍須ㇾ每年納送祭所ㇾ、自餘雜物、一同ㇾ前符ㇾ、官宜ㇾ承知依ㇾ件施行ㇾ、○略　中

延曆二十年九月廿二日

貢賦

〔神宮雜例集〕神封事

一七ヶ國封戸

二百九十戸〇中略

代米

烟別所當

調絹一匹　庸米一石二斗

中男作物油七合　租穀四石

封戸〇戸恐誤廿五烟一人

運賃

隨國有法、但美乃副夫領、信乃、上野副駄賃、仍除之、

合准米

除色代濟國分、

尾張國

本封

調絹九十匹

庸米十一石

租穀四十石　傜功米三十六石

中男作物胡麻油七升

封丁一人

新封

調絹二十五匹　庸米三十石

租穀百石

中男作物胡麻油一斗七升五合

封丁一人

○按ズルニ、此書ノ二百九十戸ノ烟別ノ所當ハ、民部式ノ封戸以正丁四人中男一人爲一戸トアル、通常ノ封戸ノ法ニ依リタルモノニテ、神戸ノ法ニ依ラズ、調絹庸米中男作物ハ、主計式ノ調絹四丁成匹庸米三斗、中男作物胡麻油七合トアルニ合ヒ、租穀封丁ハ、民部式ニ、率租每戸以卅束〔卽穀四斛〕爲限、點仕丁者、每五十戸二人トアルニ合フ、

〔令義解二神祇〕凡神戸調庸、及田租者、並充造神宮及供神調度、其稅者一准義倉、〔謂租稅者、並是田賦、唯新輸曰レ租、經貯曰レ稅也、一准義倉不二出擧一者、皆國司撿校申送所司、〕

〔令集解七神祇上〕釋云、撿諸家字詁租稅並是田賦、本雖同物、見令所行、新出曰租、經年稱稅耳、一准義倉者、謂不得出擧耳、租音則胡反、內相宣云、自今以後、神戸調庸者、充供神用數、及所殘之數、具令申、然後給之、亦伊勢神稅出擧之類、准令停之、跡云、稅謂百姓出時曰田租、置倉之日云稅、然此始收納、幷供神之餘、並國司撿校、令申神祇官、朱云、神戸調庸及田租、謂神戸人之田租、未知神田何穴云、稅者一准義倉、具說新令私記及令釋了也、其神戸義倉、一准合公戸貯官倉也、或云、調庸等物充用之殘者、亦名稅者、博士不依、但調庸之殘耳、古記云、問、神戸調庸及租、幷充造神宮及供神調度也、若有乘者何、答、昔治置神祇官、中間給神主等、今治置神祇官、臨時准量所用多少、給充荷已訖、問其稅者、一准義倉意、何、答、神戸義倉如公民戸義倉耳、其說字義倉云耳、〇略〇中朱云、申送所司、謂神祇官也、先可申太政官者後度、貞云、如文申神祇官耳、但時行事先申官者、未明古記云、所司何司、答依文神祇官、但今行狀者、自大辨至民部、民部至神祇官、給至所在、故所司耳、又問、義倉文至神祇官以不、答調庸幷田租義倉等文、又神戸戸

籍、更各寫一通、送神祇官耳、

〔延喜式三臨時祭〕凡諸國神稅調庸帳、○中略每年勘造、送此官、○神祇計會知實、即付返抄、

凡諸國神社、隨破修理、但攝津國住吉、下總國香取、常陸國鹿嶋等神社正殿廿年一度改造、其料便用神稅、如無神稅、即充正稅、

凡神戶調庸、充祭料幷造神社及供神調度、但田租貯爲神稅、

凡年中祭祓料所須篦千三百六十四隻者、大和國以神稅交易、十月以前進之、

凡伊豆紀伊兩國、以神稅交易所進祭料、雜皮八十五張、伊豆國熊皮五張、猪皮十張、鹿皮卅張、紀伊國熊皮五張、猪皮五張、鹿皮卅張、並付貢調使進此官、○神祇即與諸司出納、

凡但馬因幡美作三國、以神稅交易所進之弓矢大刀者、充臨時祭祓料、但馬因幡兩國、各弓廿八張、征矢五十隻、美作國大刀三柄、征矢五十隻、

凡因幡伯耆兩國所進相嘗祭料、荒莒八十八合、國別卅四合每年以神稅交易、十月以前差使進上、

凡薦三百七十八枚攝津國以神稅交易送此官、充年中祭料、

凡諸國所進神稅交易雜物、○中略挍此官諸司出納、

凡鴨御祖、別雷、熱田三社神稅穀者、社用之外不得用、雖充社用、申辨官待報、

凡官人○神祇季祿馬料要劇、幷供奉神事官人裝束、宮主神琴師龜卜長上季祿馬料月粮、及卜部御巫等衣服者、以神稅充之、但宮主月粮以官田給之

凡史生二人、官掌一人、神部四人、粮米者以神稅物充之、月別各白米一斗五升、

〔日本書紀二十九天武〕六年五月己丑、勅天社地社神稅者、三分之一爲擬供神、二分給神主、

〔續日本紀二文武〕大寶元年四月丙午、勅、山背國葛野郡月讀神、樺井神、木嶋神、波津賀志神等神稻、自今以後給中臣氏、

〔享祿本類聚三代格六〕太政官符

應停止官人品官等季祿依自解文給諸國神稅事

右得神祇官解偁、撿案內承前之例、官人及諸宮主等季祿、以神稅交易輕物勘納本官、依太政官符、與諸司共充給、而頃年各修自解申官、競賜諸國神稅、至于勘會彼帳、既致物煩、望請□被從停止、將絕猥濫、但事不獲已有可給者、依官解然後宛給、謹請官裁者、左大臣宣、奉勅依請、

貞觀十七年二月一日

〔加茂御祖皇大神宮諸國神戶記六〕

近江國　高嶋庄

三所祝鴨秀世辨申

欲早被停止非分之沙汰、被行其身於反坐科、任元弘勅裁竝將軍家御敎書等旨、令成安堵思、專御祈禱、山徒山本坊定祐、稱爲南谷定心院集會事書、令殺害山門公人得力法師由、構堅固不實、令濫行鴨御祖大神宮嚴重日次神供料所近江國高嶋庄、重疊罪科不輕間事、

副進　一卷　勅裁幷將軍家御敎書、武家使節註文以下條

右當庄者、爲一圓不輸社領、嚴重不闕之神用、幷社頭造營之勤役以下、連々神用、重營異他之地、而彼定祐、致非分押領之間、□□去元弘年中、□□□以何篇可侵殺害之大罪哉、高季所在暗在哉、倩案事情、造意結構之意趣者、件定祐乍荷日來之重科、重今年二月廿三日夜、差遣家人等於當庄盜取嚴重神稅米等、致種々惡行狼藉訖、子細所進具書、仍就令觸訴于佐々木佐渡判官入道、如兩使出羽三郎入道道光、永田四郎信氏等起請之請文者、去二月廿三日夜、定祐差遣家人等、押取神稅之間、可令糺返之旨、雖相觸之不叙用云云、依之去七月廿三日、被成嚴命御敎書之間、定祐失爲方之餘、爲塞罪名、致奸訴之條顯然也、且云公家云武家、當時專被重大社、被先正理之最中、定祐不恐朝威、不顧神罰、構

出堅固之不實之條、反坐科爭可"廻踵哉、然者早被"停"止彼謀訴、令"成"安堵思、增欲"專"天長地久四海靜謐之御祈禱仍披陳言上如"件、

建武四年八月日

〔延喜式四伊勢大神宮〕神田卅六町一段

大和國宇陁郡二町

伊賀國伊賀郡二町

伊勢國卅二町一以

右神田如"件、制度會郡五町四段〔二町四段大神宮、三町度會宮、〕令"當郡司營種、收獲苗子、供"用大神宮三時幷度會宮朝夕之饌、自餘依"當土估賃租充"供祭料、

〔大內家壁書〕一今八幡社頭幷御神領事條々

一修理造營之時、社領中人足、有"催促"可"召仕也、然而號地子辨濟、不"勤仕人足以下諸役云云、大綱修造之時者、縱雖"爲"地子收納地、可"相催之、若及"異儀之仁者、不"可"居住社領中之事、〇中略

一社邊掃除者、宮司幷神人等可"致奔走"事、

一諸人號"屋地、雖"申給神領內、則不作、家、不辨"收地料剩於"彼地內、定"置百姓、納"取地子、偏如"私領有受用族云云、於"自今已後者、縱以"上裁"雖"預給、至"如此之仁者、言"上子細、爲"社家"可"召"放件地、若又乍"居住不"社納地料者、就"訴訟之是非、可"被"付"渡其家於其地事、

右條々堅固所"被"仰出"也、以"此旨"可"有"其沙汰之狀如"件、

文明十年卯月十五日　遠江守正任奉

〔蜷川親俊記〕天文十一年七月十四日壬戌永原越前重隆申"下條寺社本所地子錢先年引替、雖"被"成"御下"知候、難澁候間、口只今被"仰出"候、親俊諏訪神左衞門へ書狀遣之、

〔諏訪社家文書纂〕爲"大政所領"青錢拾貫文之分、於"于田邊之鄉之內"被"渡下"候、如"舊規、神役嚴重ニ可"相勤"之旨被"仰出"候者也、仍如"件、

丁卯十一月十二日　吉田左近助

龍丸朱印　奉之

神長官殿

〔武家嚴制錄十二〕春日社領御下知條々

春日御供御修理祭禮下行幷學問領五師預分

一高五千五百八拾七石五斗餘　大和國所々

一納方寺務、幷喜多院權別當以"差圖、一年替從"寺中三人宛、中坊五師時之觸江出合、百姓別物成相窺、春日御藏庫院新坊江納之相對可"付置"事、

一五師田共高百五拾石分、雖"其年物成、可"爲"五師領事、

附口米五師可"爲"代官給事

右之條々堅可"被"相"守此旨者也

元和三年九月七日　安藤對馬守

土井大炊頭

板倉伊賀守

本多上野介

〔吾妻鏡四十四〕建長六年十一月五日甲辰、熊野山本宮造營事、就雜掌參訴有"其沙汰、且彼社頭美濃國垣富以下地頭等、止"色〻代可"濟"現物之由、被"仰"出之云々、

〔吾妻鏡二十〕建曆二年七月七日辛亥、駿河前司惟義使者、自"京都"到來、持"參藤中納言實卿實奉書"是賀。

茂河堤事、除江丹兩國幷神社佛寺權門庄領等、可致穩便沙汰之由、可被下知惟義等、又此趣被仰諸國守護畢者、駿州使者申云、件堤事、當時致其沙汰之處、去月廿四日、藤中納言實寛奉仰、被相觸云、堤事被仰關東時、全可費煩諸國之由不思食寄、而仰九箇國御家人、不論權門勢家神社佛寺領、可充催由、被加下知之間、賀茂八幡已下庄々面々訴申就中修理職杣役事、於此所々者、奉公異他之地也、又大嘗會卜合兩國在此中、彼是可免許云々、惟義申云、件杣分可充催何所乎云々、而此申狀事太以不足言也、仍直被造奉書之由、同廿五日重被仰之旨云々、

〔常陸國吉田神社文書〕下　吉田社領

可令任官行事所配符辨濟造伊勢大神宮役夫公米事

副下配符一枚

右任配符支配鄉々、慥可令辨濟也、抑當社領、先例以淮布雖令進濟於今度者不可有其儀、諸國一同可濟見米、若非見米者、以錢百文宛八升、可令寄濟之由、所被下也、存此旨、雖合夕無遲怠、早可令辨濟之狀如件、

嘉祿二年七月　日

主殿頭小槻宿禰

〔康正二年造內裏段錢幷國役引付〕合

拾貫文　五月廿八日定　送狀アリ、請取出、

貳拾貫文　五月廿七日定　送狀アリ、請取出、

四貫文　五月廿九日廿六日定、送狀アリ、請取出、

五貫文　六月二日、五、廿日定、同

貳貫文　六、三日、五、廿日定、同前

北野社領　所々段錢　實成院

春日社領　南都松林院　段錢

三條八幡宮領　越中國御服之庄、吉川之段錢、

春日社領　泉州深井段錢

松尾社領　攝州山本庄且段錢

鴨御社領　越前國志津庄段錢

日吉社領　近江國小幡位段錢

八幡宮領　丹波國篠村庄所々段錢

九貫文　六月自七日、至十一月九日定、

壹貫文　六、十四日定、送狀アリ、請取出、

貳拾三貫六百文　同六月廿三日定、

〔春日社舊記〕應令春日社司進上證文社領大和國伴田庄被免除主水司氷馬役事

右得彼社司等去月卅日解狀偁、謹撿按內、大明神垂跡之後、以彼庄田割置供祭料、調備來尙矣、隨代代宰吏、且口神威、且仰舊跡、不入國使、不宛課臨時雜役、而郡司則貞寄事於宣旨、忽背先例、宛氷駄、押取質物、所行之旨、科條不輕、就中當國八幡宮寺領九箇所、諸寺庄薗、其數不勝計、皆不帶免除之證驗、猥以本所之威勢、不勤件役、加之當社事、以先例不可勤氷馬之由、代々被下長者宣、敢無牢籠、望請天裁早任先例、且停止件役、糺返質物、且被召誡則貞身者、將仰大明神之嚴威、奉祈百年之寶祚者、左中辨藤原朝臣爲隆傳宣、權中納言藤原朝臣宗忠宣、奉勅宣、令彼社進上免除證文者、

天永三年七月六日　　左大史小槻宿禰在判奉

〔常陸國吉田神社文書〕左辨官下　常陸國吉田社

雜事三ヶ條

一應令免除同社領勅事國役等事

右得同前解狀〇承安元年三月十九日社司解狀云、謹撿案內、神田者不輸之地、全非公田之儀、神人者不課之民、更非等巡之人、然者勅事國役、不可宛課、而伊勢二所大神宮役夫工、造內裏大嘗會之時、猥令譴責條、左道之甚也、望請官哉、欲被免除勅事國役者、同奉勅依請者、〇中略

承安二年十二月廿九日　　大史紀朝臣

右中辨藤原朝臣

〔當宮緣事抄〕左辨官下　石清水八幡宮護國寺

應停止當宮御領充課伊勢大神宮役夫工雜事米事

右得彼宮寺去三月廿日奏狀偁、謹撿案內、夫石清水八幡宮者、鎭護國家宗廟也、因茲先々不充雜事、而近來國司猥巧新儀、或稱加納、或號出作、充課役、煩此神領之間、當宮用途、動及闕怠、宮寺訴訟何事如之哉、望請天恩永可被停止新儀課役之由、成賜當時鳳詔、欲備後代證驗而已者、中納言藤原朝臣宗家宣、奉勅依請者、宮寺宜承知依宣行之、

承安三年五月一日　　少辨藤原朝臣在判

右大史中原朝臣在判

〔吾妻鏡二〕治承五年〇養和元年二月十日丁亥、於安房國洲崎神領、在廳等成煩由、有神主等之訴、仍可停止之由、今日所令下知給也、

下　須宮神官等

可早令安房國須宮免除萬雜公事事

右件宮萬雜公事者、先日御奉免畢、重神官等訴申事、實者尤不敵也、早可令免除之狀如件、仍在廳等宜承知勿違失、

治承五年二月　日

〔尺素往來〕役夫工米事、諸國平均先例不可違歟、但於三社神領、及三代御起請之地者、不可被准自餘也、

〔當宮緣事抄〕當社領信濃國小谷別宮、外宮役夫工米事、可被免除之由被仰造宮所候畢、可被存其旨者、依御氣々執達如件、

文永四五月十三日　　右中辨在判

八幡撿挍法印御房

徭役

〔鹿嶋神宮古文書〕常陸國鹿嶋社領內御□□□所々造伊勢大神宮料役夫工米事

右當役者、依爲朝家無雙之重事、不嫌之社領三代御起請之地、不論先例之勤否證文有無、平均可致沙汰之由代々雖被定下、自往古無件役勤仕例之由、於御奉行所被申子細之上者、任先例於□□□社家方一圓下地進止之地、不可懸催此役、一向所避進也、至地頭等下地進退之所々、及公田分者、不可有□□□幷社家之綺、就地頭方可致沙汰也、兩方相互爲令停止向後之違亂、避狀如件、

正應二年五月六日　　造大神宮所使右衞門尉兼定在判

〔普廣院殿元服記〕正長二年三月廿九日、今日伺事、可被聞食始之由俄被仰出之、披露之當番兩人申次之、秀藤披露篇目、

住吉社領播磨國所々御卽位段錢事

免除證文分明之上者、可止催促之旨、被仰出之、

〔當宮緣事抄〕石清水八幡宮寺諸國神領目錄在別紙事、段錢以下諸公事、幷守護役、人夫傳馬等、向後所令免除之狀如件、

應永十九年五月十日　　內大臣源朝臣御判〇足利義持

〔類聚三代格一〕太政官符

應令神戶百姓修理神社事

右奉勅、諸國神戶、例多課丁、供神之外、不赴公役、宜役其身修理神社、隨破且修、莫致大損、國司每年巡撿修造、若不遵改、更致緩怠者、隨狀科祓、

弘仁二年九月廿三日

〔延喜式三臨時祭〕凡祈年、月次、神今食、新嘗等祭料、楯板置座木等之類、仰五畿內諸國神戶百姓、令採進之、

凡年中御卜料、婆波加木皮者、仰大和國有封社、令採進之、
凡出雲國所進御富岐玉六十連、三時大祭料廿六連、臨時廿四連、每年十月以前、令意宇郡神戸玉作氏造備、差使進上、

〔延喜式二十民部上〕凡封戸以正丁四人、中男一人、爲一戸、率租每戸以四十束爲限、每鄉滿課口二百人、中男五十人、租稻二千束、若不滿此數、通計國內、令填、但遭損之年、不聽通計滿給、悉田分封五丁及田租者、丁減物丁、依五六丁之例、准人封、不可增減、
凡神寺封戸、不得點衞士仕丁事力、

〔類聚三代格一〕太政官符

不可割取伊勢大神宮神戸百姓事

右神祇官去閏十月廿九日解偁、大和伊賀伊勢志摩尾張三河遠江等國司論云、去延曆廿年七月二日格云、檢案內、太政官四月十四日符偁、自今以後、神戸限以二町、田租定十五束、丁減物少、供祭應乏、宜天下諸社同共改張、丁幷租數一依舊例、又養老七年格云、神戸增益卽減之、死損卽加之者、宜後有增丁隨減之、但至于死損、取彼加此、於事不穩、宜勿更加者、仍案彼延曆廿年四月十四日格偁、大神宮封戸非改減之限、而件國神戸百姓愁云、神戸有死須依實除帳、而國司勘返不除帳、名雖附帳、實無其身、因茲丁數空過五六丁、爰國司號除丁、卽出自神戸、貫於官戸、至于課役皆悉徵納、若致延怠、遂加決罰、神事難濟、職此之由、望請件大神宮封戸丁、雖有餘剩永無減省、以供神宮、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅、凡大神宮事異於諸社、宜依延曆廿年四月十四日格、永無改減、若有乖忤科違勅罪、

貞觀二年十一月九日

〔類聚三代格十五勅〕

一凡田租取令前束、擬令內把、令條段租、其實猶益朕念百姓有食萬條卽成民之豐饒猶同充倉、宜

段租一束五把、町租一十五束、

慶雲三年九月廿日

〔類聚三代格八〕太政官符

應同率神戸官戸課丁事

右得紀伊國解偁、檢案內、官戸課丁少數、常煩所司勘出、尋由緒、官戸悉爲神戸百姓之所致也、何者此國有封神社總十一處、所充封戸二百卅二烟、可有正丁千二百七十六人、〇一戸正丁五人半此則依式每戸以五六人所率之數也、而今神戸所領正丁之數、或戸十五六人、或戸二三十人、官戸所有課丁之數、或戸僅一二人、或戸曾無課丁、詳檢其由、神戸課役頗輕、官戸輸貢尤重、因斯脫彼重課、入此輕役、謹案式云、戸以正丁五六人爲一戸、其神寺封丁、若有增益者、隨卽減之、死損者不須更加、而國造幷禰宜祝等、寄事神祇、曾無改正、積慣之漸、忽然難變、望請不論神戸官戸、總計國內課丁、每戸同率貫附、辨定之後、若有輒改替者、尋其所由、依法科罪、謹請官裁者、右大臣宣、依請、

寬平六年六月一日

〔延喜式二十民部上〕凡伊勢齋宮仕丁卌八人、以神郡幷神戸百姓等充之、

〔家忠日記追加十二〕天正十九年十一月、大神君〇德川家康關〇左八州社領の印を賜る。其內に上總國市原郡八幡宮に御自筆を以て賜はる、

寄進　八幡宮　上總國百五十石事

右如先規、令寄附之訖、守此旨、彌抽武運長久之精誠、殊可守祭禮之狀如件、

天正十九年辛卯十一月　日

上總國市原庄　八幡鄉　そうさや　きくま　村上　やまき　ごる　府中　ごしよ

〔大猷院殿御實紀六十九〕慶安元年三月十七日、先代御朱印たまはらざる寺社領、こたびその願に

朱印

より、新にたなふもの百八十二、

〔大猷院殿御實紀七十二〕慶安元年十月十七日、諸國寺社御朱印たなはる所三百三十四通、十八日けふ寺社に頒賜せらるゝ御朱印三百四十八通、十九日寺社御朱印三百五十四通分たる、

〔憲教類典四ノ十四寺社〕寛文五乙巳年三月朔日

覺

一御當家御三代之御朱印所持之寺社之ともがらハ勿論御兩代之御朱印頂戴之分ハ、不レ依二寺社領之高下一、繼目之御朱印可レ被レ下事、

一御一代之御朱印頂戴之寺社領ハ、先五拾石以上之分、御朱印可レ被レ下事、

一寺社領無之境內計之御朱印雖レ有レ之、於二一宗之本寺者一繼目之御朱印可レ被レ下事、

右之通被二仰出一之間、面々領分ニ有レ之寺社之輩、今年六月中、江戸へ先御代之御朱印持參仕候樣可レ被二相觸一候、此紙面之外ハ、重而可レ爲二御沙汰一之間、不レ及二參府一旨、堅く可二申渡一者也、

〔憲教類典四ノ十四寺社下〕寶曆十庚辰年八月十八日

松平攝津守殿御渡

覺

一御朱印頂戴之寺社之輩、不レ依二寺社領之多少一、境內計之雖レ爲二御朱印一、於レ令二所持一者、御朱印可レ被レ下之間、御領私領に有レ之寺社領御朱印に寫を差添、來酉正月より三月迄之內江戸へ致二持參一、阿部伊豫守戶田采女正殿へ相達候樣ニ、可レ被二觸之一候、以上、

〔加茂別雷神社文書〕□茂當社領、石見國久永□守護所使入部、幷高野山流人雜事間事、社解別書具如レ此子細狀所詮如二承元二年十月十五日關東御下知狀一案者、故右大將殿○源賴朝御時御寄進之後、一向社家進止之地也、停二止守護所之沙汰一、於二大番侍者一、隨二先例之勤一可レ有二左右一、至二于其外課役一者、可レ令二免許一云云者、承元二年被レ下二御下知一候後、無二被レ毀レ破之狀一者、任二彼狀之趣一、且停二止使者入部一、且可レ免二許流人雜事之狀如レ件、

寛元二年六月三日　　相模守花押○北條時房

守護代

〔玄以法印下知狀〕賀茂社領境內六鄕、幷所々散在等事、從二先規一、三社之內爲二守護使不入一、度々御下知被レ帶二御朱印一、殊秀吉被二遣御折紙一之上者、山林竹木人足非二分課役一以下、如二先々一令二停止一之狀如レ件、

天正十一年十二月廿三日　　賀茂總中

〔武家嚴制錄十一〕伊勢內宮御條目

定

一伊勢大神宮領之內、可レ爲二守護使不入一事、

附諸法度、任二先規一、年寄共可二申付一事、

寛永十二年七月廿八日

〔御成敗式目追加〕一鎭西爲二宗神領一事、甲乙人等稱二沽却質券之地一、猥管領之由有二其聞一、尋二明子細一、如舊爲レ被二返付一、所レ差二遣明石民部大夫行宗、長田左衞門尉敎經、兵庫助三郎政行一也、

〔新御式目〕弘安七、五廿、　卅八箇條○中略

九國社領、止二甲乙人賣買一、如舊可レ致二沙汰一事、

〔新加制式〕一可レ崇二神社一敬二寺塔一事○中略

寺社領私令二沽却一、太以零落之基乎、尋究之、速可レ被二召放一件地一、

〔憲教類典四寺社ノ四十上〕寛文五乙巳年七月十一日

諸社神職御條目

一神領一切不㆑令㆓賣買㆒事

附不㆑可㆑入㆓于質物㆒事

右條々堅〻可㆑守㆑之、若違犯之族有㆑之ニおいてハ、隨㆓科之輕重㆒、可㆓沙汰者也、

御朱印

御勘定奉行へ

神領交換

〔寶暦集成絲綸錄十九社〕寶暦七丑年十二月

日光御神領之內、當夏洪水ニ而損毛之分、物成米御金ニ而金百八拾兩除㆓當年之分㆒被㆓遣㆒之候、且永荒地之儀茂、御引替可㆑被㆓成旨㆒被㆓仰出㆒候、替地之儀ハ、來春ニ至、懸吟味相伺候樣、御勘定奉行へ申渡候間、被㆑得㆓其意㆒、上野執當へ可㆑被㆓達候㆒、尤御勘定奉行可㆑被㆓談候㆒、

神領訴訟

〔長秋記〕長承元年五月十五日甲戌、秉燭大辨開㆑文讀㆑之、

鴨御祖社司與㆓吉田社司㆒相㆓論御供田四段間㆒、吉田社司申云、件田粟田左大臣爲㆓長者㆒以㆓私領㆒施㆓當社㆒、隨㆓長和四年可㆑爲㆓社領㆒之由口宣符數百歲間、無㆓牢籠所㆒領掌也、其旨見㆓所進長和官符㆒而鴨御祖社司乖㆓此旨㆒、始㆓自去年㆒致㆓其妨㆒云々、鴨司申云、寬仁二年分㆓一郡㆒所㆑被㆓寄進㆒當社、其中雖㆑有㆓神社佛寺領㆒、非㆓官省符所者㆒、尙於㆓官物㆒三斗辨㆓當社㆒、於㆓地子㆒辨㆓本所㆒也、而件吉田領、本官省符由不㆑見、仍所㆑徵㆓官物三斗㆒也、仍進㆓其官符案等㆒者、右宰相中將成通朝臣發語定申云、以㆓兩方所進文書㆒被㆓下㆒法家理非勘決後可㆑被㆓裁許㆒歟、內大臣〇藤原忠宗民部卿忠教新大納言實行、右衞門督實能、左兵衞督宗輔、中宮權大夫忠宗、左宰相中將宗能、左大辨實光等皆同之下官〇源師時獨申云、所㆓論賀茂吉田兩社司㆒、各募㆓於神威㆒、所進長和寬仁二歲符共出㆓自綸言㆒、理非難決、左右爭定、先於㆓官底對問論人㆒、比校官符、其後可㆑被㆓裁許㆒歟、左兵衞督定申云、吉田社司之所進者、左大辨讀㆓之書㆒之、長和寫官符張坪奉免、其狀云、粟田左大臣爲㆓長者㆒時、分㆓私領所㆒寄進也者、鴨御祖社司所進寬仁二年官符、一郡皆進、其狀云、於㆓社領寺領㆒、幷水室寄人、右近馬場守等作田、比叡山四至等免除、其外雖㆓私人領㆒、於㆓三代國司免除所㆒、非㆓自專㆒云々、如㆑此狀云、雖㆑有㆓寬仁一郡所進符㆒、於㆓長和奉免地㆒、吉田社司可㆑領知歟、倩按、鴨司申狀云、所免之官省符不輸田也、於㆓地子領㆒地任㆓官符㆒當社徵㆓三斗官物㆒例也者、此事尤可㆑被㆓對決㆒、傍例顯然歟、長和官符、粟田左大臣長者云々、件人不㆑分明㆒、不審也、符按皆在㆓官底㆒、被㆑比校時、眞僞無㆓其隱㆒歟、仍所㆑申此旨也、

諸卿無心併在㆓吉田方㆒、皆是爲㆓氏人㆒、其程可然歟、

〔吾妻鏡二十〕建曆二年九月十七日庚申、就㆓關東御寄進石清水、住吉、廣田等御領訴訟事㆒、社解令㆑到來者、不㆑經㆓宿㆒可㆑申㆓沙汰㆒之由、被㆑仰㆓問注所㆒云々、

〔新編追加雜務〕神社佛寺

一依㆑爲㆓神領㆒、不㆑依㆓年紀㆒、付㆓理非㆒被㆓裁許㆒事、田河左衞門尉隆村與㆑爲㆓胤㆒相論伊勢國麻生浦事、爲㆓周防兵衞大夫泰忠之奉行㆒、弘安八年二月廿八日、如㆑爲㆓胤所給御下知㆒、隆村帶㆓貞永、嘉禎、正應、仁治、建長、正嘉、關東六波羅御下知等㆒、知行經㆓年序之間㆒、如㆓式目㆒者、雖㆑難㆓被㆒改替㆒、以㆓非據領掌㆒、寄事於年紀㆒、押領之條、輙難㆓被㆒許容之間、所㆓被停㆒止隆村領地㆒也云々、

〔八坂神社文書〕元弘以來、被㆓收公㆒祇園社領事、如㆓元不㆒可㆑有㆓相違㆒之狀如件、

建武三年七月十八日　　花押〇足利尊氏

〔建武以來追加〕一本所寺社領事

方々施行停滯、頭人幷奉行緩怠、虛經㆓廿ヶ日㆒者、任㆓本條宜經㆒直訴、嚴密遵行之、可㆑申㆓左右㆒之由、差㆓日限㆒可㆑仰、本引付方、但有㆓限日數已前諸方雜掌亦猥及㆓濫訴者㆒、暫可㆑被㆓閉㆒彼訴訟㆒也、

建武以來追加〕一寺社本所領可㆑被㆓返付㆒條々事　文和四、八、廿二、御評定山城國分事

右於濫妨國々者、可爲半濟、但於所務者、可爲本所進止矣、至靜謐國者、悉急速可被打渡之、

【建武以來追加】意見

一近年申給神領御判地、依本主訴訟、可被返附否事、就訴訟御糺明之處、於理運之儀者、雖爲神領、被返下凡人之段、先蹤在之歟、然者任證文之旨、宜有御成敗乎、

文明元年六月廿一日　　左衛門尉貞賴〇以下一人略十

【大猷院殿御實紀二十二】寛永十年六月四日、伊勢國二見浦二千百石餘の地を、皇大神宮の神厨に充らる、この地往古は神厨ありしが、六十年ばかり前より、九鬼が所領となりしかば、神人等年々愁訴して絶えず、然るにこたび九鬼長門守守隆と、内藤伊賀守忠重轉封によりて、かの地へ撿斷使大目付水野河内守守信、使番土屋市之丞勝正を下され、査覈せしめられしに、神人連年愁訴する所、たがひなきがゆゑなり、よて令せらるゝは、こたび二見郷六村を内外兩宮神田に寄せ給ふにより、神事怠慢なくつとむべし、江村、三津村、小田原村は内宮に屬し、今一宮村、西村、庄村は外宮に屬せしめらるれば、諸役隣郷の竝につとむべし、神事つとむる所こたび造營せらるれば、此後は六村より修理すべし、山林竹木みだりに伐とるべからず、されど修理のときは、費用に應じ伐とるべし、〇略下

【大神宮諸雜事記一】養老六年發未三月三日、大和國宇陁神戸司進於神祇官申文、

【吾妻鏡二十一】建曆三年〇元年建保十二月十八日甲辰、今日修理亮泰時以伊豆國阿多美郷地頭職、令奉寄走湯山權現給、是元者件神領也、而頃年仁田四郎忠常令顚倒之、彼滅亡之後匠作拜領之給訖、根本由緒、今朝始聞之、卽爲放生之地、永所被寄進也、

【新御式目】弘安七、五、廿七評、

寺社御寄進所領事

神領職員

令興行佛事神事、爲不退轉御祈禱、被奉寄候處、別當神主一向知行之、不及其沙汰云々、早尋明年貢之分限、可被宛置件之用途等鎌倉中急速可申沙汰之由可仰引付〇又見新編追加

【後愚昧記】貞治五年八月十八日、攝州幷若州寺社本所領等事、守護未補之間、下遣京都奉行人、各一同沙汰付云々、

【賀茂社古代庄園御厨】近江國邇保庄、越中國倉垣庄、如元所被付社家也、致知行、可全神用者、天氣如此、悉之以狀、

延文五年十二月廿五日　　左少辨在判

鴨禰宜館

【賀茂社古代庄園御厨】請申鴨大神宮御領土佐國津野本庄所務職事

右當庄所務職事、對津野地頭備前守繁高、被成御契約上者、每年公用捌拾貫文內三月中仁疋十貫文十月中仁疋拾貫文無未進懈怠可致其沙汰也、但於庄內合戰出來者、可有半濟之沙汰、於于國動亂出來者、可三分二之沙汰、如此相互堅契約申上者、若云月宛分、云總員數、相懸公用後年者、改所務雖有契約、他人不可申一言子細者也、且可被申行、別而御罪科御沙汰也、仍爲後日契狀如件、

應安五年九月八日　　備前守繁高在判

【加茂御祖皇大神宮諸國神戶記六】

美濃國　梅原庄

文明三年五月祠官言上狀云、美濃梅原庄代官土岐被官齋藤彌次郎請口之分、京著之定、三百九十餘貫之處、亂世以來、公用不致沙汰者也、但自地下直進物兩季神服、幷長日人夫等事者、于今令運上訖而爲請取彼神服、社使每年兩度下向之次、令催促公用之處、彼內壹貳千匹之分、可致其沙汰之由雖申、猶以令難澁之、最少分致沙汰之歟、雖然使者路錢、幷在庄公用等仁引取間、不全社納之者也、神

神職分領

服以下於運上之通路者、自管領佐々木故大膳大夫方江被加成敗之間、于今無爲者也、

〔神鳳抄〕諸神田注進文建久四年在京同○中略

多氣郡

一段竝宮御笥作內人德成勞

飯野郡

二段竝宮御笥作內人德成勞○中略

安濃郡

一町一段在安西郡、竝宮大內人德元勞、

重昌神田、宮守子良神田五段、在同郡、同宮二內人時久勞、○中略

中萬神田十一町之內、二町五段之宮守子良神田、

五段在同郡、瀧原宮二內人武光勞、七段半字等小恒內宮守子良神田、

一町九段百八十步、在同鄕、村主鄕二段、黑忠神田、宮守衣粮田、

一町二段在同郡、字草生神田三町五段、在同郡、瀧原大內人勞、當時有公用貢、○中略

一町七段百八十步、大物忌父氏弘子良粮料、

二町在安東郡、號粮食、內人末澤勞、

二町五段在安東郡、大物忌父季貞神主、子良衣粮料、

一町五段在安西○西下一本有東字郡、同季貞神主子良粮料、

二町七段在安西郡、同助永勞、

三町七段在安西郡、大物忌父光兼子良衣粮料、

三町安東郡、一町安西郡、二町號清祓神田、同光兼沙汰、

一町四段在安西郡、大物忌父氏弘、子良衣粮料、

五段在同郡、同物忌氏弘勞、

二町在安西郡、一禰宜勞、

二町在同郡、四禰宜勞、

二町在安東郡、三禰宜勞、

四町在安東郡、山向內人貞次勞、○下略

〔權別當宗清法印立願文〕敬白

立願事

一別當已下可支配莊園事

別當　四箇所

權別當三人　各三箇所

修理別當二人　各二箇所

俗別當神主　各一箇所

正權三綱等　各一箇所

山上執行　一箇所加三綱略之

已上廿五箇所加執行廿六箇所

此外官符少別當人別一箇所○中略

建保五年正月廿七日　弟子石清水護國寺權別當法印大和尙位宗清

〔日吉社社領註進記〕日吉社社領

一蒲生上郡　狛月谷神田

小比叡禰宜道貞奉行

一高島南北散在本神田
社司等配分知行

右往古重色神領等、社家知行所々大概注進如斯、此外所務各別之地、山洛僧綱衆徒、幷甲乙人等知行神領社領等多之歟、非社家進止之上、云在所、云領主、不存知之間、不能勒矣、仍注進如件、

元應元年十月　日

小比叡社
大社

神主　從四位下祝部宿禰擧昌
祝　從四位下祝部宿禰昌宗
禰宜　從四位下祝部宿禰道貞（各在判）

神主前大藏大輔從四位上祝部宿禰成久
祝　從四位上祝部宿禰匡長
禰宜　正四位下祝部宿禰俊貞（各在判）○節略

〔加茂御祖皇大神宮諸國神戸記（八）〕因幡國土師庄

契約

社司分領因幡國土師庄間事

右當社之内、上司職者、爲貴布禰權禰宜殿御分領、御知行無異論、將又於下司職者、爲社家分領、當知行無相違、爰御米事、依有所存、雖經奏聞、以折中之儀、令申和與者、彼御米事、於半分者、可有御知行、殘至半分者、社家可令知行者也、此上自他更不可有違失、然者停止公方訴訟、以和與之儀相互申不□

勅裁、向後可令知行矣、若如此口令申契約、令改變者、可蒙當社下上、河合、貴布禰御罰者也、仍爲後日契約狀如件、

貞治三年九月廿二日

鴨祐家判

神祇部十二

氏神

名稱　同
物部氏神　同
藤原氏神　同
橘氏神　同
當宗氏神　同
八姓氏神　同
平氏神　同
源氏神　同
大江氏神　同
竹田氏神　同
尾張氏神　同
伴氏神　同
紀氏神　同
津守氏神　同

賀茂朝臣氏神　六七八
鴨縣主氏神　同
高階氏神　同
秦氏神　同
中臣氏神　六八〇
荒木田氏神　同
度會氏神　六八一
丹波氏神　六八二
紀國造氏神　六八三
佐陀神主氏神　六八四
那須氏神　六八五
河野氏神　同
大友氏神　六八六
牛尾氏神　六八八
以有名之神爲氏神　六八九
以產土神稱氏神　同
氏神祭日　六九一
氏神祭　六九九
氏神詣　七〇五
出產時詣氏神　七一〇
出立時詣氏神　七一二
元旦拜氏神　同
出陣時拜氏神　同
出家時拜氏神　七一六
告災異於氏神　七一七
社地　同
別立氏社　同
祭田　七二〇
神階　同
社格　同
神異　七二一
氏人　七二六
雜載　七三三

古事類苑

神祇部十二

氏神

氏神トハ氏ノ祖神ノ義ニシテ、之ヲウヂガミ、又ウヂノカミト云ヒ、之ヲ祀レル社ヲウヂノヤシロト云ヘリ、凡諸神ノ裔ニハ各其氏アリ、諸氏ノ人各同族ヲ稱シテ之ヲ氏人ト云ヒ、氏人ヲ統治スルモノ、之ヲ氏ノ長者ト云フ、故ニ祭祀アルトキハ、氏ノ長者タルモノ、必ズ氏人ヲ率キテ、各其祖神ヲ祭ル、例ヘバ中臣氏ハ其祖天兒屋命ヲ祭リ、忌部氏ハ其祖天太玉命ヲ祭リテ氏神トナセルノ類是ナリ、サレド又是ヨリ一轉シテ、ソノ祖神ナラザルモ殊ナル由緒アル神ヲバ、汎ク之ヲ氏神ト稱スルモノアリ、卽チ藤原氏ハ春日神社ノ外ニ、鹿嶋香取ノ二宮ヲモ其氏神トナセルガ如キ是ナリ、鹿嶋宮ハ武甕槌神ヲ祭リ、香取宮ハ經津主神ヲ祭リテ、共ニ藤原氏ノ祖神ニアラズ、其相殿ニハ天兒屋命ヲ祭レドモ、此ハ後ニ河内國平岡神社ヨリ移シ奉レルナリ、然ルニ其以前ヨリ鹿嶋香取ノ二神ヲバ氏神ト稱シテ、却テ平岡神社ヲバ氏神トナサヾルナリ、其他尾張氏ノ熱田宮ニ於ケル、橘氏ノ梅宮ニ於ケル、又源平兩氏等ノ平野社ニ於ケルガ如キモ亦此類ナリ、

凡氏神ノ祭祀ハ、毎年二月、四月、十一月ニ、氏ノ長者タルモノ、各其氏人ヲ集ヘテ行フモノニシテ、其供物作法等大概他ノ諸神ノ祭式ト異ナルコトナク、或ハ百花ヲ供シ、或ハ神馬ヲ獻ジテ以テ其神靈ヲ慰シ、一族安穩子孫繁榮等ヲ祈ルヲ以テ當トセリ、而シテ其特ニ厚キモ

ノニ至リテハ、前年ノ末ヨリ潔齋シテ飲食ヲ愼ムモノアリ、此ノ如キハ實ニ其祖先ヲ念フノ至情溢レテ此ニ至リシモノニシテ、他邦ニ於テハ多ク其比ヲ見ザル所ナリトス、

抑氏神ノ史乘ニ見エタルハ、舊事紀ニ崇神天皇ノ時、物部氏ガ石上宮ヲ崇メテ其氏神ト爲セルヲ以テ始トス、光仁天皇ノ朝、藤原良繼ノ病ミシ時、其氏神鹿嶋香取ノ二宮ニ、朝廷ヨリ神階ヲ上リテ、爲ニ之ヲ禱リ給ヒ、淳和天皇ノ天長元年、紀氏ノ氏神ヲ以テ官幣ニ預ラシメ、清和天皇ノ貞觀九年、伴氏ノ氏神ヲ以テ官社ニ列セラル、此後陽成、光孝、宇多、醍醐ノ四天皇ノ間、氏神ニハ斯ル特典ニ預リ給フモノ少シトセズ、然レドモ多クハ皇家ノ外戚、若クハ其族類ノ祖神ノ外ニ出デズ、此時代ニ在リテハ氏神ノ祭祀モ猶舊ニ仍リテ盛ニ之ヲ行ヒシカバ、皇家モ亦甚ク之ヲ好シ給ヒ、或ハ之ニ社地ヲ賜ヒテ以テ祖神ヲ祀ル處ト爲サシメ、或ハ之ニ祭田ヲ賜ヒテ以テ春秋祭祀ノ費ニ充テシメ、而シテ其祭時ニ當リテハ、氏人五位以上ノモノハ特ニ官符ヲ待タズシテ京外ニ出ヅルコトヲ聽シ、又正稅ヲ賜ヒテ以テ之ガ行旅ノ資ニ當テ給フガ如キコトアリ、亦以テ當時ニ在リテ、上下一同ニ其祖先ノ祭祀ヲ重ズルノ情ノ至テ厚カリシヲ見ルベキナリ、

後世ニ及ビテハ、其祖先ノ神ニモアラズ、又其氏族ニ由緒アルニモアラザルモノヲ尊崇シテ氏神ト稱シ、更ニ一轉シテ各地ノ產土神ヲ以テ其氏神ト爲シ、其地ニ生ルヽモノヲ以テ氏子ト稱スルニ至リ、古ノ謂ユル氏人ノ制大ニ變ゼリ、猶氏子ノ事ハ、產土神篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

名稱

〔節用集宇〕氏神（ウヂガミ）

〔增補下學集上之一神祇〕氏神（ウヂガミ）

〔類聚名物考神祇五〕氏神　うぢがみ　うぢのかみ

物部氏神

〔神道名目類聚抄四神祇〕氏神（ウヂガミ）　氏神トハ姓氏ノ始祖ノ神ヲ云、其苗裔ヲ氏子ト云、藤原、中臣、卜部ハ春日神ヲ氏神トシ、橘氏ハ梅宮、源氏ハ石清水八幡宮ヲ氏神トスルノ類、是亦所以アリ、世俗產神（ウブカミ）ヲ以、氏神ト云ハアヤマリナリ、

〔倭訓栞前編四宇〕うぢがみ　舊事紀に氏神と見えたり、祖先の神をいふ也、よて氏子と對しいへり、產土神とひとつに必得るはあしゝ、

〔類聚名物考神祇十一〕氏社　うぢのやしろ

姓氏につきてあがむる處の神社は、藤原氏は春日をもて氏社とするなり、氏寺もまた同じ、

〔先代舊事本紀五天孫〕伊香色雄命

此命、春日宮御宇天皇（○開化）御世以爲大臣、磯城瑞籬宮御宇天皇（○崇神）御世、詔大臣、爲班神物定天社國社、以物部八十手所作祭神之物、祭八十萬群神之時、遷建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑、則天祖授饒速日尊、自天受來天璽瑞寶同共藏齋、號曰石上大神、以爲國家、亦爲氏神、崇祠爲鎭、則皇后大臣奉齋神宮、

〔大日本史神祇一〕按、石上社、本祭布都御魂劍、不宜稱物部氏神、然幷祭其祖神瑞寶於本社、故稱氏神乎、附以備考、

○按ズルニ、氏神ノ一氏ノ祖神ノ謂ナルコトハ既ニ解題ニ言ヘルガ如シ、然レドモ古來祖先ナラザル神ヲモ稱シテ、氏神トスルコトノ殊ニ多キヲ視レバ、氏神トハ原來一氏累世擧リテ尊崇スル神ニシテ、只ニ其祖先ノ神ヲノミ稱スルニハアラザルカ、姑ク附シテ後考ヲ待ツ、

〔今昔物語十一〕聖德太子建天王寺語第廿一

今昔聖德太子、此朝ニ生レ給ヒテ、佛法ヲ弘メテ、此ノ國ノ人ヲ利益セムト思給、（○中略）守屋ノ大臣ト云フ者有テ、此事ヲ不請シテ天皇ニ佛法崇ムル事ヲ申止ム、是ニ依テ太子守屋ト中惡ク成給

藤原氏神

ヒヌ、蘇我ノ大臣〇馬子ト云フ人ヲ語ヒテ守屋ヲ責罰テ、國ノ内ニ佛法ヲ弘メムト謀給フ、〇中略共ニ軍ヲ引將テ守屋ガ家ニ行テ責ル、〇中略守屋大ナル櫟ノ木ニ登テ、誓テ物部ノ氏ノ大神ニ祈請シテ箭ヲ放ツ、其箭太子ノ鐙ニ當テ落ヌ、

〔聖德太子傳曆上〕用明天皇二年秋七月、大臣〇蘇我馬子與諸皇子率軍討大連、〇物部守屋又大伴咋子連、阿倍臣、平郡神手臣等、率兵從志紀郡會于澁川、共伐大連、於是大連部率子弟及奴等、築稻城而接戰、其軍强盛、塡家溢野、皇軍恐怖、三廻却還、是時太子生年十六隨大軍後自忖曰、非願難濟、乃命軍允秦造川勝、取白膠木、刻作四天王像、置於頂髮、一云、擎立軍鋒、而發願曰、今使我勝敵、必奉爲護世四天王起立寺塔、大臣又發願如此、進軍相戰、太子復攻、此時大連登大榎木、又云、昇衣摺朴枝間、誓放物部府都大明神之矢、中太子鐙、太子命舍人跡見赤檮、放四天王之矢、定弓和順、慧箭遠逸、中大連胸、倒墜木、賊衆躁亂、川勝斬大連頸、〇中略三小將軍直入大連家、子孫資財田宅皆爲寺分、

〔大鏡裏書〕藤氏之社事

鹿嶋社大職冠於常陸國誕生、仍祝此所、

春日社奈良帝都之時祝之、稱德天皇神護景雲二年戊申、藤氏四所明神奉祝春日山、

大原野社長岡帝都(桓武)之時祝之、文德天皇仁壽元年二月二日、始大原野祭、

吉田社平安帝都(桓武)之時祝之、一條院御宇永延元年四月始吉田祭、元中納言山陰卿一家所祭也、

〔廿二社本緣〕春日事

此神乃社波、天兒屋根命仁天坐寸、藤原氏大中臣氏等乃祖神也、本社和河内國平岡也、〇中略當社鎭坐乃初和、神護景雲年中ノ事也、〇中略常仁和常陸乃自鹿嶋遷給登云傳多里、而留爾春日祭乃宣命仁和鹿嶋仁坐寸武甕槌神、香取仁坐寸齋主神、平岡仁坐寸天兒屋根命乃神、姬大明神登阿里、然者本社皆各別也、鹿嶋神古曾彼與利遷里給宇都毛、天兒屋根神平岡乎本社都寸登見多里、但所々仁志天四所坐歟、鹿嶋仁和其社各各也、社家秘之香取仁和四所乃御殿分明也、然者藤氏乃祖和平岡仁坐寸、余乃三所和寄宿神仁天坐也、依天神代乃幽契仁寄宿志給歟、〇中略姬大神等和藤氏乃祖神仁和不坐云惠登毛所々仁志天寄宿志給計留也、如此乃事、諸社仁有留其類者也、

〔春日權現驗記一〕大和國平群郡夜摩鄕に一の靈地あり、竹林殿と號す、春日大明神御影向の所也、〇中略正曆三年のころ藤原吉兼が夢に、家の西南の竹林のうへに、貴女飛來ての給やう、我は汝が氏口春日大明神也、家たかく竹しげくして、竹林園に似たるゆゑに、この所に來宿す、もし竹しげくさかりならば、汝が子孫繁昌すべしと被仰と見けり、やがて社をたて神をあがめたてまつりて、ながく神竹をきるべからざるよし起請をかきけり、いまに修竹いよ〳〵か口して、梁園にことならずとなん、

〔權記〕長保二年正月廿八日丙午、早旦參內、此日藏人頭正光朝臣、奉勅詣女御〇一條后藤原彰子御曹司傳之、左大臣〇藤原道長立后宣命日、可令擇申之由、先日內々以此氣色可告大臣之由蒙勅命、然而申自院被傳仰可有便宜之由上諾之、大臣內々依院(圓融)仰所被承也、今日依吉日露所被仰也、此事去冬之末、太后崩給以來、度々催奏其旨、當時所坐藤氏皇后、東三條院、〇圓融后詮子皇后宮、〇圓融后遵子中宮〇一條后定子皆依出家無勤氏祀、職納之物可充神事、已有其數、然而入道之後、不勤其事、雖帶后位、雖有納物、如尸祿素飡之臣、徒資私用、空費公物、論之朝政、未有何益、度々依恠、所司卜申神事違例之由、疑慮所至、恐在如此之漸歟、永祚中有四后、是漢哀亂代之例也、初立之議雖有謗毀例致爰出准據、無難歟、況當時所在二后也、今加其一、令勤神事、有何事哉、我朝神國也、以神事可爲先、中宮雖爲正妃、已致出家入道、隨不勤神事、依有殊私之恩、無止職號、全納封戶也、重立妃爲后、令掌氏祭可宜歟、又大原野祭、尋其濫觴、在於后宮之所祈、而當時二后共無所勤、左大臣依氏長者獨勤其祭、雖不被闕怠、恐非神明之本意歟、是亦可謂神事之違例、小臣〇藤原行成以藤氏末葉爲思氏祭所申也、於其可否、只在聖擇、此間所奏雖多、不能悉詳之、

〔榮花物語二十若水〕かゝるほどに、大宮の御前〇三條后原妍子あやしうなやませしうおぼされて、どもすれば、うちふさせ給ふ。〇中略かくて四五日にならせ給ぬ。關白殿〇后兄道隆參らせ給へるに、なほ御氣色のくるしげにおはしますぞと申させ給へば、內侍のすけ御前にて、此四五日にあらせ給ぬ、御かせにやとて、朴なほきこしめせ、おこたらせ給はずと申させ給へば、いとふびんなる御事にこそとて、さぶらひめしして、守道めしに遣はすべきよし仰らるゝ、さてなをりたれば、かう〳〵おはしますよしをとはせ給へば、御氏神のたゝりにや、つちのけなど申せば、御前にて御祓つかうまつる、

〔續古事談一王道后宮〕後三條院ハ、春宮ニテ廿五年マデオハシマシテ、心シヅカニ御學問アリテ、和漢ノ才智ヲキハメサセ給フノミニアラズ、天下ノ政ヲヨク〳〵キヽオカセ給テ、御卽位ノ後、サマ〴〵ノ善政ヲオコナハレケルナカニ、諸國ノ重任ノ功ト云事長ク停止セラレケル時、興福寺ノ南圓堂ヲツクレリケルニ、國ノ重任ヲ關白大二條殿〇藤原教通マゲテ申サセ給ケルニ、事カタクシテタビ〳〵ニナリケレバ、主上逆鱗ニオヨビテ、仰ラレテ云ク、關白攝政ノオモクオソロシキ事ハ、帝ノ外祖ナドナルコソアレ、我ハナニトオモハンゾトテ、御ヒゲヲイカラカシテ事ノ外ニ御ムヅカリアリケレバ、殿座ヲタチテイデサセ給フトテ、大聲ヲハナチテノタマハク、藤氏ノ上達部ミナマカリタテ、春日大明神ノ御威ハケフウセハテヌルゾト、イヒカケテイデ給ケレバ、氏ノ公卿マコトニモ一人モノコラズ、ミナ座ヲタチテ殿ノ御トモニイデケレバ、事ガラオビタヾシクゾアリケル、主上コレヲキコシメシテ、關白殿幷ニ藤氏ノ諸卿ヲメシカヘシテ、南圓堂ノ成功ヲユルサレニケリ、殿ノ御威モ、君ノ御心バヘモアラハヤテ、時ニトリテイミジキ事ニテナムアリケル、

〔中右記〕大治五年二月十日、春日使立日也、依例奉幣、〇中略右少辨示送云、春日祭分配辨顯賴也、俄病

者、萬死一生、依不能參向、又左中辨實光不堪騎馬、兼日有仰者、以舟可下向也、於今者藤氏辨皆以故障、早々可參向由、以中將仰下也、凡一日從奈良上道之後、所勞無術之由申了、但重又被追下ハ、共人一人不可叶、馬又不給、一日下向之間、萬事屈了者、入夜從殿下〇藤原忠通被仰云、宗成必可參向也、氏社祭不可默而止、返々不便也、申云、給御馬一匹可追下由申了、又被仰云、馬辨共人一人可遣、早可下也者、申承了由告右少辨訖了、或說顯賴下向ハ、御寺〇興福寺大衆一旦可問事有之由風聞、依顯賴隱了云云、件事不知何事、尤不便歟、右少辨共人七人出來誠以神妙歟、

〔台記〕久壽二年九月廿八日壬申、一昨日禪閤〇藤原忠實召泰親占內覽遲々事、占申曰、依神事違例、氏神成祟、口口謝祟、來十月、及明年正月節中、可有祈禱驗、乃今旦奉白妙幣及馬一匹於春日、用吉服使憲忠有告文、

維久壽二年歲次乙亥九月乙巳朔廿八日壬申吉日良辰仁、掛毛恐幾春日大明神乃瑞乃廣前爾、從一位藤原朝臣〇忠實恐美恐美毛申給波久申久、謬以庸昧之陋質、荷爲氏族之長者利、登台階天年久具口政柄天、日積禮利、是則宗社乃靈牒累祖乃餘慶能延天所及奈利、方今聖上〇近衞新踐祚天、僚下各禀驚久、而奏請宣行乃事、依舊天雖可降綸旨毛、紫詔停滯之天丹心鬱陶須、奉公天輔弼無怠久、顧身爾忠勤無貳志、若是不慮之外聞、咎祟乃所致加止令占求之處爾、依神事違例天、氏大神成祟須、又社樹乃祟奈利止占申世利因之天驚遍天忽尋問之處爾、御笠山乃樹木乎、庶人濫久伐取止古有度申世利、早加禁制天、速從停止津、占推之趣、畏懼多端之、故是以散位從五位下藤原朝臣憲忠乎差使天、白妙御幣爾善馬一匹乎牽副天奉出給布、大明神此狀乎平久安久聞食天、叡慮和解之、愚心散憤天、柱石之基不動須、金玉之質彌堅之天、家門繁昌仁榮被增長天、夜守日守爾護幸給倍止恐美申給波久申、

〔源平盛衰記二十四〕南都合戰同燒失附胡德樂河南浦樂事

南都ノ大衆イカナレバカク太政入道〇平清盛ヲ惡ムラント云ケレバ、或人ノ申ケルハ理也、攝祿ノ

臣ヨリ始テ、南家、北家、花山、閑院、日野、勸修寺前官當職ノ公卿殿上人、十之八九ハ藤氏トシテ、春日大明神ノ氏人也、代々ノ國母仙院、多ハ此家ヨリ出給ヘリ、皇王ト云、臣公ト云、我朝ノ政事專此氏ニ在、然ルニ平家世ヲ取テ、萬乘ノ世務ヲ妨奉リ、諸卿ノ理政ヲ蔑如ニスレバ、爲國爲人、春日大明神衆徒〇興福寺僧ニ替入セ給テ、角騷動スルニヤ有ラン、イカ樣ニモ南都ノ失ル歟、平家ノ滅ルカ、子細アラントイフ、

〔玉海〕壽永三年三月廿三日壬子、光長參送云、廣季只今入來云、賴朝奏條々事於院、〇後白河其中下官〇藤原兼實可爲攝政藤氏長者之由、令申了之由、自廣元之許〇廣季子男也所示送也云々、卽其正文、可經御覽之由、廣季令申云云、當時攝政〇藤原基通若可有主恩者、只賜一州可足云云、件狀加一見返遣了、件脚力去十九日到來、賴朝奏院之狀卽廣元執筆、付泰經卿云云、同廿一日、遣御返事、最可申左右之由被仰云云、大略此事被仰、不可然者歟、〇中略凡此事次第可謂難堪叡念也、所參無疑、下官之懇望也、縱雖有此疑、已無其實、强不可爲苦、〇中略而當時洛中之貴賤上下道俗男女、下官可有吉慶事之由謳歌殆過法云云、此事已嗚呼也、又尾籠也、取諸身無冥顯之過怠、何因氏明神〇春日幷本尊三寶可令顯尾籠之名於後代哉、冥鑒之處、只奉仰佛神者也、

〔吾妻鏡二十八〕寬喜三年三月三日、今日將軍家〇藤原賴經始令拜春日別宮給、是叙四品給之後、始著其袍御、仍被准拜賀、可參彼社御云云、

〔園太曆〕貞和四年八月十四日、明日放生會、上卿春宮大夫〇藤原實夏參向、雖未拜氏社、依別勅參向也、文和四年四月廿六日、抑今月諸社祭以下、近來諸人無音信、是朝家非人之所致也、而存命之間、如然事猶不審、頗無益事歟、然而相尋神祇大副兼是宿禰、返報續也、去廿日吉田祭被行云云、而氏社奉幣以下神事、可相談之由、自先年仰付大納言而無沙汰云云、如奉幣者依幣物不合期、近來不及發遣、如形心中神事何不被沙汰候哉、每事此所存也、無力也、　十一月十八日庚子、今日大原野祭、不可被行

橘氏神

云云、幣料闕乏之故也、而如形也沙汰出、今日〇中略氏社祭可神事之旨、兼仰大納言了、而今日不社事歟、凡不信也者也、況又祭延否不定勿論歟、

〔宣胤卿記〕文明十三年二月廿九日甲戌、今日兼倶卿書狀到來、吉田社事、御堂殿〇藤原道長御書案送之注左、

奈良京之昔者、以春日社爲氏社、以興福寺爲氏寺、平安城之今者、以吉田社爲氏社、以法成寺爲氏寺、隨社頭之興廢、宜測藤門之榮衰者、一天安全、四海平定、殊可抽當氏繁昌之祈禱者、愼之莫怠矣、

長和元十一月十八日　御草名

于時兼忠神道長上左衞門權佐殿

〇按ズルニ、本書御堂殿御書案ト云フモノ頗ル疑ハシ、其ハ法成寺ハ治安中ノ建立ニシテ長和元年ニ後ルヽコト殆ント十年ナリ、加之當時神道長上等ノコトアルベクモナシ、蓋此書案ハ、兼倶ノ僞作ニ出デシモノナラン、姑ク附記シテ參考ニ供ス、

〔日吉社神道秘密記〕春日岡

春日大明神御影向之靈地也、〇中略春日大明神、天兒屋根命是也、〇中略公家藤原氏上祖、近〇近衞九、〇九條二、〇二條一、〇一條鷹司、悉氏神也、

〔戴恩記〕秀吉公關白になりたまひしを、玖山公〇九條稙道きこしめしたまうて、此官を他家へ渡す事其例なし、かならず春日明神の御罰をあたりたまはんとつねに仰られしが、はたして秀次關白殿御謀叛の時、近衞殿は九州の捧の津、菊亭殿は信濃へながされたまふ、其上御息女一臺殿車にて渡されさせたまひし時こそ、玖山公の仰られし御詞はあひぬと、人みなおどろきはべりけれ、

〔簾中抄下神事〕梅宮橘氏神

〔伊呂波字類抄无諸社〕梅宮

譜牒男峯下云、太后○嵯峨后橘嘉智子氏神祭於圓提寺、此神始大養太夫人（藤原不比等室）所祭神也、太夫人子藤原太后、光明子）及乙牟漏女王（美努王女、光明子異父姉）祭於洛隅川頭、其後遷祭於相樂郡掃山、此神爲仁明天皇成崇、出於御卜、復託宣宮人云、我今天子外家神也、我不得國家大幣、是何緣哉云々、天皇畏之、欲盛立神社、准諸大社、每年令祟、壯太后不肯曰、神道遠、而人道近、吾豈得與先帝外家齊乎、天皇固請之、太后曰、但恐爲國家成祟、仍近移祭於葛野川頭、太后自幸拜祭焉、今梅宮祭是也、

〔諸神記上〕一梅宮

當社神者、仁明天皇母后、文德天皇祖母、太后橘氏神也、歷承和仁壽二代、以爲官祠、又曰仁明天皇母后、橘清友女爲皇后宮、○又見諸社根元記、諸神根元抄、

當宗氏神

〔小野宮年中行事四月上酉日當宗祭事午日使立〕

仁和四年四月乙亥御記云、朕○多宇之外祖母當宗氏神、在河內國、所謂當宗社也、仍自仁和五年被祭之、或〔世俗淺深秘抄下〕一寬平法皇○多宇御外祖母氏神、在河內國、所謂當宗社也、仍自仁和五年被祭之、或說曰、實御母儀也、御母儀、仲野親王女班子女王由雖記之、其年齡頗不可然、爲後見如此雖註實、八當宗氏女也、大概見寬平御記歟、

八姓氏神

〔伊呂波字類抄比諸社〕平野或記云、延喜中奉鎭之、一神殿大日、二殿正觀音、平氏、三殿地大江氏、縣社、中原、小神、中臣、卜部、小野氏神也、

〔簾中抄下平野八姓氏神〕

〔二十二社註式〕平野

延喜式曰、山城國葛野郡平野祭○祭恐四座、

第一　今木神　日本武尊　源氏氏神

第二　久度神　仲哀天皇　平家氏神

第三　古開神　仁德天皇　高階氏神

第四　比賣神　天照大神　大江氏神

第五　縣神　天穗日命　中原　清原　秋篠　菅原等

四姓氏神

本地第一大日第二聖觀音第三地藏第四不動第五毘沙門

延曆年中立件社

貞觀元年十一月九日始祭之○又見諸社根元記、諸神記、

〔大日本史神祇八〕按、江家次第、左經記、仲資王記等書皆云、後世源氏亦預祭、以本社爲氏神、然無一緣故、且世稱本社爲八姓祖神者、蓋以桓武皇別有平、長岡、良岑、久賀四氏、高野皇太后族有和、大江、秋篠、菅原四氏也、而考二十二社註式、諸社根元記等書、本社攝社有縣神社、祀天穗日命、諸書又據此以今木爲源氏祖、久度平氏祖、古開高階祖、比咩神大江祖、縣神中原、清原、秋篠、菅原等祖、以傅會八姓祖神、今皆不取、

〔吉田家日次記〕應永九年十一月八日丁亥、前大外記師豐朝臣送書札云、平野社爲八姓祖神之由承及、件姓不審、可勘付云々、返狀云、源平高階大江中原清原秋篠以上八姓之祖神也者、一殿源二殿平三殿高階四殿大江縣社、菅原以下四姓之祖神也、然而不及巨細

第四　相殿比賣　天照大神　大江氏神

縣神天照大神子穗日命、中原、清原、菅原、秋篠、已上四姓氏神、

〔諸神根元抄〕平野五社

第一　今木神　日本武尊　源家氏神

第二　久度神　仲哀天皇　平家氏神

第三　古開神　仁德天皇　高階氏神

第四　比賣神　天照大神　大江氏神

第五　縣神　天穗日命

四姓氏神　中原　清原　秋篠　菅原等

本地第一大日第二聖觀音第三地藏第四不動第五毘沙門

延曆年中立件社

貞觀元年十一月九日始祭之○又見諸社根元記、諸神記、

〔大日本史神祇八〕按、江家次第、左經記、仲資王記等書皆云、後世源氏亦預祭、以本社爲氏神、然無一緣故、且世稱本社爲八姓祖神者、蓋以桓武皇別有平、長岡、良岑、久賀四氏、高野皇太后族有和、大江、秋篠、菅原四氏也、而考二十二社註式、諸社根元記等書、本社攝社有縣神社、祀天穗日命、諸書又據此以今木爲源氏祖、久度平氏祖、古開高階祖、比咩神大江祖、縣神中原、清原、秋篠、菅原等祖、以傅會八姓祖神、今皆不取、

〔吉田家日次記〕應永九年十一月八日丁亥、前大外記師豐朝臣送書札云、平野社爲八姓祖神之由承及、件姓不審、可勘付云々、返狀云、源平高階大江中原清原秋篠以上八姓之祖神也者、一殿源二殿平三殿高階四殿大江縣社、菅原以下四姓之祖神也、然而不及巨細

之返答也、及晩兼有宿禰來、對面談云、〇中略平野社爲八姓祖神哉之旨、西園寺大納言被尋之、不存知候間雖相尋、兼右同前如何云々、源平高江勿論、此外不覺悟之由答了、此事不存知歟、可悲可悲、殘四姓注左有、所存如此返答了、

〔神祇正宗〕氏神氏子之事

兼名曰、〇中略四姓ノ氏神トハ、日本武尊ハ源氏ノ神也、仲哀天皇ハ平氏ノ神也、天兒屋命ハ藤氏ノ神也、仁明天皇ノ母后ハ橘氏ノ神也、是四姓ノ氏神也、又應神天皇ハ高階氏ノ神、仁德天皇ハ大江氏ノ神、餘氏ハ略之、

〔續世繼三二葉裏〕當代〇高倉は、一院〇後白河の御子、御母皇后宮滋子ときこえさせ給、贈左大臣平時信のおとゝの御むすめ也、〇中略いま又たひらのかんだちめ殿上人、このゑづかさなをおほくきこえ給、このうぢのしかるべくさかえ給ときのいたれるなるべし、たひらのうぢのはじめはひとつにおはしましけれど、にきの家とよのかためにおはするすぢとは、久しくかはりて、かたくきこえ給を、いづかたもおなじ御よに、みかどときさきおなじ氏にさかえさせ給める、平野はおなたのいへのうぢ神にておはすなれど、御名もとりわきてこの神がきのさかえ給ふときなるべし、

〔清輔朝臣集〕平家の人のつかさあれるよろこびに

おひのぼるひらの丶松はふく風のおとにきくだに涼しかりけり

〔古事記傳三十三〕平野を平氏の氏神とすることの由は、桓武天皇の御産土神に坐が故なるべし、其は續紀に寶龜六年三月、置酒田村舊宮、群臣奉觴上壽、極日盡歡とあるを思ふに、田村舊宮は、光仁天皇のいまだ白壁王と申せし時の御宅にて、今木大神は其地に鎭坐し神なり、かくて桓武天皇も其所にて生坐つれば、御産土神なるべし、さればこそ延暦元年に分て位階をも授奉り賜ひ、遂に平安京に移祭り賜へるなり、此大神を平安京の平野に移奉られしも、延暦年中のことなり、其よし類聚三代格に見えたり、

〔年々隨筆四〕平野社は、そのかみ殊なる御尊崇なりけるを、今も其定なるべけれど、御社のいたう荒なゝびておはしますが、かしこう心ぐるしく、平家の氏神にてのおはしますに、今は源氏の御代なれば、無沙汰なりなどゝ民間にはいへど、さる事にはあらじ、おのづからゆゑある事なるべし、平家の氏神たる條は、何くれの書どもにみえたるを抄してもおかず、〇下略

〔類聚既驗抄〕一嚴嶋大明神　平家氏神也〇又見二高遠古書一

〔拾遺和歌集十神樂〕源遠古朝臣こうなせて侍けるに　もとすけ

おひ出げれひらの丶はらのあや杉よこきむらさきにたちかさぬべく

〔八代集抄十八〕平野第一御殿源氏の祖神なれば、源の遠古の子をなぞらへて平野のはらのあや杉よといへり、あや杉はちいさき杉なり、こき紫は三位以上の袍なり、高位にも至れとの祝言也、

〔廿二社本緣〕平野事

平野乃社常仁波仁德天皇乃垂迹登申寸、或和又仁德乃御弟登毛云惠利、舊記不詳、當社和源氏乃長者、管領之正統是神主ヲ云也、等乃祠官毛長者乃宣仁氏補加寸之、藤氏乃長者乃春日等乃祠官毛如シ被補以之思仁之、平源氏乃氏神也、然而仁德毛祖皇仁和不坐、若隼總別乃皇子歟、是波應仁第八乃御子、繼體天皇乃御高祖父也、猶可勘知寸、

〔吉田家日次記〕應永九年十一月五日甲申、平野祭也、奉行藏人右少辨定顯、上卿中院中納言源光顯卿行事左中辨藤原經豐朝臣、外記中原師鄕、史安倍盛久、內侍不參、〇中略社司預兼右、束帶權預兼世宿禰〇中略戌刻、兼世宿禰退出談云、〇中略上卿自北野觀音寺出立云々、不恐氏神之冥慮、不敵之至也、末代之

式莫言、

〔十輪院内府記〕文明十三年三月廿五日、兼倶卿參會、平野奉加等也、凡源氏神以平野社爲正也、於八幡宮清和源氏義家以來事也云云、往古以八幡爲氏神之條、不可有所見云云、此事猶不審事也、

〔錦所談一〕平野社可爲源氏々神事

平野社ハ桓武天皇外祖神ナル故、平家ノ氏神ナルコト勿論ナルヲ、源家ノ氏神トスルコト諸人訝ベキコトナレドモ、則元久元年六月九日仲資王記ニ、當社無遣水、去比招仁和寺石立僧立石、兼又遣水了、年來無此事、今度始之、件水荒見川水也、入田之流也、穿北築垣入水於社内也、即内侍屋前渡橋云云、其尻出南水門歟、于時長者源大納言通資被參會、社頭修造猶以優美也、山水之條も依此事出來歟、殊可悦申之由可觸予之旨、源亞相有命云云、マタ文明十三年三月廿五日十輪院内府記ニ、兼倶卿參會、平野奉加等事也、凡源氏神以平野社爲正也、略ナドアリ、專源氏ノ人人、社ノコトニ預ハ如何トナレバ、元ヨリ源家ニ限ズ總テ王氏ノ人ハ預ベキコト儀式平野祭條ニモ、皇太子行啓、及王氏ノ見參等ノコト有テ、敬神嚴重ナリ、又江次第祈年祭條ニ、源氏若江氏、須平野幣之後可出歟ナドアリテ、考ニ宇多村上等源氏ノ氏社トテ鎮祭ナシ、抑桓武天皇ハ平宮ニ遷都シ、千歳不變ノ都城ヲ造玉ヒ、國家ノ爲ニ叡慮ヲツクサレタレバ、代々ノ天朝此德ヲ仰、其外祖神ヲ氏神トシ、皇太子諸王氏ニ至マデ祭ニ預ナルベシ、行幸御幸等モ又其故ナリ、コレ八幡行幸御幸モ、元天慶ノ兵亂シヅマリタル神德ヲ畏マス代々ノ天皇ノ敬神ヲツギ、後世マデモ崇敬シ玉ヒ、御幸等アルガゴトシ、是等ニヨルニ平野社ヲ源家ノ氏社トスルコト何ノ憚カアラム、

〔保元物語三〕北方身なげ給ふ事

去程に秦野の次郎は、則六條堀河へまゐりたれば、母〇源爲義妻はいまだげかうもなき、よつて八幡のかたへはせ行に、あかね河原の邊にてまゐりあふたり、のぶかげ馬よりとびおりて、こしのなかがえにとりつけば、やがて輿をぞかきすゑける、略〇中六條殿にわたらせ給ひつる四人の君だちをも、舟をか山にて只今うしなひ申候、是は乙わか御前のさいごの御かたみをまゐらせられ候とて、くだんのかみをとり出し、御有さまをくはしくかたり申しかば、母うへ是をきゝ給ひ夢かうつゝかいかゞせんとて、すなはちきえ入給ひしが、やゝあばらく有てすこし心地出來て、けさ八幡へまゐりしに、みな〳〵うせぬらん、神ならぬ身のかなしさよ、

〔平治物語三〕頼朝被宥遠流事附吳越戰事

尾張守〇頼盛ノ母、池ノ禪尼〇清盛繼母、中略小松殿〇清盛重盛、中略ヲヨビ奉テ、頼朝ガ尼ニ付テ、命ヲ申助ケヨ、父ノ後世ヲトハント申ナルガ、餘ニ不便ニ侍、能樣ニ申テ給ヘ、殊ニ家盛〇池禪尼子ガ幼立ニ少モ不違ト聞バ、ナッカシウコソ侍レ、右馬助〇家盛ハソレノ御爲ニモ伯父ゾカシ、頼朝ヲ助ケテ、家盛ガ形見ニ尼ニ見セ給ヘト宣ケレバ、重盛參リテ父ニ此由被申ケリ、清盛聞テ、〇中略先十三日ヲバ被延テ、慥ノ返事ハナカリケリ、然レバ今日斬ラルヽ、明日失ルヽナド聞エシカドモ、其日モ延ケレバ、兵衛佐〇源頼朝是ハ偏ニ氏神八幡大菩薩ノ御助也ト、彌心中ニ祈念深クゾ御坐ケル、

〔參考平治物語三下〕頼朝遠流附盛安夢合事

京師本、杉原本、鎌倉本、半井本竝云、頼朝伊豆國蛭嶋へ流サルベシト定ラル、〇中略サル程ニ頼朝流サレ給フヲイザヤ見ントテ、京中邊土ノ上下、大津浦マデ市ヲナシケルガ、人皆頼朝ヲ見テ眼ザシコツガラ人ニカハル所アリ、此人ヲ伊豆國ニ流シ置ハ、千里ノ野邊ニ虎ノ子ヲ放ツニ異ナラズ、衰末ノ世ニ如何ナル事カアラント私語ケル、宗清名殘ヲ惜奉リテ打送申程ニ、佐殿〇頼朝勢多橋ヲ過給フトテ、アレニ見ユル森ハ如何ナル處ゾト宣ヘバ、建部宮トテ、八幡ヲ祝進ラセテ候ト

申セバ、サラバ今夜通夜シ、暇申テ下ラバヤト宣ヘバ、宗清申ケルハ、頼朝コソ流サレケルガ、宿ニハ著ズシテ、山林ニ留リケルヨト平家ニ聞召レバ如何候ハント申セ共、氏ノ御神ニ暇申サンハ何カ苦シカルベキト宣ケレバ、建部宮ニ入奉リ、頼朝御社ニ通夜シテ、南無八幡大菩薩、願クハ今一度頼朝ヲ都ヘ返シ入給ヘト祈給フ、

○按ズルニ、大日本史神祇志ニ、近江栗田郡建部神社、蓋祀建部君祖稲依別王トアリ、本書ニ建部宮ヲ以テ八幡宮トセルハ誤ナリ、

〔吾妻鏡〕治承四年七月五日乙卯、昨日遣御書被召走湯山住侶文陽房覺淵、今日參向北條御亭、武衛（源頼朝）被談仰于件龍象而云、吾有挿心底、而法華經之讀誦終一千部之功、後宜顯其中丹之由、雖有兼日素願、緯已火急之間、殆難延及後日、仍轉讀分八百部、故欲啓白佛陀、如何者、覺淵申云、雖不滿一千部、被啓白條、不可背冥慮者、則供香花於佛前、啓白其旨趣、先唱表白云、

君者忝八幡大菩薩氏人、法華八軸持者也、

〔源平盛衰記十九〕開性撿八員事

御先祖貞純親王ノ御子、六孫王（經基）ノ御時、武勇ノ名ヲ取テ、始テ源氏ノ姓ヲ給シヨリ以來、經基、滿仲、頼信、頼義、義家、爲義、義朝、佐殿（頼朝）マデ八代也、又故伊豫守頼義三人ノ男ヲ三社ノ神ニ奉ル、太郎義家石清水、次郎義綱賀茂社、三郎義光新羅ノ社、其中ニ佐殿正緣トシテ八幡殿ノ後胤也、八幡宮ノ氏人也、

〔異本曾我物語〕兵衛佐殿（源頼朝）の御先祖伊豫守頼義朝臣、奥州下向の時も、御先祖清和天皇の御興隆の地なればとて權現へ法樂を奉らんと七日七夜の御神樂なり、（略）中然ば當山には八幡大菩薩も當山を護持し、三寶走湯權現もいかでか捨んと思召んや、當山守護神、我等に力をあたへ給へ、佐殿を助奉らん、源氏の流ながく絶えず、我山も繁昌すべき時節なり、大衆達も一同に山木

が梟惡を防ぎ、源氏の怨敵を平げて、末代の榮耀を待給へやと有ければ、一山の大衆尤然るべしと一同して、熱海越百坂兩道を堀切て、今やよするとて待かけたり、（略）中佐殿是を御覽じて彌力付てぞおぼしめされける、御心の中に、仰願は大慈權現、八幡大菩薩、頼朝が此度の宿願を遠くは三年近くは三月の內に、成せしめ給へ、わが願滿る程ならば、先山木を亡し、次には伊藤をうたしめ給へとぞ祈念せられける、

〔源平盛衰記四十六〕義經行家出都幷義經始終有樣事

同三日（文治元年十一月）八幡ノ伏拜ノ所ニテ、義經馬ヨリ下、鎧ヲヌギ、弓脇ニ挾テ跪キ申ケルハ、忝八幡大菩薩ハ源氏氏神トナラセ給フ本意ヲ申セバ、高祖父頼義蒙夢告怪キ傀儡ノ腹ニ男子ヲナス、則八幡ノ宮ニ奉テ八幡太郎ト世ニ申傳タリ、一天ノ固トシテ鎭四海、而ヲ近年平家ノ逆亂サカリニナリシ間、源氏跡ヲ失事二十一年也、今又平家ノ宿運盡テ源家世ヲ取中ニ、木曾冠者義仲朝威ヲ輕シメ過分ノ故ニ、義經手ヲ下シテ義仲ヲ誅ス、是義經ガ奉公ノ始ナリ、加之四國九國ニ趣テ、若干ノ平氏ヲ誅戮シ畢、此ニ雖無誤無犯、舍兄頼朝ガ讒訴ニツイテ、今義經行家都ヲ罷出、譬バ岸ノ額ニ離根草、江頭ニ不繫舟ノ如シ、一門一味ニシテ世ヲトリシ平家モ、運盡ル日ハ一人モナシ、賢シトイヘ共、頼朝心狹クシテ、一人世ヲ知ントヲ思事、神慮實ニ難測、大菩薩ハイカバ守ラセ給ラン、今ハ今生ノ望候ハズ、本地彌陀ニテオハスナレバ、後生ヲバ助給ヘトテ、指ヲ折テ南無阿彌陀佛ト百返計申テ、立樣ニ口ズサミケルハ、

思ヨリ友ヲウシナフ源ノ家ニハアルジ有ベクモナシト云、合掌伏拜テ立、

〔吾妻鏡十三〕建久四年八月二日丙申、參河守範頼書起請文被就將軍、是企叛逆之由依聞食及、御尋之故也、其狀云、

敬立申起請文事

右爲御代官度々向戰場畢、平朝敵盡忠以降、全無貳、雖爲御子孫將來、又以可存眞節者也、且又無御疑叶御意之條、具見先々嚴札、秘而蓄箱底、而今更不可誤、而預此御疑、不便次第也、所詮云當時云後代、不可挿不忠、早以此趣可誡置子孫者也、萬之一仁毛合違犯此文者、上梵天帝釋下界伊勢、春日、賀茂、別氏神正八幡大菩薩等之神罰於可蒙源範頼身也、仍謹愼以起請文如件、

建久四年八月　　參河守源範頼

〔梅松論下〕去程に御陣〇尊氏足利は箱崎の寺にて有しに、當社の祠官等賞翫し奉る事限りなし、御奉幣の義は、合戰の觸穢の間輕く有べしとて、御行水有て、廻廊の前にて八幡宮を拜し奉り給ふ、〇中略則寄附の地有べしとて、御文章の爲に、社家の古文を召出されし中に、昔鎭西八郎爲朝寄附の狀の有しを御覽ぜられて、當家の祖神、實難有思召て、御社頭に向ひて合掌あつて、御敬信淺からずぞみえ給ひし、

〔安齋隨筆前編十二〕八幡宮爲源氏氏神

俗に八幡宮を源氏の氏神と云は、義家朝臣を八幡太郎と云しに依て、八幡を氏と心得て、氏神と云習はしたるか、然らば加茂二郎義綱の氏神は加茂皇大神宮なりと云はんか、新羅三郎義光の氏神は、新羅大明神なりと云はんか、三人ともに兄弟にて、氏神各別にはあるべからず、八幡加茂新羅は氏には非ず、烏帽子名の上に神名を付たるなり、されば八幡を源氏の氏神とは云べからず、源家崇敬の神なれば、源氏の守り神とは云べし、清和源氏の氏神は清和天皇なり、嵯峨源氏、宇多源氏、村上源氏なども、各其元祖の天皇は、其家々の氏神なり、外に氏神はなし、

〔吾妻鏡二十二〕建保二年五月七日辛未、園城寺回祿之間、可被修造唐院幷堂舍僧坊之由、有其沙汰、以駿河前司惟義朝臣、豐前守尚友等爲總奉行、〇中略當寺者、源家歷代崇重寺也、所謂豫州刺史禪室紹義朝臣以一男快譽阿闍梨加智證大師門徒、以三男刑部丞義光爲新羅明神氏人、以降、鎭守府將軍義家

大江氏神

朝臣殊特當寺之丹祈〇下略

〔大江俊光記〕寶永六年三月廿三日、日向申候ハ、平野大江姓神へ願一七ケ日、社司伊藤主水頼、初穗ニ金百匹上候由、〇中略大江氏神、今迄は北より第四ノ御殿、比賣御神と覺候へ共、伊藤主水申候は、其說は先年鈴鹿氏ノ說也、其後三家寄合遂吟味、大江氏ノ神ハ北より第三ノ御殿、右開御神と緣起に御座候故、是ニ相極、禁裏へも關東向へも書付遣申候、則此書付トテ三禰宜之名有之候書付一紙給候也、今迄ノ覺ヲ今日より相改候也、別紙ニ書付有之候也、大江氏ノ神ヲ第四比賣御神と申ハ、板本所々ニ有之候說也、左かれ共、社ノ緣起ニ有之旨ヲ公武へ書付上候由也、

〔大江俊光記〕寶永四年五月三日、親王樣より初而金子貳百匹充御祝儀ニ、朔日ニ付包ニ而俊光俊尙別ニ拜領仕、初而ノ拜領故、爲祝義如左、

伊勢外宮十二燈　內宮同　吉田同　平野同

〔大江俊尙記〕寶永七年閏八月廿四日、高倉黃門衣紋之事、數年願申、此節一入願、宣成肝煎候て、早速相濟、

誓約

御裝束衣紋御相傳之條々、他人者不申及、縱雖爲一子相傳申間敷候、尤御家之義疎略仕間鋪候、右之趣於相背者、日本大小之神祇、殊可蒙氏神之御罰者也、仍誓約如件、

寶永七庚寅年後八月　　北小路日向俊尙
高倉前中納言樣家　　松山內藏丞殿

竹田氏神

〔新撰姓氏錄左京神別〕竹田川邊連

火明命五世之後也、仁德天皇御世、大和國十市郡刑坂川之邊、有竹田神社、因以爲氏神、同居住焉、

〔延喜式神名九〕大和國十市郡竹田神社

尾張氏神

〔尾張國熱田大神宮緣記〕宮酢媛下世之後建祠崇祭之號氷上姉子天神其祠在愛智郡氷上村以海部氏爲神主海部是尾張氏別姓也稻種公者火明命十一代之孫尾張國造乎止與命之子母尾張大印岐之女眞敷刀婢命也實尾張氏祖也因玆以熱田明神爲尾張氏神宮酢媛及建稻種命大宮相殿神也便以尾張氏人補神主祝等職也

伴氏神

〔延喜式九神名〕山城國葛野郡伴氏神社大月次新嘗

紀氏神

〔延喜式九神名〕大和國平群郡平群坐紀氏神社名神大月次新嘗

〔諸國神名帳〕大和國平群郡平群坐紀氏神社

紀氏之祖武內宿禰也

津守氏神

〔延喜式神名〕攝津國住吉郡大海神社二座元名津守氏人神

賀茂朝臣氏神

〔元々集〕賀茂朝臣氏神者葛上郡鴨都美波八重事代主神也高鴨味鉏高彦根神葛木御歲下照姬同爲彼氏神云々

鴨縣主氏神

〔中右記〕元永二年十一月朔日癸卯飛車參院御所三條烏丸事以頭辨被仰云賀茂下御社此戌刻拂地燒亡了火出從庫中及寶殿之由只今禰宜惟長祝惟助馳參所奏也誠驚思食慥問子細可申者○中略予奏云先奉渡經所甚以可無便事也云云嘉承元年四月十二日夜上御社燒亡已時御正體所奉渡貴布禰社也依彼例若所殘之小社候バ可奉渡也禰宜申云氏神社ヒ號小社殘也然者欲奉渡彼社如何奏事之由尤可然也○中略天不明前可渡御氏神社旨仰社司了社司等奉仰馳歸本社

高階氏神

〔神社啓蒙〕賀茂社者在山城國愛宕郡去王都北半里許山麓有宮曰賀茂別雷皇大神宮所攝社氏神社去本宮坤十町許

〔山城名勝志十一愛宕郡〕比良木社坐本社賀茂西南下社地主神中略當社下社社家在地人氏神也古者坐一乘寺村西北比良木森

〔類聚三代格〕太政官符

應准筑前國本社置從一位勳八等宗像大神社神主事坐大和國城上郡登美山

正六位上高階眞人仲守

右得氏人內藏權助從五位下高階眞人忠峯等解狀偁件社坐大和國城上郡登美山依太政官去年三月廿七日符旨預官社記自從清御原天皇御世至于當今氏人等所奉神寶幷園地色數稍多高階眞人累代鱗次執當社事而今經世久遠人意懈緩或不勤守掌紛失神寶或彼此相讓闕怠祭事如是之故屢致重祟仍可准本社置神主狀去年申官而未蒙裁下件仲守天性淸廉堪爲神主望請早被補任令掌神事但待氏長擧被補其替相替之限一依格制謹請官裁者從二位行大納言兼左近衞大將源朝臣多宣奉勅依請

元慶五年十月十六日

〔類聚三代格〕太政官符

應充行宗像神社修理料賤代傜丁事

從良賤十六人正丁在筑前國宗像郡二人

右得彼社氏人從五位下守右少辨兼大學頭高階眞人忠峯等解狀偁件神坐大和國城上郡之內與宗像大神同神也舊記云是天照大神之子也大神勅曰汝三神降居道中奉助天孫爲天孫所崇祭者今國家每有禱請奉幣件神是其本緣也唯筑前社有封戶神田大和社未預封例因玆忠峯等始祖太政大臣淨廣壹高市皇子命分氏賤年輸物介修理神舍以爲永例而年代久遠物情解體氏衰路遙不堪催發須依貞觀十六年六月廿八日格申請祖神封物以充修理料而大神宮事既異諸社氏人等狐疑猶豫空經年序所在神舍既致破壞今件賤同類蕃息已有其數望請進件賤爲良將令備調庸其代永請隨近傜丁以充修理料謹請官裁者大納言正三位兼行左近衞

大將皇太子傅陸奥出羽按察使源朝臣能有宣、奉勅依請者、仍須件傜丁待彼氏高階眞人長者、幷神主等共署申請充之、差充之後不得輙差他役、但其死闕及耆老之代、又同待請充之、永以爲例、

寛平五年十月廿九日

〔年中行事抄〕同日〇前文闕失、月日不許、宗像祭事　官幣不立、氏人祭之、

〔神名帳考證土代九之三〕大和國吉野郡宗像神社三座

信友按ニ、〇中略高市皇子ノ母ハ、紀ニ胸方德善女トアリ、筑前胸方神ヲモテイツケル胸形君ノ緣ニヨリテ、高市皇子ノ外戚ノ氏神トシテ祭リ玉ヘルヲ、其御後ノ高階ノ氏人等ガ祖神トアガメタルナリ、

秦氏神

〔二十二社註式〕稻荷社

人皇四十三代元明天皇、和銅四年、辛亥始顯坐伊奈利山三箇峯平處、是秦氏祖中家等拔木殖蘇也、秦氏人等爲禰宜祝、供仕春秋祭、依其靈驗有被奉臨時御幣、相次延喜八年、故贈太政大臣藤原朝臣、時平修造件三箇社者也、

山城國風土記云、稱伊奈利者、秦中家忌寸等遠祖伊侶具秦公積稻梁有富祐、仍用餅爲的者、化成白鳥、飛翔居山峯、子生遂爲社名、至其苗裔、每先遇而拔社之木殖家禱祭之、其木蘇者得殖、木枯者不移、或記曰、人皇五十二代嵯峨天皇弘仁十二年夏、智證大師參熊野、以顯密法還向之時、過紀伊國石田川下稻羽里之間、一人老翁多刈稻荷之、二人女亦戴稻不知行方失訖、其夜大師夢、一人老翁者上宮、二人女下中社云々、今案稻荷社者、秦氏遠祖也云々、

中臣氏神

〔神宮雜例集一〕御鎭座事

中臣氏祖神

正一位勳一等　鹿嶋神宮坐常陸國鹿嶋郡

正一位勳一等　香取神宮坐下總國香取郡

正一位勳三等　平岡大神坐河內國河內郡

相殿姫神

此神者、件三所明神、神殿內相住給、別無宮殿、

〔大宮司長則記〕寛元四年正月元日、離宮朝拜神事、幷氏神神事有之、宮司列參也、禰宜遲參之間、先參氏神、手水神拜如例、〇中略五月五日、離宮幷氏神神事、二宮禰宜遲參之間、先參氏神、宮司皆參也、大司盛房、權大司長則、少司通繼也、手水神拜如例、權神主元忠對面、饗膳如例、

〔和漢三才圖會七十一伊勢〕離宮院　在度會郡小俣村二町南、〇中略又有中臣氏社、是亦荒廢、而寛文年中再興、

四座　與春日同

荒木田氏神

〔皇大神宮年中行事正月〕一十一日旬神拜事

次氏神荒木田社、氏寺拜西方、件拜等一殿乾角柱乾方坤蹲踞也、

〔氏神まうでの記〕御代の名、あめ明らけしてふ年の八とせの卯月十日の日、田の邊の鄕〇伊勢國度會郡なる荒木田氏社にまうでぬ、そも〳〵此荒木田の氏は、天兒屋根命より出て、此命より十つぎあまり二つぎにあたる御はつこを天見通命と申す、これなん遠つ祖神にまし〳〵て、此社にしづまります、さるは磯城の水垣の宮に天の下しろしめしゝすべらみこと〇崇神の大御代に、大御神大和の國を出おはしまして、大宮所を國々にまぎたまひけれど、大御心にかなはず有ければ、ここにかしこにうつりおはしましけるを、卷向の珠城の宮に天の下しろしめしゝすべらみこと〇垂仁の大御代になん、此神風のいせの國のわたらひがた五十鈴の原は、大御心のしづまります國とさとしおはしまして、此所にしも大宮柱ふとしきたて、高天の原に千木高しりて、祝ひまつりて、くさ〴〵の神わざをもさだめおきてたまひ、いろ〳〵の神づかさをも治めたまひける、此

渡會氏神

ときにかの天見通命をなん禰宜てふつかさにめされしより、そのはつこら、そのつかさをうけつがひて、今につかへまつり來ぬるなり、さて志賀の高穴穗宮に天の下しろしめしゝすべらみこと〇成務の大御代に、天見通命より六つぎにあたれる最上てふ人、神主にめされけるを、此大御時にしも荒木田てふ氏の號をたまひて、同じつゞきの人たちの中に、禰宜神主といひ、荒木田神主といふけぢめ出來にたり、ともにともに代々大御神につかへまつりて、大宮の事をしりにき、かくていつの比よりかこれをわけて二門一門とぞいふなる、このふたつのながれは、今の世にもわかれて、おの〳〵家のもろ〳〵ののりも、あとのまに〳〵うけつぎつゝ、いちしるくけぢめあり、

〔三代實錄三十五陽成〕元慶三年五月廿三日壬子、伊勢國度會郡大神宮氏人神主、姓荒木田三字、大神宮氏人、有三神主姓、荒木田神主、根木神主、度會神主是也、自進大肆荒木田神主首麻呂以後、脫漏荒木田三字、今首麻呂裔孫向官披訴、故因舊加之、

○按ズルニ、本書ニ謂ユル氏人ハ、大神宮ノ神主トナルベキ氏族ヲ云ヘルモノニテ、卽荒木田根木度會三氏ノ氏人ヲ指セルモノナリ、

〔和漢三才圖會七十一伊勢〕荒木田氏社　在宇治鄕石井田山

一座　天見通命

〔詠大神宮二所神祇百首和歌冬〕時雨

松風ヤ小事ノ磐屋古テダニモラヌ時雨ノ音アミゾスル

天牟羅雲命ノ岩屋也、渡會ノ氏ノ先祖ニ坐シテ、外宮錦ノ河內ト云處ニ坐、

〔大神宮參詣記〕むかし天村雲命、下界の水は不熟也、天上の水をくださむとて、天原にのぼり給ひて、天漢の水をくみて馬瑙の鉢にいれながら、外宮にとゞめおき給ふ、この水にて神供の御膳をかしぐに、くめどもつきず、くまねどもあまらず、是第一の奇特なり、天村雲命と申は、天照大神あまくだりたまひしとき、三十二神御供したまひたりしその中の一神なり、祠宮渡會氏の祖神云云、

〔類聚神祇本源十一外宮別宮〕一宮崎氏神社、坐度會、於宮崎、度會神主氏祖、右度會神主氏遠祖天牟羅雲命、一名天二神命、一名後小橋神、天御中主尊十二世孫也、天照皇大神天孫二柱神、天降坐時、御前立氏奉仕、

〔神社啓蒙一〕大神宮參道經歷諸社

宮碕氏神社

在伊勢國度遇郡宮碕、所祭神一座、廟六座、有禰宜相傳之習、

天村雲命一座

社記云、天御中主尊十世孫也、飛鳥本紀云、天村雲命、天二登命、後小橋命止云三名負給支、社家者說、此社仍爲社家祖廟、參宮當日忌詣之、蓋准廟參之儀也云、

〔神祇提要七〕伊勢外宮遷座記

攝社

一宮崎氏社　坐度會郡宮崎、度會氏祖天牟羅雲命、一名天二上命、一名後小橋命、

天御中主尊十世孫也云云

丹波氏神

〔台記〕久安三年十月十三日癸卯、先日典藥頭重基朝臣申曰、來十七日、爲拜氏神下向丹波國、請賜馬及指貫、今日送此二物、

〔夫木和歌抄三十四神祇〕丹波國あまてるの社にて　丹波忠茂朝臣

おほ江山むかしのあとのたえせぬはあまてる神もあはれとやみん

〔延喜式十神名〕丹波國天田郡天照玉命神社

〔大日本史神祇十七〕按延喜式、山城大和等諸國、有天照御魂社、蓋祀天火明命、火明卽丹波國造之祖、本社蓋亦祀之也、但世所傳丹波系圖、以丹波朝臣爲後漢靈帝後丹波史之流、考姓氏錄、此說亦非無據、而今重基奉本社以爲氏神、則本氏疑亦國造之族、系圖或誤其出自乎、姑附待後考、

紀國造氏神

〔日前國懸兩大神宮書立〕氏神社古在新免鄕

曆應四年日前宮神事記曰、四月上申日氏神社祭、近來總官社務間、一度參詣、代官之時、次第以行事爲代官、於新免大道北田中、立神木四本、有懸魚二懸、祝師一人、行事一人、於田阡陌橫道敷葉薦、對艮方奉幣、中薦之座、神官北用舖役、神馬二疋曳之、一疋祝師、一疋行事、其後荷前納禮之酒一獻、其後卽下宮、參西中門外、自中門以北於二三許丈西向著、以北爲上構新竹棚、其備荷前奉幣如前、神馬不曳之、其後於酒殿廳有飮酒、勸盃二獻、祝師行事等者飯采四種、此內精進一種、中薦三種、酒者酒殿、守飯者下土師、十一月仁波上土師、魚者浦役、浦使沙汰、

應永六年日前宮神事記曰、十一月上申日、氏神御祭、如四月、

國造俊範記曰、新免鄕氏神社、神皇產靈尊、天道根命二座ナリ、行義以後ニ武內宿禰ヲ合祭テ三座トス、

右祭神之儀者、國造先祖ニ而、則紀氏神ニ而御座候、古ヘ新免鄕ニ有之候、新免鄕者、古ヘ秋月村與鳴神村與之間ニ有之候、當時鳴神村領ニ新免與字を申田地御座候由、且又右社廳に於而、古代神領鄕々之者共、座を致し候、當時社斷絕、秋月村之艮之方ニ芝原御座候、是新免鄕之氏神之跡與申傳候、

氏神社古在小宅鄕

正平九年撿田記錄曰、小宅鄕氏神、北屋敷、

康曆二年庚申六月七日、光弘御方御名田畠等注文曰、

小宅鄕　大氏神北

右之通相見候ヘ共、社傳等不詳候、小宅鄕當時手平村與申候右社只今北出嶋村ニ有之候社ニ而可有之候歟、

佐陀神主氏神

〔神社啓蒙五〕佐陀神社　在出雲國秋鹿郡、所祭之神四座也、○中略

攝社

氏神社在神殿傍、神主祖神、

〔和漢三才圖會七十八出雲〕佐陀大社　在秋鹿郡○中略

攝社

氏神社　在神殿之傍神主之祖神

那須氏神

〔源平盛衰記四十二〕屋嶋合戰附玉蟲立扇與一射扇事

兩方○源平二軍引退キ、又强健處(タヽカハントスル)ニ、沖ヨリ莊(カザリ)タル船一艘渚ニ向テ漕寄、二月廿日ノ事ナルニ、柳ノ五重ニ紅ノ袴著テ、袖笠カヅケル女房アリ、皆紅ノ扇ニ日出タルヲ杌ニ挾テ船ノ舳頭ニ立テ、是ヲ射ヨトテ源氏ノ方ヲゾ招タル、○中略源氏ハ遙ニ是ヲ見テ、當座ノ景氣ノ面白サニ目ヲ驚シ心ヲ迷ス者モアリ、此扇誰レ射ヨト仰ラレント肝膽ヲ作、難唾ヲ飮ル者モアリ、判官○源義經畠山○重忠ヲ召、○中略誰カ在ベキト尋給ヘバ、畠山當時御方ニハ、下野國住人那須太郎助宗ガ子ニ、十郎兄弟コソ加樣ノ小物ハ賢仕リ候ヘ、彼等ヲ召ルベシ、人ハ免シ候ハズ共、强弓遠矢打物ナドノ時ハ可蒙仰ト深申切タリ、サラバ十郎トテ召レタル、○中略弟ニテ候與一冠者ハ小兵ニテ侍レ共、懸鳥的ナドハヅルヽハ希也、定ノ矢仕ヌベシト存、可被仰下ト弟ニ讓テ引ヘタリ、サラバ與一トテ召レタリ、○中略進出テ判官ノ前ニ弓取直シテ畏レリ、アノ扇仕レ、晴ノ所作ゾ不覺スナト宣フ、與一仰承○中略甲ヲバ脫、童ニ持セ、揉烏帽子引立テヽ薄紅梅ノ鉢卷シテ手綱搔繆、扇ノ方ヘゾ打向ケル、生

年十七歲色白小髭生弓ノ取樣馬ノ乘貌優ナル男ニゾ見エタリケル波打際ニ打寄テ弓手ノ沖ヲ見渡セバ主上○安ヲ奉始國母建禮門院（高倉后德子）北政所○平清盛妻時子方々ノ女房達御船其數澤並屋形屋形ノ前後ニハ御簾モ机帳モサハメキケリ○略中妻手ノ沖ヲ見渡セバ平家ノ軍將屋嶋大臣○宗ヲ始奉（○中略皆甲冑ヲ帶シテ數百艘ノ兵船ヲ澤並テ是ヲ見ル水主梶取ニ至マデ今日ヲ晴トゾ振舞タル後ノ陸ヲ顧レバ源氏ノ大將軍大夫判官ヲ始テ○略中源氏大勢ニテ轡ヲ並テ是ヲ見ル定ノ當ヲ知ザレバ源氏ノ兵各手ヲゾ握リケル（サレバ沖モ渚モ推ナベテ何所モ晴ト思ケリソコシモ遠淺也鞍爪鎧ノ菱縫板ノ浸ルマデ打入タレ共沖艾ノ馬ナレバ海ノ中ニテハヤリケリ手綱ヲユリスエユリスエ鎭レ共寄ル小波ニ物怖シテ足モトヾメズ狂ケリ扇ノ方ヲ急ト見レバ折節西風吹來テ船ハ艫舳モ動ツヽ扇杭ニモタマラヤバクルリクルリト廻リケリ何所ヲ射ベシ共覺ズ與一運ノ極ト悲クテ眼ヲフサギ心ヲ靜テ歸命頂禮八幡大菩薩日本國中大小神祇別而ハ下野國日光宮氏○御神那須大○明神弓矢ノ冥加有ベクバ扇ヲ座席ニ定メテ給ヘ源氏ノ運モ極家ノ果報モ盡ベクバ矢ヲ放ヌ前ニ深ク海中ニ沈メ給ヘト祈念シテ目ヲ開テ見タリケレバ扇ハ座ニゾ靜レル、

（豫章記）親孝子親經（河野新大夫又氏長者ト云也此比清和源氏正統伊與入道賴義當國國司トシテ在國有○略中キ故賴義ノ末子ヲ聟取家ヲ令續賴義ノ子四人有○略中四男三嶋四郎親清ト號家ヲ繼河野冠者伊與權介名○略中又親清ニモ長子無リケレバ女中親經之女、氏神三嶋宮ヘ參籠有テ家ノ事ヲ祈請セラル、

○按ズルニ三嶋宮ハ延喜式ニ伊豫國越智郡大山積神社トアル卽是ナリ、

（河野系圖）

親清三嶋四郎　伊豫權介、號河野冠者、

河野氏神

雖爲賴義末子實義家末子祖父養子成親經之婿君號養子續彼跡自賴義賜具足白旗赤地錦直垂等、

通清（自此人三嶋大明神實子也背骨高而之祈伊與權介、治承年中奉後白河法皇叡宣任國務、）

曰河野新大夫親經息女親清妻男子無之故參三嶋大明神妊蜜通之心仁天通字從是始也、

（臥雲日件錄）文明二年二月十四日薰一因話伊豫川野之事曰三島明神權現齋也伊豆三嶋自伊與勸請云々又此神大通智勝佛之垂迹而川野代々皆十六王子所化也、

（北條五代實記）早雲三嶋參籠附靈夢之事

抑三嶋大明神ト申ハ元來ハ伊豫國ニ御鎭坐アリ人王第七孝靈天皇ト申ハ忝モ彼御神ノ化身也本地ハ大通知勝佛ニテ御坐ス是ニ依テ彼御神ノ氏人伊豫ノ河野ノ一門ハ今ニ至テ大通ノ通ノ字ヲ名乘トカヤ越智ノ姓是也、

（八幡愚童訓下）伊豫國住人河野六郎通宗○宗一本作有異賊警固ノ爲ニ本國ヲ立シ時十年ノ中ニ蒙古不寄來者異國ニ渡テ可合戰起請文ヲ十枚マデ書氏神三嶋社ヲシテ口灰ニ燒テ自飮ナドシテ、○下略

（豫章記）通有（河野六郎任對馬守母井門三郎長義女）後宇多院ノ御宇弘安四年蒙古襲來ス大軍志賀嶋能古等嶋々海上充滿セリ夷國退治之事ハ家ノ先例ナル間大將トシテ筑前ニ進發ス○略中夷賊十萬八千艘ノ船々ヲ見渡セバ吳山蜀嶺ニ向ガ如シ通有如何ニモシテ先懸セバヤト思ヘ共恒沙ノ如ナル舟中ニ入テハ不可得利此方可渡共不見無詮方心中ニ日本國大小之神祇別三嶋八幡祈念申肝膽ヲ碎給フ處ニ沖ノ方ヨリ白鷺一ツ飛來ル櫓ノ上ニ被置百矢ノ中烏羽作征矢一ツクハヘテ上ケルガ夷賊ノ船ノ上翔行程ニ兩陣ヨリ見送リケルニ夷國大將ト覺シキ大山如成大船樓閣重重金銀ヲ磨タルニ飜タル舟ノ上落タリ蒙古ハ是天ノ與ル所ナリトテ悅

アヘリ、日本ノ陣見之堅唾ヲ呑テ居タリ、通有ハ是則明神ノ敵ノ大將船ヲ敎ヘ玉フ者也、少モ不可遲々トテ、伯父伯耆守通時ト二艘ニテ漕出テ、敵ノ船中ヘ分入ケル、味方ノ軍兵見之大驚怪ミ、如河野ニハ物付カト云ケレ共、耳ニモ不聞入差ニサシテ漕行ケル、

大友氏神

〔大友記〕石松源五郎立花ノ城ニ參ラルヽ事附戸次道雪〇大友宗麟御老中ヘ申遣ル口上書之事

一鎭連〇蒲池氏ヘノ申分、先年長尾ニオイテ、愚老碎手候砌、後付候ニ遠手火矢ニ廻ヲ被乘候、此節ノ儀ニ大綱ノ砌候間、隨分手前ヲ相ハゲマレ、鑓疵ヲカウブリ、名譽ヲイタサルベキ事、サリトテハ餘義アルベカラズ候、自然未練ノ覺悟ニオイテハ、氏神八幡、愛宕、飯綱、摩利支天モ御照覽、愚老致詰腹、惡靈ニマカリナリ、子孫ヲ絕申ベク候、カマヘテ一命ヲナゲウチ可被勵粉骨ヲ事メデタカルベキトノ旨可申事、

牛尾氏神

〇按ズルニ、此ハ大友氏ノ氏神ニテ、卽チ豐後國ノ鎭守由須原八幡宮ヲ指セルモノナリ、

〔陰德太平記四ノ十〕牛尾豐前守降參之事

牛尾豐前守ハ弱年也シ時、美姿世ニ類無リケル故、尼子晴久寵愛甚シカリケリ、サル故千萬人ガ敵ニ屬スル共、吾一人ハ當家ヲ背ジト思入テ居タリシガ、忽敵ニ降ケル事ハ是妻故也トゾ聞エシ、彼牛尾ガ室女ハ安藝ノ武田元繁ノ孫ニシテ、伴五郎ガ息女也、〇中略此女熟ト思ケルハ、此テハ尼子家滅亡シテ、豐前守、大藏左衞門モ敵ノ爲ニ討レヌベシ、不如元就ヘ降參ヲ乞夫ノ一命ヲ助ケ、今宗領遠江守ガ所領ノ牛尾七百貫勸賞ニ申賜ラン、然バ牛尾ノ家不斷絕シテ、吾子ノ大藏左衞門ハ立身スベシ、サリトテ今豐前守ハ是非ニ付テ、義久ノ先途ヲ見屆可申覺悟ナレバ、ガクト云共ヨモ同心セラレジ、先吉川ノ元春ニ附テ、降參ノ約ヲナシ、元就父子ノ判物ヲ執テ後コソ夫ノ豐前ニハ云ベキナレト、吾賢等ニ思惟シテ、密ニ洗合ヘ使ヲ遣、〇中略元就豐前守降參セバ、彼一門ハ悉ク咏方ニ可屬ゾトテ、父子三人ノ判物ヲゾ被出ケル、彼女是ヲ懷ニシテ夫ニ向ヒ、ナウ如

以有名之神爲氏神

何ニ聞給ヘ、尼子ノ微運ニ引テ牛尾ノ家ヲ亡シ給ハン事ハ、氏諏訪大明神ノ照覽モ如何オハシマサン、先一旦毛利家ヘ降參シテ、牛尾七百貫ヲ領シ、當家相續ノ謀ヲ被運候ヘト云ケレバ、豐前守是ヲ聞テ、女ノ無詮謀哉、吾ハ他ニ替リ思子細ノアレバ、義久ノ御身ノ浮沈ヲ見屆可申也、重テカヽル事不可申ト云ケル所ニ、彼女判物ヲ取出シ、〇中略侍ハ渡物ニテ候ゾ、先一旦毛利家ヘ降參セサセ給ヘカヽル例モ古今多キ習ニテ候ゾヤト、或ハ忍リ或ハ涙ヲ流テ云ケレバ、サシモ二心無リシ豐前守モ、終ニ此儀ニ同ジ、或夜城中ヲ忍出ニケリ、

〔百練抄九安德〕壽永二年七月八日、今日平氏公卿十人、前內大臣宗盛以下以連署起請、送叙山、淮藤氏與福寺、以延曆寺爲平氏氏寺、淮春日社、以日吉社爲氏社之、

〔吉記〕壽永二年七月十二日甲戌、傳聞、平家公卿十人連署、內大臣已下也以日吉社爲氏社、以延曆寺爲氏寺、可奉歸仰之由、書起請狀被送衆徒中云々、若是密事歟、聞此狀悲涙難抑、但棄平野社用氏社、神慮有恐事歟、

〔源平盛衰記三ノ十〕平家延曆寺願書事

平家今ハ防戰ニ力盡ス、佛神ノ加被ニアラズバ、爭カ彼凶賊ヲ鎭ベキトテ、平家ノ一族ハ、公卿モ殿上人モ同心ニ願書ヲ捧ゲ、山門ノ衆徒、日吉ノ神恩ヲ憑ムベキ由被申タリ、其狀ニ云、

敬白

可以延曆寺歸依准氏寺以日吉社尊崇如氏社一向仰天台佛法事

右當家一族之輩、殊有祈請旨趣、何者叡山者桓武天皇御宇、傳敎大師入唐歸朝之後、弘圓頓敎法於斯處、傳含那大戒於其中、以來專爲佛法繁昌之靈嶋、久備鎭護國家之道場、方今伊豆國流人前右兵衞權佐源賴朝、不悔身過還嘲朝憲、加之與姦謀叛致同心之源氏等、義仲行家以下結黨有數、隣境遠境抄掠數國、年貢土貢押領萬物、因茲且追累代勳功之跡、且任當時弓馬之藝、速追討賊徒、可降伏凶

黨之由、苟衒勅命、頻企征伐、爰魚鱗鶴翼之陣、官軍不得利、星旗電戟之威、逆類似乘勝、若非佛神之加被、爭鎮叛逆之凶亂、是以一向歸天台之佛法、不退仰日吉之神恩而已、何況忝憶臣等之曩祖、可謂本願餘裔、彌可崇重、彌可恭敬、自今已後、山門有慶、爲一門之慶、社家有鬱、爲一家之鬱、付善付惡、成喜成憂、各傳子孫、永不失墜、藤氏者以春日社與福寺、爲氏社氏寺、久歸依法相大乘之宗、平家者以日吉社延曆寺、爲氏社氏寺、新値遇圓實頓悟之教、彼者昔遺跡也、爲家思榮幸、是者今祈誓也、爲君請追罰、仰願山王七社王子眷屬、東西滿山護法聖衆、十二大願醫王善逝、日光月光十二神將、照無二之丹誠、垂唯一之玄應、然則邪謀逆心之賊、速平黨於軍門、暴惡殘害之徒、必傳首於京都、我等之苦請佛神其捨諸、仍當家公卿等、異口同音作禮而請所如件、敬白

壽永二年七月日　　從三位行右近衞權中將平朝臣資盛〇此下通盛以下八名連署今略

前內大臣從一位平朝臣宗盛〇中略

トゾ書レタリケル、是ヲ聞ケル人々ハ、宿老モ若輩モ皆涙ヲゾ流シケル、去其年比日比ノ振舞、神慮ニ不叶、人望ニモ背ケルニヤ、本ヨリ角コソトテ、事ノ體ヲバ憐ミケレ、共靡ク衆徒ハナカリケリ、〇又見二六代勝事記一

〇按ズルニ、是ヨリ先平氏ハ平野神社ヲ以テ氏神ト爲セリ、然ルニ當時延曆寺ノ僧徒等甚ダ盛ナリシカバ、其力ヲ藉ラントト欲シテ、更ニ叡山ノ鎭守日吉神社ヲ以テ其氏社ト定メタルナリ、

〔宇和郡舊記元〕三嶋大明神ハ永長鄕氏神也

〔愛媛面影五宇和郡〕三嶋明神

神領村に在り、西園寺〇藤原公冝下向の時、氏神として上伊豫大三嶋より勸請し給へり、神輿俵津浦へ著夫より神領大歲山を宮處と定、

以產土神稱氏神

〔南海通記二十〕香西藤尾八幡宮記

資村此所〇讃岐香川郡ニ居ヲ占テ、萬世ノ始ヲ成ス、然シテ當所擁護ノ神社無クテハ有ベカラズ、〇中略八幡宮ヲ勸請スベシトテ、豐前國宇佐宮ヘ使者ヲ遣シ、〇中略神靈ヲ迎ヘ奉ル〇中略神人再拜シテ曰ク、邦君謹テ八幡宮ヲ此所ヘ勸請シ奉リ、氏神ト崇敬シ給フ信心深シ、〇中略藤家ノ苗裔擁護ノ御神ナレバトテ、磯崎ノ名ヲ改テ藤尾八幡宮ト祝ヒ崇メ奉ル也、夫レ神ハ人ノ敬ヲ以テ威ヲ增、人ハ神ノ德ニ依テ運ヲ添フル習ヒナレバ、神威高ク輝キ、氏子ノ末ヲ守リ賜ヒ、子孫永ク繁榮シ、冥加ヲ得ベキ始也ト祝ハヌ者ハナシ、

〔臥雲日件錄〕文安四年八月十三日早與平仲徒步赴地寶寺齋出門一町有住吉明神祠廟誦咒以獻、凡世人以神明主于我所生之地者謂之氏神、予生于泉州界南故住吉乃氏神也、不圖殊方偶逢此神、

〔雍州府志三神社〕小倉明神　在大山崎北圓明寺村西而斯邊之氏神也、倭俗某土地所有之神社、是稱氏神、是土人始祖神之義乎、所產其神地之人、總稱某神之氏子、氏神或稱生土神、產其神地之義也、今處々神社有牛王寶印札、其牛王之字以生字下之一畫加土字上者也、故以生土神之印璽貼門戶而禳障癘之義也、

〔山城名勝志十八久世郡〕石田神社　八幡山巽一里半許有岩田村、今屬綴喜郡、森內有社、此村氏神也、是石田神社歟、

〔延喜式九神名〕山城國久世郡石田神社大、月次新嘗、

〔山城名勝志十八久世郡〕巨椋神社　今小倉村森內有神社、村氏神也、九月十一日祭之、

〔延喜式九神名〕山城國久世郡巨椋神社

〔山城名勝志十八久世郡〕伊勢田神社　今伊勢田村在小倉村坤半里、大和路西、森內有氏神社、是伊勢田神社歟、

〔延喜式九神名〕山城國久世郡伊勢田神社三座〔鍬靫〕

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授正六位上伊勢田神從五位下、

〔大和名所圖會四〕大和大國魂社　新泉村にあり、〇中略近郷八村の氏神とし、例祭四月朔日、

〔延喜式九神名〕大和國山邊郡大和坐大國魂神社三座〔並名神大、月次相嘗新嘗、〕

〔大和名所圖會四〕石上布留社　布留村及び四十八村の氏神なり、例祭九月十五日、

〔延喜式九神名〕大和國山邊郡石上坐布留御魂神社〔名神大、月次相嘗新嘗、〕

〔諸神根元抄〕長谷八幡

八幡、〔長谷、花園、中村三郷ノ氏神、〕

〔大猷公御上洛中の詠歌〕文月〇寛永十一年七月朔日はま松に著せ給ひ、〇中略台德院殿〇德川秀忠御產有し所まで聞召およびしとて、

二葉よりおひ立影に行すゑの千代をも契るはま松の風

五社の明神、諏訪明神は、古相國〇秀忠の御氏神〇大猷院殿御實紀附錄作御產神と思召て御參詣ありし、殊に新規の社領そこばくあて行給ひし、

たらちねのそふの社にもうでつゝ猶あらためていのる行すゑ

〔靈安寺御靈大明神略緣起〕大和國宇智郡靈安寺御靈大明神者、〇中略御靈ヲバ始メハ井上內親王ト申シキ、〇中略井上皇后〇光仁廢后及ビ御子達ノ御祟ドモ度々アリテ、帝〇桓武ノ御惱シゲカリケレバ、〇中略帝カノ怨靈ヲシヅメタテマツランガタメニ、神ニ祝タテマツリ給ヒテ、宇智郡ヲ一圓ニ御敷地ニマヰラセ給ヒキ、〇中略昔ハ祿起アリケルトキケドモ、宇智郡動亂ノ時、紛失シテ今ハナシト云傳ヘタリ、然間御氏子達ノ中ニモ、只御靈大明神ト申ス計ニテ、何ナル人ノ神ニ御顯ハレアリテ、御靈大明神ト申スト云事ヲ分明ニ知奉リタル人ナシ、此事餘リニ歎カシクテ、身ハ東大寺ニ住ストイヘドモ、心ニ御氏神ヲ信仰申シテ、毎日顯密ノ法施懈怠スル事ナシ、然レバ則御氏神ノ御威光ヲ增シ奉リ、諸人ノ信心ヲモ發サシメタキ志アリキ、是ニヨリテ御氏神ノ御由來ノ御事ヲ形ノ如クナリトモ記錄シ置度所存アリ、〇下略

〔諸社緣起文書三〕曾我兩社八幡宮幷虎御前觀音緣起

後鳥羽帝建久四年五月二十八日、丑ノ刻計ニ祐成ハ討死ス、時致ハ同二十九日申刻ニキラレヌ、〇中略虎前ハ祐成兄弟ノ死ヲ慟哭、〇中略十九歲ナリシガ、薙染シテ信州善光寺ヘ赴、如來ヲ拜、山野ヲタビノ宿トシテ靈佛靈社ヲユキメグリ、月日ヲ送リ、其後吾故郷ヲコヒテ大磯ニ歸、高麗寺ノ奧ニ芝菴ヲ結、日夜勤行不怠、寬元三年五月七十一ニシテ死ケリ、駿河富士郡厚原村ノ氏神トナリ、虎前ノ十一面觀音是也、建久八年四月、將軍〇源賴朝ノタマヒケルハ、富士ニテ死ケル曾我兄弟、我ニ恨ヲフクム由夢ニ度々ミユルナリ、殊更無雙ノ勇士、孝行ノモノナレバ、兄弟ヲ神ニ祝ヒ、富士ニ社ヲカマヘ、曾我兩社八幡宮ト崇ベキ由、駿河人岡部權守泰綱ヲ奉行トシ、兩社御造營有之、サテ神主ヲツケ、神樂祭禮ヲ始、所ノ氏神ト祭タマフ、社領ヲ其時ヨセ給フ、其文書ニ曰、寄附曾我宮社領之事、駿河國富士郡北山御厨幷假宿鄕、右件鄕園者、爲賴朝沙汰感祐成時致ガ勇敢、所令永寄附也、全不可以有其妨、仍爲後日沙汰註文書以與之牒如件、建久八年八月二十八日、源朝臣トアリ、サスレバ其砌將軍御夢ニ、兄弟忽然ト來告曰、難有ト恩ヲ謝シテ、我從今日父母昆弟ノ讎ヲタヤスクウチエサスベキ守護神トナラントミエテ夢ハ覺ケリ、賴朝モ喜テ、從夫以來毎年五月二十八日、氏子集リ祭禮アリ、

〇按ズルニ、曾我宮及ビ虎御前ノ社ハ、後世其地ノ鎭守ノ神ニシテ、卽產土神ナリシガ故ニ、氏子等因リテ以テ之ヲ氏神ト稱スルニ至リシナルベシ、

〔神祇正宗〕氏神氏子之事

兼名曰、總テ社司タル人ノ云事也、假令此ヨリ其境マデハ祇園ノ氏子、或ハ稻荷ノ氏子、或ハ御靈ノ氏子、或ハ今宮ノ氏子ナド、云、更ニ無本據也、祇園ノ社ハ清和天皇ノ御宇貞觀年中ニ勸請ナレバ、上京ハ御靈ノ社ハ朱雀院ノ御宇天慶二年ニ勸請ナレバ、下京祇園ノ領地也、御靈ノ社ハ一條院御宇長保三年ニ始テ祭ル、大稻荷ノ社ハ元明天皇御宇和銅年中ニ始テ顯ル、今宮ノ社ハ一條院御宇長保三年ニ始テ祭ル、大人ノ四町マヂノ御所ニモ鎭守ト申テ社ノアレバ、其內ニテ生レタラン人ハ、產神トコソ崇敬イタスベキ、氏神氏子ノ儀古來無其沙汰、文盲ナル青女ナドノ申シアヘル事ヲ、上樣ノ人聞食テ、其ヲ本說トスル事口惜キ次第也、殊更山城ノ國愛宕郡ニテ生レタラン人ハ、賀茂大明神ノ御氏子勿論也、○又見二狹邦百首歌抄一

〔鷲峯文集四十九〕氏神氏子辨

應門童問二寵下養一曰、今旦設レ饌何事、養者答曰、汝不レ知今日當二祇園會一乎、童曰、祇園者何、養者曰、是洛東鎭座之靈主人之氏神也、童曰、我聞洛北賀茂神爲二平安城之鎭一而主二人產一於二王城下一、則可レ爲二賀茂神之氏子一、彼祇園何與焉、養者曰、不然、延曆定二都之初一、勅使先來告二事於賀茂一、則此神元是城州之總鎭也、故歷朝尊崇在二伊勢之次一、其後降二一等一、曰二伊勢石清水賀茂一、所レ以他神不レ能レ及也、然其社距二王城稍遠一、祇園、稻荷、御靈、今宮四社、在二王城近處一、故中葉以來四二分洛中一、爲二四神所鎭也一、主人生二於祇園所鎭之地一、爲二氏神者一明矣、主人在二東武一年久然不レ可レ忘二其本一、凡爲二氏子一者、何不祭二氏神一哉、頃日主人有二同胞之喪一、然國俗服忌既除、則今旦可レ有二遙拜之儀一、故設レ饌以待焉、童曰、如レ汝言一則賀茂本也、祇園末也、主人不レ用二賀茂一用二祇園一、則不レ媚二於奧一而媚二於竈之謂乎一、且君子先正二其名一、如二祇園一則西域精舍之名也、豈爲二神明之舍一哉、賀茂社在二賀茂川邊一、則神與レ地其名相應、主人何取レ不レ正而捨二其正一哉、養者不レ能レ答而質二疑於膳夫一、膳夫曰、人各有二職分一、養者唯炊レ米、我唯割レ肉、童其開二閤門戶一、童不レ喜曰、仲尼之門、五尺之童知二尊王一、賤覇、我何默哉、乃去問二侍史一、侍史曰、若就二一本言一之、則天照大神者、六十餘州宗廟也、然諸州各有二一之宮一、以爲二一國之總鎭一、一郡一鄕一村一里、亦各有二神社一、生二於其地一者、各以二其近處之社一爲二氏神一、是我邦之流例也、何必賀茂祇園而已哉、稽二其古一、則三輪神爲二和州總鎭一、然一州悉不レ爲二其氏子一、以レ今見レ之、則簸川神爲二武州總鎭一、然城下各有二分鎭之神一、譬猶二日月遍照二下土一、然天下分野、各以二星宿當一レ之、且其姬姓無レ不レ出二自文武一、然魯衞者、祭二周公康叔一、晉鄭祭二唐叔桓公一、其餘可レ類推レ之、清和帝貞觀年中、崇二素盞烏之靈於王城東一、然其地號二祇園一、其靈託二牛頭天王一者、浮屠者爲レ之、豈就二其名一、併二其實一以爲二不正哉、季氏旅二泰山一、以二大夫僭諸侯一、非禮之甚、主人今若捨二所產之鎭神一、僭祭二王城總鎭一、則是不正也、非禮也、豈以二奧竈之例一議レ之哉、童曰、善哉言也、我猶有レ所レ疑、侍史曰、何、童曰、藤氏者天兒屋根之裔也、以二春日一爲二氏神一、其身稱二氏子一者、良有レ以也、源義家元服於石清水、故以二八幡一爲二氏神一、猶似レ有レ由也、其餘諸氏、神別有二氏神一、有二氏子一者、皆非二無例也一、然不レ爲二神系者一、漫稱二氏神號一、氏子者、我竊惑焉、侍史曰、詩不レ云乎、維嶽降レ神、生二甫及申一、然甫候申伯、豈其嶽神之子乎、唯假二其地之靈言一之而已、由レ是觀レ之、則產二其鎭地者一、謂レ之神明之子孫一、亦無レ妨乎、指二至尊一稱二天子一、亦其意同乎、古用二氏字一、必非二姓氏之義一、用二其地名一以爲二姓氏一者所レ謂有二扈氏越裳氏一、及韓趙魏三氏之類是也、然則氏神氏子假用之以爲二地神地子一、亦可二相通一乎、其言未レ畢、主人屬レ耳於牆叱曰、易曰、陰陽不測謂二之神一、傳曰、未レ能二事レ人焉能事一レ鬼、孟子曰、聖而不レ可レ知之之謂レ神、汝曹何知焉、小子避之、主人歌曰、神不レ可レ度思、如二水在一レ地中一思、大哉其德思、肅然其風思、萬古不易兮、霄壤無窮兮、王城武州兮、不二隔西東一兮、

〔縣居雜錄補抄〕うぶすな

今の世に、產土の神をさして氏神といふは誤なり、產土の神をばうぶすなといひ、何になれ其一氏一氏の氏の大御神をこそいはめ、藤原家にて祭り給ふ春日大明神、是氏の大み神なり、氏神うぶすな混ずべからず、

〔貞丈雜記十六神佛〕氏神と產土神と一ツ事に覺たる人あり、おやなり也、產土神は人々生れたる在所の鎭守の神なり、氏神は氏の元祖神なり、藤原氏は天兒屋根命なり、平氏は桓武天皇を氏神とす

るなり、橘氏は敏達天皇を氏神とす、源氏は、清和源氏は清和天皇、嵯峨源氏は嵯峨天皇、村上源氏は村上天皇を氏神とする也、又八幡を源氏の氏神といふ人あり、あやまりなり、八幡は軍神なり、八幡をあがめ貴む事、源氏のみに限るべからす、

〔神道問答下〕氏神

問云、氏神とは其所の鎭守の神をいふか、答云、其所の鎭守の神は產土神にて、氏神にはあらず、我が氏姓の大祖の神を氏神といふ、たとへば藤原氏は春日社、清原氏は藤森社を氏神といへるたぐひなり、

〔松廼落葉二〕氏神氏子

うぢ神とは、おのが遠つ祖神をいへり、伊勢物語に二條后の氏神にまうでたまふ事見えたるは、此后藤原氏にて、遠つおや神の天兒屋命をまつれる大原野社にまうでたまへるをいへるにてしるべし、續日本後紀六の卷に、勅聽大春日布瑠粟田三氏五位已上、准小野氏春秋二祠時、不待官符、向在近江國滋賀郡氏神社とあるは、祖神のまつりのいと〳〵おもければなるべし、氏子とは氏の祖神の子孫といふことなり、たゞし日本後紀に、大神宮にみてぐら奉りたまへる詞に、五十鈴乃河上爾稱辭定奉大神乃大前爾申給久、氏子親王乎大神御杖代止言氏とあり、天子に氏はなけれども、天照大御神の御子孫におはしますゆゑに氏子とまをせば、氏のゑれざる人にもて、その家の遠つ祖神をば氏神といふべく、其人をば氏子といふべきなり、これによりて高尙つらつら考るに、今の世にゐなかの里々にて、地主の神を氏神といふ、初はそこの家々のおや神をひとつにいはふとて、社をたてゝ春秋のまつりもいひあはせてなゑ、ひと里の氏神とせしを、やがて地主の神ともいはへるにこそ、又もとよりありつる地主の神の社に、里の家々の祖神をあはせまつりて、其神の社の氏子といひしもあるべし、かくいひならひて後々は、地主の神をみな氏神

といひ、さるからに氏神といふは、地主の神のことなりと里人のこゝろえて、ことのたがひはいできつるならんとぞおもはるゝ、いにしへはおのが家のおや神と、地主の神とは、ともにおもくうやまひて、ことにいつきまつるならひなりしかば、かならずさやうなるべし、ためしに申はかしこけれど、伊勢と加茂とに齋宮齋院とて、同じやうに內親王を御杖代となしたまへるをみても、いにしへの世のさまをゑるべし、今の人のおもへるとは異なり、伊勢は天子の御祖神、加茂は大宮の地主の神なり、さて今は氏神社といふは名のみにて、もはら地主の神ばかりをまつるは、佛わざの世にひろごりて、祖神をば佛といひなして、家のうちに佛檀とて、くまひもろぎのやうなるものしつらひすゑてまつるならひとなりて、里の社にてまことの氏神まつる事はたえたるゆゑなるべし、むかしのさまになさまほしきことになん、

〔玉手繦五〕此說は、○中略甚く誤れる說なり、伊勢の大御神、また賀茂大神に、御杖代の內親王奉り給ふ時の御詞には、必その內親王の御名を聞え白し給ふこと常例にて、氏子と申すは淳和天皇の女御子の御名にて、仁明天皇の御從妹に坐なり、其は皇胤紹運錄を見て知るべし、三代實錄仁安元年四月二日の下に、無品氏子內親王薨、淳和太上天皇第一女也とあり、然れば氏神に對し云ふ氏子の例と爲べくも非ず、また其つら〳〵考へたりといふ說もゑひ言なり、此主○藤井高尙わが○平田篤胤學びの兄にて、歌文の事などには曉り得られし事ども有れど、道の學問は其樣ならず、

○按ズルニ、松廼落葉ニ伊勢ト加茂トニ齋宮齋院トテ、同ジヤウニ內親王ヲ御杖代トナシ給ヘルハ、伊勢ハ天子ノ御祖神、賀茂ハ大宮ノ地主ノ神ナルガ故ナリト云ヘルハ誤ナリ、サルハ賀茂ノ齋院ハ藤原仲成ノ事ヨリ起リタルモノニテ、地主ノ神ナル故ニアラズ、但シ嵯峨天皇ノ祈リタマヒシハ、地主ノ神ユヱニテモアラン、

〔玉手繦〕さて世には產土神と氏神とを同じ事に思ふめれど、元より差別ある事なり、そは產土神とは、其神の敷坐す土地に生出る諸人の產土の神なる由なるが、氏神とは其氏人の祖神といふは更なり、其氏の祖神ならぬも、殊なる由緒あるは、一家及び一族までも氏神と稱せる古の例にて、氏（ウヂ）はもと內（ウチ）と同言なるが、其一族なた一鄕の內にて、親く仕へ祀る神の義なり、然れば內神といふに同く、氏子は內子と云ふが如く、其神の御內子なる故の名なるを、宇遲と云にて、然れば神名式に宮の在る所を宇治といふも、五十川鈴の川內なる義より出たる言なり、○中略　伴氏神社、伴林氏神社などある類は、胡亂なき祖神なれど、光仁天皇紀、寶龜八年七月の所に、內大臣從三位藤原朝臣良繼病、叙其氏神鹿嶋神正三位、香取神正四位上と有る鹿嶋社は武甕槌神香取社は經津主神にて、藤原氏の祖神ならず、但し其相殿に天兒屋根命も坐せど、此は後に河內國平岡社より移し坐たる神なり然るに中臣氏藤原氏にて、平岡社を氏神と稱せる事なく、鹿嶋香取を氏神と稱するは、中臣氏の遠祖よりして、此兩社に殊なる故ありて仕へ奉り、その內人と在りし故なり、○中略　また平野社は桓武天皇の御外祖たちを祀れる社なるを源平兩族の氏社と定め、梅宮を橘氏の氏神と定めたるなどを思ふべし、○中略　偖いと上代には、國々の國造ぞ其領る處に祖神を祭れるが多かれば、其氏祖の神やがて產土神なるも多かりし故に、世になべて氏神と產土神とを混一に思ふ事となりけん、然は有れど中昔の書どもを閱するに、產土神に對しては其地に生るゝ諸人を氏子と稱し、氏神に對しては其を奉ずる諸人を氏人と稱せる趣なり、此差別は○中略著聞集などの文にて知べし、

〔胡蝶花隨筆〕京江戶、大坂はいふに及ばず、日本國中在々所々に氏神といふものあり、いづれの代よりかくは祭り來る事にや、氏神といふは、藤氏の春日明神を祭らるゝごとき氏神とは云べけれど、其神の苗裔にあらざる人も、其所にある神を氏神といひて祭れる事はいかなる由緣ありといふ事を知らず、

氏神祭日

〔世事百談〕氏神

俗にうぶすなの神社を、わが氏神と心得たるはあやまりなれど、いつの頃よりかいひならひけん、臥雲日件錄に世人以神明主于我所生之地謂之氏神と見えたれば、近きことにもわらざるべし、もと氏神といふは、藤氏は春日明神を祭るごとき、わが氏の神をいふなり、

〔產須那社古傳抄〕產須那神をまた氏神とも稱し、其支配し給ふ地に生產する人をさして氏子といふ、其故は其地其地に隷る氏々は甚多かれど、何氏の人といへども、悉く產須那神の御支配に關り居るものなれば、其處に住る氏々の神といふの義をもて、氏神とは稱し奉り、其氏神の成造し給ふ所の子といふの義をもて、氏子とはいふなりけり、然るをこれも中古の書籍に、氏々の祖先の神を指ても氏神とも云ひ、其祭を氏神祭とも云へる事より、此產須那神と同一に混じつる說も有ど、これはた誤なり、氏に就たる先祖を氏神といふと、產須那神を氏神と稱すとは同語ながら其義別なり、思ひ混ふべからず、されば中古といへども、祖先神を氏神とは稱つれど、其子孫をさして氏子と云へる事は一切ある事なし、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁正五位以上及孫王輒出畿內事

大和國春日社二月十一月祭、○中略應參氏人及散位諸司五位以上其人有限、臨期直參、又諸人氏神多在畿內、每年二月四月十一月何廢先祖之常祀、若有申請者、直下官宣、如此之類往還有程、不得任意留連經日遊蕩、其違越者錄名言上、處違勅罪、

寬平七年十二月三日

〔玉手繦〕氏神といふは先祖に限らぬこと上に云ふ如くなれど、先祖を祭るが本にて有し故

に、何廢先祖之常祀」とは宣へり、古道に志さむ人は、殊に此官符の旨を思ふべきなり、然て此官符を拜するに、古く諸人の氏神祭は、かならず二月四月十一月に行ふ例なりけり、其は神宮雜例集に、二月中申日、外宮禰宜氏神祭、禰宜中堪事申詔刀、四月上申日、中臣氏神祭、宮司當社神主奉仕之、祭用途、司中勤之、十一月上申日、中臣氏神祭、如四月、中酉日、外宮禰宜氏神祭儀式同、二月、とあるを思ひ合せて知らる、

〔延喜式一四時祭〕春日神四座祭○中略

右○中略春二月、冬十一月上申日祭之、

大原野神四座祭

右○中略春二月上卯、冬十一月中子日祭之、

〔儀式〕春日祭儀二月上申、十一月上申、

大原野祭儀春二月上卯日祭之、冬十一月子日祭之、若子有三用二中子一、有二二子一、用二下子一、

〔西宮記二月〕一大原野　春日祭在二十一月一大原野、

〔小野宮年中行事二月〕上申日春日祭事未日使立

貞觀太政官式云、參春日祭藤氏五位已上六位以下、見役之外、給往還上日四箇日、

上卯日大原野祭事當日使立

貞觀太政官式云、參大原野藤原氏、見役之外、給上日二箇日、

仁壽元年二月二日、右大臣宣、據春日祭式、以平野梅宮祭式、彌縫而行之、

此日饗祿藤氏后宮所儲、氏后不在之時、氏長者儲饗、

〔權記〕長保二年二月七日乙卯、大原祭也、於惟弘宅浴、出河原奉幣、於大原野、藥助幷少女少兒同奉幣、歸宅、

〔神宮雜例集二月〕年中行事

二月中申日同宮○宮外禰宜氏神祭事、

禰宜中堪事申詔刀

〔古老口實傳〕一年中行事

二月　氏神祭日、御坐紙一帖一禰宜所進之、

之時不進之、

〔神祇提要八〕外宮年中御神事

二月中申日氏神神事

〔年中行事秘抄四月〕上巳日山科祭事

延喜十一年格云、宮道氏人、依有寬平十年宣旨始也、

上巳日

〔公事根源四月〕山科祭

このやしろは宮道氏の祖神也、寬平十年より祭ははじまる、

〔延喜式一四時祭〕平野神四座祭今木神、久度神、古開神、相殿比賣神○中略

齋服料

物忌王氏夏絹五尺、冬加二綿一四一綿十屯、紅花小六斤、綿三屯、紅花小三斤、錢六百卅文、冬料准レ此○中略

右夏四月、冬十一月上申日祭之、

〔江家次第六四月〕平野祭平野祭上申日、延喜格云、延曆年中立二件社一、太政官式云、凡平野祭者、桓武天皇之後王、改レ姓賜二和氣一、及大江和等氏人、幷預二見參一、

〔神祇志料六〕蓋今木神は、桓武天皇の御母高野皇太后天高知日之子姬尊の遠祖、百濟國主聖明王を祭る、○中略久度神、古開神は、氏神は、蓋皇太后の御母大枝朝臣の祖、及族類の神を祭れり、

此故に桓武天皇の後王、及大江、和氏人みな其祭に預る、

〔公事根源四月〕平野祭

上申日

延暦にこの神社をば造立ありて、貞觀にかの祭禮を始行せらる、○略中第一の御殿は源氏、第二は平氏、第三は高階氏、第四は大江氏、すべて八姓の祖神にてなしまするなるべし、

〔年中行事歌合〕十二番

右　梅宮祭　四月上酉　　秀長朝臣

神まつる卯月の榊とりそへて梅の宮居にたつるみてぐら

右梅宮は是定なきいひて、大臣の管領する社にて侍るにや、これは橘氏の人氏神にてわたらせたまふとぞうけたまはる、

〔公事根源四月〕吉田祭

中子日

この社は中納言山蔭卿貞觀の比はひ建立して、一條院永延元年より、始めて官幣を奉らせ給ふ、春日の社と同體なり、奈良の京の時は春日社、長岡の京の時は大原野、今の平安城の時は吉田社あり、皆帝都近き所をえらめて、御門を守り奉らせ給ふにや、これは御堂の關白○藤原道長の法成寺と吉田社とを崇め給ひしことは、興福寺と春日社とに思ひよせられけるとぞうけたまはる、

〔吉記〕壽永三年四月二日辛酉、今日梅宮祭也、上卿右大辨宰相光長參仕、先可勤氏社之由雖令申、依別仰參勤、以之可用神態云々、

〔親長卿記〕文明十年四月三日、彌久、棟久、諸平等來、社務未定、明日神事難治云云、貞久故障事仰聞、所詮明日氏神祭神事、先爲一社無爲之儀、可加談合之由、可被成奉書云云、奏聞勅許、

○按ズルニ、此ハ藤原氏ノ氏神祭ナリ、

〔公事根源四月〕當宗祭

上酉日

是は河内國に侍る神社なり、午日使たつ、杜本、當宗は程ちかき故に、獨の使兩社の祭のために下向す、宇多御門の御外祖父は當宗氏なるによって、仁和五年四月十四日に祭をはじめおこなはる、

〔紀貫之集三〕四月神祭

まつる時さきもあふかな卯花は猶氏神の花にぞ有ける

〔殿暦〕天永三年四月十四日、吉田祭延否條、以頭辨被問民部口俊明、中納言宗忠卿之處、兩人申云、氏社祭以長者神馬爲宗、又見次第、而穢已發長者家也、可被延引也者、以此趣奏院○白河延引也、

〔神宮雜例集二〕年中行事

四月上申日、中臣氏神祭事、

宮司當社神主奉仕之、祭用途司中勤之、饌膳無使之時、同司中勤之、

〔二所大神宮神名略記〕離宮院坐中臣氏社四座、在院西或云、春日社元在度會都津嶋崎、延暦十六年遷此地、四月十一日上申祭之、

〔皇大神宮年中行事四月〕

一初申日氏神參爲供奉除當番之外、正權神主彼社頭參、但件社兩所也、荒木田氏二門、田邊本社參祭、同一門小社湯田野社參祭也、但當時字治鄉田山勘請、兩門幷兩所子細不記、抑當時二門禰宜任巡番、幷物忌父等之參向、祝御初請預次第如山宮祭、但手水祓神拜後著座、平帳北向、物忌西、東上北向、家子侍東、西上北向、先禰宜幷大物忌父石部之乘馬各紙手付、鳥居三度牽輪、大物忌父馬前也、其後清宮預、次直會饌膳輪簀盛彼是十六、幷羹菓子等、勘盃配膳御茶所從分以下沙汰、如山宮祭時、但今日者魚鳥珍物調當時猶不足云云、馬章自野篠進所從走懸酒自原鄉進、事畢又手水神拜御初等、又下向次第如山宮、前日官首進、抑件役所氏°神°領也、預所職官首始、又其主相替時、捧任料被補例也、若有无沙汰事者、可被改替也、

件饌膳運送依爲大儀近代申請當日早朝巡番傍官御宿所送進其饌如社頭勤家子侍雜色所從分送事同前所從廻五宛也酒略之於社頭進上下人數兼日伺用意之而間於社頭者小付御飯進廻五汁菓子御茶酒三獻所從在之

件料所外社領原郷所在齊田首被納例也○略中又宇治氏石部氏同初申日祭也宇治氏字上社祭石部氏岩井田山口祭也

〔氏神などうでの記〕此遠つ祖神○荒木田氏社をまつるにも、ながれのまに〳〵してたがへず、とし毎の卯月霜月上の申の日になん、一門二門のやからおの〳〵ことし○天明八年中略卯月は四日の日丙申の日なりければ、かの大宮地の山の中、酒殿の東のほとりにて氏神祭は行へり、馬曳立、みてぐら、おものさゝげて二人つかへまつる、十一月は二日の日庚申の日なれば、同じくつかふまつるべし、

〔東宮年中行事十一月〕かみのさるのひ、かすがのまつりのほうべいの事、

ひつじのひ、つかひたつこと、同二月

おなじき日、ひらの〳〵ほうべいの事、同四月

かみのとりのひ、むめの宮のまつりのほうべいの事、同四月

なかのねの日、おほはらの〳〵まつりほうべいの事、○中略同二月

なかのさるのひ、よしだのまつりほうべいの事、同四月

〔公事根源十一月〕宗像祭

筑紫の胸形社の祭なり、氏人これを執り行ふ、

二上卯日

平野祭

これも四月におなじ、臨時の祭もおなじくあり、

上申日

氏神祭、

〔大宮司長則記〕寛元四年十一月五日氏神祭、大司盛房權大司長則參神主時能權神主元忠供奉館舍饌膳社頭儀式等如例祇承憲清勤之、

〔拾芥記〕延德二年十一月十八日氏神出仕也、予依亡母忌日不參向、

〔神宮雜例集二〕年中行事

十一月上申日中臣氏神社祭事如三四月

中酉日外宮禰宜氏神祭事儀式同二月

〔神祇提要八〕外宮年中御神事

十一月中之酉日氏神神事

〔玉手繩〕古く二月四月十一月の靈祭は、今世に絶たるかと思ひしに、近頃聞けば薩摩國にては、十一月には必氏神祭とて家々に祭る習ひ也とぞ、但し二月四月に祭る事は无しとぞ其仕法を聞くに、大抵其家に依りて日限定りあり、但し親族中みな同日には非す、此は互ひに往來集會する爲なり、又日限を定めざる家も有とぞ、れつ、懇に賑々しく祝ひ祭る事なりとぞ、此はいと〳〵愛たき古風にて、何方にても斯く有たく所思ゆるなり、彼國は始め天孫降臨の御本國なれば、自から人心淳く古風の遺れるにや、

〔續日本紀六元明〕和銅七年二月丁酉以從五位下大倭忌寸五百足爲氏上令主神祭、

〔令集解七上神祇〕仲冬上卯相嘗祭（中略）釋云、大倭社、大倭忌寸祭、宇奈太利、村屋、住吉、津守、大神社、大神氏上祭、

〔萬葉集三雜歌〕大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌

久堅之天原從生來神之命奥山乃賢木之枝爾白香付木綿取付而齋戸乎忌穿居竹玉乎繁爾貫垂、十六自物膝折伏手弱女之押日取懸如此谷裳吾波乞嘗君爾不相可聞、

反歌

木綿疊手取持而如此谷母吾波乞嘗君爾不相鴨、

右歌者、以天平五年冬十一月、供祭大伴氏神之時、聊作此歌、故曰祭神歌、

〔拾芥記〕延德元年十一月十八日壬申、長者長坂〇坂恐誤字氏神出仕也、和長〇菅原予〇菅原爲學同參向、第二大內記在數朝臣〇菅原依父重服不參、長者衣冠持笏、和長以下布狩衣也、依織狩衣也目代狩衣、雜色一人狩衣著之、先參祓殿、於河邊列立、長者次第洗手祓之、參向氏神、於鳥井外下輿入鳥井、長者以下異位重行再拜、以西爲上、長者北上東面、次第左右相分列立、次供祭物、一社飯二合、菜二合、又一社同前、吉祥院侍等役之、自下﨟懸手、長者取大土器、入御酒於御前御盃、兩社共供之、二長者參、則東一社可供御酒事也、雖然今度不參、長者立返如元列立、侍取長者所持之大土器、次ニ懸手□供之、如元列兩社、各一拜退下著座、次立置十列馬於鳥井外、今度二匹也、次長者以告文之宣命、召弟二人、取副笏而授之、弟二人請取也、靈神前中央疊一拜、讀告文了、又一拜退下、告文取副笏而返長者也、次各捧幣帛、侍各役之、各二捧持、左右拜之時同手持之、立而乍坐再拜、述所懷又再拜、禰宜二人來、取幣帛立兩社前、其作法先侍等來取幣授禰宜也、次十列馬引廻、今度二匹之間二反引也、次於西馬場令馳之、次長者參社前、一拜之後立回對氏人、坐賽之時、氏人置笏合手承之、次長者賽□不復坐立社西邊、弟二人以下如先進立再拜、立對撤神供、先御酒、次飯以下撤之、長者以下懸手也、並居鳥井外各撤了、一拜退下、著鳥井外座、三獻終退下、

〔永正記下〕一氏神祭以後番禰宜沐浴事

當宮禰宜宮中當番之時、氏神參向、山宮社參事、可有思慮、具見于年中行事、亦歸參時沐浴事、參籠禰宜可存也、

〔陰德太平記四十一〕鹽賣彌太郎殺立花事

女房、立花ニ向、明日ハ吾氏神ノ祭ニテ侍フ、ワレ賤キ身ノカヽル御情ヲ受、人天ノ榮花ヲ極ムル事、偏ニ此御神ノ御加護ニヤト思侍ヘバ、有シヨリ勝ニ有難モ尊クモ覺エ候、夜明ニ三寸ヲ供ヘ、御內ノ人々ニモ酒ヲ進メ侍バヤト云ケレバ、立花此程ハ何トヤラン心モ不解、歎キ沈ミタル形象也シガ、今日ハイツシカ引替テ强面サ見セシ下紐ノ打トケ顏ナルコソ嬉シケレト思、能コソ承リ候ヘ、御身ノ宣ンニハ蓬萊ニ有玉ノ枝、燕ノ持タル子安ノ貝ナランダニ求テ進ズベキニ、マシテヤ是ハ易キ間ノ事ナレバトテ、翌レバ九日折ニ逢タル吾宿ノ菊ノ下露、今日毎ニ落積リツツ淵ト成迄モ替ラス契ヲ守ラセ給ヘト、神ニ御酒奉リ、家子若黨ニモ醉泣スル許呑セ、吾身モ數杯ヲ重テケル間、上中下ト無、舞ツ謠ツサヾメカシ、夜已ニ更タリケレバ、或ハ杯ヲ枕トシ、銚子提ヲ抱テ其座ニ伏ナド、狼藉タル有樣ニテ、立花モ前後ヲ不知爛醉シ、帳內ニコソ入ニケレ、〇下略

〔大江俊章記〕寬延三年四月九日、明後日平野祭也、從今夜神事、十日神事中不他行、十一日平野祭也、巳刻沐浴、出行到鈴鹿三品亭、大學允俊盛俊興同伴、於件亭予著淨衣、白布淨衣鳥襷奴袴持笏兩人異體、予昇拜殿東階神拜、座上先拜第三殿、兩段再拜、中臣祓、三種祓、次拜縣社、同前、次拜總社二拜、退出於神供所、謁鈴鹿左京進一盞新侍中參詣、異體不斗行遇、又揚盞、同伴歸路、於家內祝儀如例、

〔氏神まうでの記〕ことし〇天明八年は二門神主の、かの二つの祭り〇氏神祭、山宮祭、はおのれ〇荒木田經雅專當おこなふべきさだまりの年にてありければ、昔よりの例にて、年のうちは雉子山鳥すべて蒜のたぐひくふ事をとゞむ、まづむつきの初めつかた、正員禰宜の中二門の氏人どもより、かの田邊なる氏社のめぐりはき清むべき料足をとりあつめ家の子をかの社にさしつかはし、しめなはひきはへ、御榊さしはやし、御膳ものまつりてをがみまつらしむ、又をり〳〵はき清むべき事をしも、かの田邊の村長、中嶋の何がしにあとのまに〳〵沙汰し置く、〇中略かくことしはおのれつかへまつるべき年にしあれば、かの田の邊なる社にもまゐりをろがみ、又かの積良谷なる山宮にもまゐりなんとす、〇中略かゝる所は、まだしらぬ若き人たちをもともなひて、見せもし、をしへもおかまほしければ、卯月の十日といふ日にまゐれり、ともなふ人にもかねてよりかたらひ置て、

まだ夜ぶかきに家を出ぬ、たてまつるべきみてぐらやうの物籠筥に納れてもたしむ、○略中田丸といふ町を過て、大和の初瀬にかよふ道をゆけば、をしほ崎てふ池あり、此ほどりなる岡の上にかりそめにひらばりをつらはせ、水くませ、口そゝぎ手あらひて、心ざせるかの氏社荒木田氏祖天見通命にまうづ、みてぐら八はさみ、御けものまつる高机四具、高もり藻葉、はたのひろものさもの、又みわはりすゑて奉る、馬ははぶきたれば日記して四匹たてまつれり、ひろまへにぬかづきて、もろ〳〵の神態さわる事なくつかへまつらむとしもねぎまつりぬ、

【笈埃随筆】感應

因云、○略中日向は神代發端の國なればにや、先大小の百姓己が四壁の中に小祠を安置し、先祖を祭りて氏神と云、月々社人を乞て祓す、中にも二月毎家神祭と號して醪を造り、また醴を神供とす、小豆の御供をもて粢を備ふ、社人來りて祓する中、烏鳥來りて御供をはみ行は祭禮終れりとし、頓て親族郷友をもてなせり、烏もし御供をはまざるときは幾たびも火をあらため、炊きかへて備るなり、○略下

【續修東大寺正倉院文書二十】安宿廣成請暇解文

安宿廣成謹解　申請暇事

合三箇日

右爲私神祭祀請暇如件、以申、

寶龜二年四月十五日

【續修東大寺正倉院文書二十】美努石成請暇解文

美努石成解　申請暇事

合五箇日

右依可私氏神奉暇所請如件、仍注狀謹以解、

寶龜三年加筆十月廿八日　上眞繼

【續修東大寺正倉院文書二十】某氏請暇解文斷簡

□□□□

右以今月十四日欲鴨大神又氏神祭奉由、此二箇日閑受給、以謹解、

四月十三日

【續日本後紀三仁明】承和元年二月辛丑、小野氏神社、在近江國滋賀郡、勅聽彼氏五位已上毎至春秋之祭、不待官符、永以往還、

【續日本後紀六仁明】承和四年二月癸卯、是日勅聽大春日布瑠粟田三氏五位已上准小野氏、春秋二祠時、不待官符、向在近江國滋賀郡氏神社、

【三代實錄二十四清和】貞觀十五年九月九日辛未、掌侍○掌侍、原作次侍、從依類聚國史而改、從五位上春澄朝臣高子、奉幣氏神、向伊勢國、勅賜稻一千五百束、以爲行旅之資、

○按ズルニ、春澄ハ本姓猪名部ナレバ、延喜式ニ載スル所ノ伊勢國員辨郡猪名部神社ハ、其氏神ナルベシ、

【三代實錄三十三陽成】元慶二年二月十九日乙酉、詔、山城國正稅稻三百束、賜從五位下山背忌寸大海全子、以奉幣氏神、向阿波國也、

○按ズルニ、山背忌寸大海ハ元大海姓ナリシガ、山背ノ忌寸ニ緣アリテ、山背忌寸ト冠ラセタルナラン、故ニ此ニ氏神ト指セルハ、延喜式ニ阿波國名方郡和多都美豐玉比賣神社トアル蓋是ナラン、

氏神詣

〔三代實錄三十八陽成〕元慶四年八月廿九日庚戌、河內國飛鳥戸神社、賜田一町、以充春秋祭禮之費、緣氏人主稅助外從五位下百濟宿禰有雄、主殿權允正六位上御春朝臣有世等之請也、

〔吾妻鏡十一〕建久二年九月廿九日乙亥、北條殿〇時政室家上洛、是爲奉幣氏神云云、幕下被遣色々餞物、又諸人同致丁寧沙汰云云、

〇按ズルニ、此氏神詳ナラズ、或ハ平野神社ヲ指セルナランカ、

〔伊勢物語下〕昔二條の后〇清和后藤原高子のまだ春宮のみやすん所と申ける時、氏神〇大原野にまうで給ひけるに、このゑづかさにさぶらひける翁〇在原業平人々のろく給はりけるついでに、御車より給はりてよみて奉りける、

大原や小鹽の松もけふこそは神世のこともおもひいづらめ

〔古今和歌集十七雜〕二條のきさきのまだ東宮のみやすむ所と申ける時に、おほはらのにまうでたまひける日よめる　なりひらの朝臣

おほはらや小鹽の山もけふこそは神世のことも思いづらめ

〔中右記〕寬治八年〇嘉保元年正月十日壬午、今朝參詣吉田平野、年首物詣以氏明神爲先之故也、

〔玉海〕嘉應三年〇承安元年三月七日辛巳、今曉小兒年五歲始參詣春日社、以船所參也、明日爲吉日、仍明曉可奉幣、前駈六人和泉守季長、四位上總守基輔、肥後守光經、散位光能、奉行散位定成、已上五位藤原賴兼、別當等也、先例不論四五位儒者君達、只見在之輩皆所前駈也、賴輔朝臣依爲不能騎馬、先向船津、今夜可著西御門也、欲出之時、先有祓事、雖非當日、尙爲致潔齋也、八日壬午、亥刻、小兒自春日歸洛、參社之儀、無殊事云々、前駈六人、網代車、車副四人共侍四人、先於祓殿有御祓、次舁致車居中門、神主泰房申祝前駈光能取幣、布衣事了給社司祿、褂一領前駈肥後守光經五位取之、次若宮社司正預率川幣以小使分奉之、次歸宿所、相具女房等奉禮大佛云々、午四點乘船云々、

〔明月記〕寬喜三年八月十八日辛未、明日有參詣春日之宿願、遠路之煩、貧家之不具、年來懈緩、近日官途事已絕望、在世之計、已思切訖、最後爲拜氏社也、

〔薩戒記〕永享二年四月五日乙亥、自今夕始神事、爲春日詣也、　七日丁丑、今日參詣春日社奉、

〔神拜次第秘抄下〕氏神社拜

天見通命

此氏神、社者、在岩井田山巖社森之東、此神宮禰宜一門之氏社也、〇中略

年中行事四月初申日條云、初申日氏神參爲供奉、除當番之外、正權神主彼社頭參、但件社兩所也、荒木田氏二門田邊本社參祭、同一門小社湯田野社參祭也、但當時宇治鄕岩井田山勸請兩門幷兩所子細不記、

荒木田社拜

天見通命

此荒木田社者、禰宜二門之氏社、在田乃家村也、今此社廢亡、仍兩門氏人祭於一所也、凡自由貴殿以下、至荒木田社拜、於一所石疊勤仕之也、

年中行事正月十一日條云、由貴殿酒殿拜、次朝拜、次山神巖社拜、次氏神荒木田社拜、西方件拜等、一殿乾角柱乾方押蹲踞也、

〔氏神まうでの記〕御代の名あめ明らけしてふ年の八とせの卯月十日の日、田の邊の鄕〇伊勢國度會郡なる荒木田氏社にまうでぬ、〇中略いにしへはとし毎の卯月の始の申の日に、大宮〇伊勢大神宮の宿直にあたれる人をおきては、二門の氏人等はみなこの田の邊の鄕荒木田社にまうむかひて、御祭りをつかへまつり、原野篠の村里のあたりにすめる物忌父等も、ともに〳〵祭の場につらなりてつかへしを、中むかしさわがしかりつる世より、何事もすたれにたれば、此御まつりもかの社にはまゐらずて、五十鈴川の大宮のほとりにて行ふことになりぬ、又一門の氏人等はいにしへ

同じ氏神を小社(チコソ)の湯田野にあがめまつりけるを、いつの比よりか大宮山の北なる岩井田山にうつしまつりてければ、湯田野にまうづることはやみにき、かくて、何事もすたれ行世のまゝに、一門の氏人も近きころは、又その岩井田山の御社にも參らずて、二門の氏人と同じく大宮のほとりにてぞ、祭りはつかへまつるなる、

出產時詣氏神

〔事蹟合考一〕御城内鎭守の事

山王の社をば紅葉山へ引移し、〇中略その後秀忠公〇德川の御子樣方御誕生被遊候而は、紅葉山の山王へ御參詣被遊、御機嫌能御成長被遊候をもつて、諸大名諸御籏本町方までも、紅葉山へ氏神詣仕候に付、段々と繁昌いたし、就中秀忠公社頭も結構に御建立被仰付、只今にもつてその社は上野に相殘りこれあり候となり、

出立時詣氏神

〔吾妻鏡二十四〕建保七年〇承久元年七月十九日、左大臣道家公賢息歲二、母公經卿女、建保六年正月十六日寅刻誕生、〇藤原賴經下向關東、是故前右將〇源賴朝後室禪尼、〇政子重將軍舊好之故、爲繼其後嗣、依申請之、去月三日可有下向之由宣下、同九日參社春日、乘車殿上人一人、諸大夫三人、侍十人在共云々、

元旦拜氏神

〔江家次第一正月〕四方拜事

庶人儀、卯時前庭敷座云云

北向拜屬星、向乾拜天、向坤拜地、〇中略次氏神、兩段再拜

〔權記〕長保三年正月朔日癸酉、鷄鳴拜屬星、天地四方、二親墳墓、幷氏神、

〔皇大神宮年中行事正月〕元日〇中略於酒殿前置石在拜、先酒殿、次氏神乾方、各在手其後乾向朝拜、無手

〔大江俊光記〕貞享三年正月元日神拜、祖神拜如例、

〔大江俊尙記〕寶永五年正月元日己酉、夙起月代髮衣服改緣ニ圓座儲屈候、奉拜先東方、看東天神氏神、平野

出陣時拜氏神

〔源平盛衰記二十九〕新八幡願書事

木曾ハ軍ヲバ不急ケリ、先四方ヲ屹ト見渡セバ、北山ノハヅレニ當テ、夏山ノ綠ノ木間ヨリ、緋ノ玉墻風ノ見エテ、片割造ノ社壇アリ、山林高聳テ鳥居久苔ムセリ、木曾當國住人池田次郎忠康ヲ召テ、彼ハ何宮ト申ゾ、又如何ナル神ヲ奉祝タルゾト尋給ヘバ、答テ申、八幡大菩薩ヲ祝進セテ侍ルガ、垣生莊ニマシマセバ垣生新八幡ト申候ト云、木曾大ニ悅デ、手書ニ大夫房覺明ヲ召レタリ、〇中略今度ノ軍勝ン事疑ナシ、但且ハ後代ノ爲、且ハ當時ノ祈ニ、願書一紙社殿ニ進セバヤト存ズ、其相計ヒ給ヘト云、覺明馬ヨリ下、木曾ガ前ニ跪テ、箙ノ中ヨリ矢立取出シ、墨和筆染、疊紙ヲ押開テ、古物ヲ寫ガ如ク、案ニモ及バズ書之、其狀云、

歸命頂禮八幡大菩薩、日域朝廷之本主、累世明君之曩祖、爲守寶祚、爲利蒼生、改三身之金容、開三所之權扉、〇中略就中曾祖父前陸奧守義家朝臣寄附身於宗廟氏族、自號名於八幡太神以降、爲其門葉者、無不歸敬矣、義仲爲其後胤、傾頭年久、〇中略伏願冥慮加威、靈神合力、勝決一時、怨退四方、然則丹祈相叶冥慮、幽賢可成加護者、先令見一之瑞相給、仍祈誓如件、

壽永二年五月十一日　　源義仲敬白

〔太平記九〕高氏被籠願書於篠村八幡宮事

去程ニ明レバ五月七日〇元弘三年ノ寅剋ニ、足利治部大輔高氏朝臣二萬五千餘騎ヲ卒シテ、篠村宿ヲ立給フ、夜未深カリケレバ、閑ニ馬ヲ打テ東西ヲ見給フ處ニ、篠村ノ宿ノ南ニ當テ、陰森タル故柳踈槐ノ下ニ社壇有ト覺テ、燒荒タル燎ノ影ノ夙ナルニ、禰宜ガ袖振鈴ノ音幽ニ聞エテ神サビタリ、何ナル社トハ知ネドモ、戰場ニ赴ク首途ナレバトテ、馬ヨリ下テ甲ヲ脫テ叢祠ノ前ニ跪キ、今日ノ合戰、無事故朝敵ヲ退治スル擁護ノ力ヲ加ヘ給ヘト祈誓ヲ凝シテゾ坐ケル時ニ、賽シケル巫ニ此社ハ如何ナル神ヲ崇奉リタルゾト問ヒ給ヒケレバ、是ハ中比八幡ヲ遷シ進ラセテヨリ以來、篠村ノ新八幡ト申候也トゾ答ケル、足利殿サテハ當家尊崇ノ靈ニテ御坐シケリ、機感最

モ相應セリ、宜キニ隨テ一紙ノ願書ヲ獻バヤト宣ヒケレバ、匹壇妙玄鎧ノ引合ヨリ矢立ノ硯ヲ取出シテ、筆ヲ扣ヘテ是ヲ書、其詞曰、

敬白　祈願事

夫以八幡大菩薩者、聖代前烈之宗廟、源家中興之靈神也、本地內證之月、高懸于十萬億土之天、垂跡外融之光明、冠於七千餘座之上、觸緣雖分化、聿未享非禮之奠、垂慈雖利生、偏期宿正直之頭、偉哉爲其德矣、擧世所以盡誠也、爰承久以來當棘累祖之家臣、平氏末裔之邊鄙、恣執四海之權柄、橫振九代猛威、剩今遷聖主於西海之浪、困貫頂於南山之雲、惡逆之甚、前代未聞也、是爲朝敵之最、爲臣之道不致命乎、又爲神敵之先、爲天之理不下誅乎、高氏苟見彼積惡、未遑顧匪躬、將以魚肉之菲偏當刀俎之利、義卒勠力、張旅於西南之日、上將軍鳩嶺、○石淸水下臣軍篠村、共在于瑞籬之影、同出乎擁護之懷、函蓋相應、誅戮何疑、所仰百王鎭護之神約也、懸勇於石馬之汗、所憑累代歸依之家運也、寄奇於金鼠之咀、神將與義戰、耀靈威、德風加草而靡敵於千里之外、神光代劒而得勝於一戰之中、丹精有誠、玄鑒莫誤矣、敬白、

元弘三年五月七日　　源朝臣高氏敬白

トゾ讀上タリケル、文章玉ヲ綴テ、詞明カニ理濃ナレバ、神モ定テ納受シ御坐ス覽ト聞人皆信ヲ凝シ、士卒悉憑ヲ懸奉ケリ、足利殿自筆ヲ執テ判ヲ居給ヒ、上差ノ鏑一筋副テ寶殿ニ被納ケレバ、舍弟直義朝臣ヲ始トシテ、吉良、石塔、仁木、細河、今河、荒河、高、上杉以下、相順フ人々我モ我モト上矢一ツヽ獻リケル間、其箭社壇ニ充滿テ塚ノ如クニ積擧タリ、夜既ニ明ケレバ前陣進テ後陣ヲ待、大將大江山ノ峠ヲ打越給ケル時、山鳩一番飛來テ白旗ノ上ニ翩翻ス、是八幡大菩薩ノ立翔テ護ラセ給フ驗也、此鳩ノ飛行ンズルニ任テ、可向ト被下知ケレバ、旗差馬ヲ早メテ鳩ノ跡ニ付テ行程ニ、此鳩閑ニ飛テ大內ノ舊跡、神祇官ノ前ナル樗木ニゾ留リケル、官軍此奇瑞ニ勇テ內野ヲ指テ馳向ケル、

〔參考太平記九〕尊氏納願書篠村八幡宮事

尊氏篠村八幡宮願書云

按此願書、與本書所載甚異、然文義鄙陋、誠不足見、是故作太平記之時、蓋改作而載者乎、

敬白立願事

右八幡大菩薩者、王城之鎭護、我家之廟神也、而高氏爲神之苗裔、爲氏之家督、於弓馬之道誰人不復異哉、此上四字不通依之代々滅朝敵、世々誅凶徒、于時元弘之明君○後醍醐爲崇神、爲興法、爲利民、爲救世、被成綸旨之間、隨勅命所擧義兵也、然間占丹州之篠村宿、立白旗於楊木本、於彼木之本、有一之社尋之村民、所謂大菩薩之社壇也、義兵成就之先兆、武將頓速之靈瑞也、感淚暗催、仰信有憑、此願忽成、我家再榮者、令莊嚴社壇、可寄進田地也、仍立願如件、

元弘三年四月二十九日本文作五月七日、未知孰是、　　前治部大輔源朝臣高氏敬白

〔陰德太平記四十二〕五月十八日合戰之事

戸次入道ハ、田原入道重忍、柳川左近將監、佐伯惟敎、毛利鎭實、臼杵吉弘、志賀、淸田、武田、本城、其外宗徒ノ一族侍大將ヲ集會シテ○中略カク多ノ勢ヲ以テ後詰シナガラ、當城○立花無云甲斐攻落サレナバ大友家ノ恥辱、各吾等ガ武勇ノ拙ガ所致也ト屋形ノ怒リ給ベキ所モアリ、率今一度敵陣ニ蒐リ、有無ノ勝敗ヲ決シ候ナンズト被申ケレバ、各他ノ儀ナシト同心ス、道雪先日ハ前後ノ列不正、多勢ニ誇リ敵ヲ侮リシ故仕損ジテ候、今度ハ拔懸ヲ堅ク制シ、○中略一人ノ功ヲ思テ、萬夫ノ列ヲ亂ルヽコト無レト嚴重ニ法ヲ出サレタリ、又大友家ノ氏神由原八幡ヲ陣中ニ勸請シ、神前ニ於テ鬮ヲ取、先陣後陣ヲ定メ、一勢々々總軍相符ノ外ニ一手切ニ符ヲ付、吉日ヲ撰テ、同十八日○永祿十二年五月辰ノ刻ノ一戰ト掟ヲナス、

出家時拜氏神

〔春日權現驗記四〕知足殿院〇藤原忠實天下の執柄として、生前の榮花をきはめ給しかば、すでに四旬の齡をすぐして、いたづらに九夜のやみをまつことをおそれて、功成ぬれば身しりぞかんとおぼしたりければ、出家のいとまを申さむとて、春日のやしろにまゐらせ給たりけるに、十一二ばかりなる兒童にはかにけだかきすがたになりて、雖觀事理皆不離識、然此內識有境有心、心起必詫內境生故、あなおもしろやといふに、殿下たゞ事ならずおぼしてかしこまり給へるに、この童の申樣、我は是春日第三神也、このたび見參はことにうれしく侍り、そのゆゑは世のつねなきことをおぼしめして、かざりをおろさむと思ひきざし給へるうれしさに、隨喜の涕のところせきをもしらせたてまつらんとて託宣し侍り、相構てわすれず無常を心にかけ給へ、それぞ我はうれしとおもふべき、〇下略

〔玉海〕仁安二年十月十五日己酉、今日聞、若君〇舍弟也慈圓於七宮〇鳥羽皇子覺快法親王白川房有出家事、仍余〇藤原兼實向件所、直衣上達部少々告示、中御門中納言、春宮權大夫、左大辨等也、但左大辨遲來也若君著童裝束、布衣先奉拜氏神、向南次奉拜公家、次拜師、各一度、拜了改裝束、普通純色裝束、件裝束余申女院、崇德后皇嘉門院聖子、兼實妹、仍自女院所遣也、向脇息、已以剃髮、其間事僧等勤仕之、

〔竹林院左府記〕弘安六年八月十三日甲午、今日今出川院〇御年三十一、龜山后藤原嬉子有御出家事、右少辨俊定年預院司奉行之、〇中略於三身堂、西園寺內、小持佛堂也、有其儀、當日早旦奉仕御裝束、〇中略亥刻御戒師僧正道耀東寺長者且女院御親昵也參上、〇中略次仙院渡御御座、御簾中〇中略戒師起座著半疊、所謂禮盤也、如半疊、塗香灑水等、打磬二度三禮、如來唄、啓白以下如常、仙院御拜、無起座、有合掌、各向其方、氏神春日、國主、故相國〇藤原公相、嬉子父、御墳墓、二品大夫人等也、

正應六年〇永仁元年六月七日、東二條院〇後深草后藤原公子、實氏女、御出家也、〇中略酉二點法皇〇後深草召公衡、漸可有渡御戒場之由有仰、仍以預法師告申前相國畢、秉燭以前相國令參給、女院渡御御所、法皇同御坐御聽聞所南間、召公衡公卿可召之由有仰、〇中略小時戒和尙青蓮院無品法親王慈助、法皇御連枝、紫色法服、經簀子參上給、〇中略次戒師起座著禮盤、次塗香灑水等、次女院御拜、兩段再拜如形歟、依爲簾中不見其儀、先春日社、次先公〇實氏墳墓、次准后、當時令坐嵯峨給、

告災異於氏神

〔玉海〕安元三年〇治承元年五月一日庚子、去夜關白〇藤原基房送書被示云、氏院〇勸學院燒亡之後事、何樣可行哉、無先例之間失計略了、能思慮可示送、如此之〇之下恐脫時字氏公卿可令議也、而近代之法、親尙不來、況疎乎、無人于相訪、爲之如何云々者、余昨日就愚札付其返事所被示也、今日就其報狀曰、先氏社及本願墓等可被祈謝、廿八日丁卯、未刻左衞門權佐光長參入、爲聞先日返事所來也、〇中略余令申條々御返事、〇中略余令申之趣、

一氏院火災以後可被行事

可被申氏三社、〇春日、大原野、吉田、竝多武峰本願贈大相國〇藤原鎌足墓所等也、

社地

〔日本紀略淳和〕天長六年四月乙丑、山城國愛宕郡丘一處、給右衞門督紀朝臣百繼等、爲祭祀神地、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年正月庚午、山城國葛野郡上林鄕地方一町、賜伴宿禰等、爲祭氏神處、

別立氏神

〔大鏡七太政大臣道長〕かまたりのおとゞむまれ給へるは、常陸の國なれば、かしこのかしまと云ふところに、氏の御神をすましめたてまつり給ひて、その御よよりいまにいたるまで、あたらしき御門后大臣たち給ふをりは、みてぐらづかひかならずたつ、みかどならにおはしましゝ時は、かしことはしとて、大和國みかさ山にふり奉りて、春日明神となづけたてまつりて、いまに藤氏御氏神にて、おほやけをとこ女つかひたてさせ給ひ、后宮その氏の大臣公卿みな此明神につかうまつり給て、二月十一月上申日御まつりにてなん、さま〴〵のつかひたちのゝしる、みかどこの京にうつらしめ給ひては、又ちかくふり奉りて、大原野と申、きさらぎのはつうの日、霜月初子日とさだめて、としに二度のまつりあり、又おなじくおほやけのつかひたつ、藤氏殿原みなこの御神にみてぐら十列たてまつり給ふ、なほもちかくとて、またふりたてまつりて、吉田と申ておは

しますめり、この吉田の明神は、山かげの中納言のふりたて奉り給へるぞかし、御まつりの日、四月後の子日、十一月下申日とをさだめて、我御ざうにみかど后宮たち給ふものならば、おほやけまつりになさんとちかひ奉りておはしまししければ、一條院の御時より、おほやけまつりにはなりたるなり、

〔年中行事歌合〕十番

左勝　大原野祭　二月上卯日

　　經賢僧都

きさらぎやけふ神まつる小鹽山はやかげそへよ花のえらゆふ

左大原野祭、二月十一月兩度別の子細なく侍也、此社は后宮のまゐらせ給はんために、春日の本社は遠き故に、うつし奉らるゝ也、

〔神宮雜例集〕改宮地事

一中臣氏祖神

正一位勳一等　鹿嶋神宮（坐常陸國鹿嶋郡）

正一位勳一等　香取神宮（坐下總國香取郡）

正一位勳三等　平岡大神（坐河内國河内郡）

相殿姫神

此神者、件三所明神神殿内相住給、別無宮殿、

元明天皇和銅二年己酉、都在奈良京之時、近奉崇居春日神社也、爾時遷都之由、被祈申大神宮、勅使祭主神祇伯中臣朝臣東人參神宮也、

聖武天皇天平十二年庚辰四月五日、春日御社奉遷壽久山御社、是右大臣大中臣清万呂卿致仕、籠居攝津國嶋下郡壽久鄉之間、住家近所奉崇也、

孝謙天皇天平勝寶八年丙申三月十一日、春日御社、奉祭鎮於伊勢國度會郡嶋崎也、是宮司從五位下津嶋朝臣〇大中臣同祖子松所申請也、

桓武天皇延暦十六年丁丑八月三日官符移立離宮院於度會郡湯田鄉之時、件社自津嶋崎奉遷鎮彼院西方也、于時祭主參議正四位下行神祇伯大中臣朝臣諸魚宮司正六位上中臣朝臣眞魚等也、

〔江戸舊事考〕三又富永町氏神勸請ノ願書

乍恐書付ヲ以奉願上候

一三俣富永町庄八店善兵衛、深川三左衛門屋敷佐右衛門店五郎左衛門奉申上候乍恐三俣新地之儀ハ、一ヶ年之内貳三ヶ月程繁昌仕、相應之渡世茂御座候得共、春秋多者殊外淋敷、地代等茂上納仕兼、難儀至極仕候、然ル所當新地住居之者、銘々旦那寺者御座候得共、當所出生之子供、氏神無御座候故、所之者共打寄、内々相談罷有候計ニ而、取〆御願申上候者茂無御座候、然ル所、深川伯隆屋敷瑞運寺鎮守秋葉權現、三俣新地ニ而御供米講中多御座候而、其上火伏御神ニ而御座候ニ付、右秋葉權現三俣富永町へ勸請仕、當所出生之子供氏神ニ仕度奉存候、依之瑞運寺住僧江申聞候所、私共願之通御上相濟候者、其旨許容之趣、則寺社御奉行所樣へ御願可申上旨被申聞候、當時右秋葉權現地面之儀者、願人五郎左衛門地面千坪餘御座候、内百五十坪瑞運寺借地仕罷有候、然ル所右千坪餘之所、此度乍恐御上へ奉差上度奉存候、依之三俣におゐて、地面三千坪秋葉權現へ被爲仰付、殘り貳千五百坪家作地ニ仕度、右之内へ料理茶屋十五軒被爲仰付被下置候者、總御地面共ニ繁昌可仕奉存候、依之三俣新地中より壹ヶ年に金千兩宛、中ヵ年三ヶ年之間上納仕、四ヶ年目より七ヶ年之間金千五百兩宛上納仕度、左候得者年中秋葉參詣旁繁昌仕、自御上納無遲滯、追々御益ニ相成候樣乍恐奉存候、何卒御慈悲

を以願之通被爲仰付被下置候者、三俣新地住居之者共迄、莫太之御救と難有仕合奉存候以上、

三俣富永町庄八店　願人　善兵衛

深川三左衛門屋敷　願人　五郎左衛門

佐右衛門店瑞運寺主

天明貳寅年十一月

祭田

〔三代實錄三十陽成八〕元慶四年八月廿九日庚戌、河内國飛鳥戸神社賜田一町、以充春秋祭禮之費、緣氏人主稅助外從五位下百濟宿禰有雄、主殿權允正六位上御春朝臣有世等之請也、

〔氏神などの記〕此御社○荒木田氏社の料田、いにしへは尙德神主の家にありける事、此神主の家に寛正の比、尙重神主その事をさり、それより天正の比まで、料田收納の日記のこりてありつることなどあるをおもひ出て、何くれととひあはす、けふ此鄕の長中嶋の何がしめして物かづけつゝねに此御社の事申さたするものなり、

神階

〔續日本紀三十光仁四〕寶龜八年七月乙丑、內大臣從二位藤原朝臣良繼病、叙其氏神鹿嶋社正三位、香取神正四位上、

〔續日本紀考證〕神宮雜例集云、中臣氏祖神正一位勳一等鹿嶋神宮、正一位勳一等香取神宮云云、案大鏡簾中抄、伊呂波字類抄皆云鎌足公常陸國人、中臣氏鹿嶋香取神爲氏神蓋以此、

社格

〔續日本後紀五仁明〕承和三年五月庚子、授无位小野神從五位下、依遣唐副使小野朝臣篁申也、

〔類聚國史十神祇〕天長元年八月丁酉、依從三位右衛門督兼播磨權守紀朝臣百繼、從四位上行越前加賀守紀朝臣末成等奏、紀氏神□□□幣帛例、

〔續日本後紀十七仁明〕承和十四年七月丁卯、修造○中略○肥後國阿蘇郡國造神爲官社焉、

神異

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年二月廿六日丙申、以河內國志紀郡林氏神預官社、

〔三代實錄三十陽成六〕元慶三年十一月六日辛酉、停梅宮祭、梅宮祠者、仁明天皇母、文德天皇祖母、太后橘氏之祖神也、歷承和仁壽二代、以爲官祠、今永停廢焉、

〔三代實錄四十光孝五〕元慶八年四月七日丁酉、是日始祭梅宮神、是橘氏神、頃年之間、停春秋祀、今有勅、更始而祭、

〔年中行事秘抄四月〕上酉日當宗氏祭事午日使立

寬平御記云、仁和五年四月十四日乙亥、朕外祖父當宗氏神在河內國、自今年可祭始之狀仰畢、又世紀云、寬平五年四月七日戊辰、是日始奉遣河內國志紀郡當宗氏神祭幣帛使、國司一人專當其事、使食薑等並用國正稅、永爲恒例、當宗社天皇外祖母之氏神也、○又見延喜式神名帳頭註、諸神記、諸社根元記、

〔本朝月令四月〕上巳山科祭事

太政官符、神祇官、應附官帳、坐山城國宇治郡山科神二座事、右得宮道氏人內藏少允宮道良連等去年八月七日解偁、件氏神、依去寬平十年三月七日奉勅之宣旨、初享公家春秋之祭祀、雖然未附官帳、歲月稍久、望請特被天裁、准於本神、被附官帳、預四度幣帛、然則值聖主之昌運、永流神冥之威德、以成感歎、鎭守國家者、中納言兼右近衞大將從三位行春宮大夫藤原朝臣忠平宣、奉勅依請者、官宜承知、依宣行之、延喜十一年正月六日

〔諸社根元記下〕一山科社

新國史云、延喜十一、正、六、宣旨、山科神二前、右依宮道氏人內藏少允宮道良連等去年八月七日解、初附官帳四度幣、偁件氏神依去寬平十年三月七日奉勅之宣旨、初預享公家春秋祭禮、又預四度幣、○又見諸神記

〔春日權現驗記四〕三條內大臣○藤原公教重病をうけられたりけるに、松林院の敎緣僧正公圓法橋を

春日社へまゐらせていのり申されける、おの〳〵御社にこもりて日來へにけり、曉京へのぼらんとしけるに、若宮の御殿にて巫女一人舞けるが、庭にゐで、おほくの人のなかにこの兩人につげていはく、かの祈申事はたすくべけれども、身氏人として大位にのぼりながら、あへて我をあがめず、尤遺恨也、ゑかゐればこのたび命をめしをはりぬといふ兩人あやしみながら、その曉上洛するに、京の使者道にあひて、すでに事きれ給ぬと申けり、

〔十訓抄十二〕行成〇藤原は道風が跡を繼てめでたき能書なりけり、〇略〇中彼卿の孫に帥中納言伊房〇行經子とておはしけるも、いみじき手書なりけり、春日大明神の示現によりて、すゞろに御經藏と云額を一枚かきて置給ひたりけれども、只今打過ぎ經藏もなければ、あるやうあらんとて置たりけるほどに、帥もうせ給ひて後、遙に年へて後に、思の外に公家より此社に一切經を安置しまゐらせられける時、誰か額をば書べきと沙汰有けるに、此帥の子孫の中より、かゝる事有て彼帥かきおける額有とて、えり出されたるをうたれたるに、神慮に叶給まで有ける事、やんごとなく覺ゆ、

〔古今著聞集一神祇〕仁安三年四月廿一日、吉田祭にて侍りけるに、伊與守信隆朝臣氏人〇藤原ながら、神事もせで仁王講をおこなひけるに、御あかしの火障子にもえ付て、その夜やけにけり、大炊御門室町なり、そのとなりは民部卿光忠卿の家也、神事にて侍りければ、火うつらざりけり、おそるべき事にや、

〔平治物語三〕頼朝遠流事附盛安夢合事

サテモ頼朝〇源氏ハ伊豆國へ流サレケレバ〇中略御下向候ハバ御心安ク候ヒナン、池殿〇平清盛母池禪尼ヲ能思食、平家ノ人々モ可然トコソ被存候ハメト申進メケルニ、纐纈源五盛安計ゾ耳ニサヽヤキ申ケルハ、如何ニ申候トモ御髪惜マセ御坐セ、君ノ助ラセ給フ事只事ニ非ズ、八幡大菩薩ノ御計ヒト覺候ト申セバ、打ウナヅキ給ヒケリ、御出家アレト云ニモ、ナヽリ給ヒソト云ニモ、其ニ音モシ給ハス心ノ中コソ懼シケレ、永暦元年三月廿日、〇中略曉池殿ヲ出テ東路遙ニ被〔下ケリ、郎等少々有シモ皆被留テ、僅ニ三四人コソ具シタリシカ、盛安モ大津迄トテ、馬鞍尋常ニシテ供シタリケルニ、佐殿ハ餘所人ノ被〔流ハ大ナル歎ナルガ、頼朝ガ流罪ハ希代ノ悦ナリトゾ宣ケル、〇中略夜更人閑テ盛安申ケルハ、都ニテ御出家不〔可然由申候ヒシハ、不思儀ノ夢想ヲ蒙リタリシ故也、君御淨衣ニテ八幡へ御參候テ大床ニ坐ス、盛安御供ニテ數多ノ甍ノ上ニ伺候シタリシニ、十二三計ナル童子ノ弓箭ヲ抱テ大床ニ立セ給、義朝ガ弓胡簶召テ參テ候ト被〔申シカバ、御寶殿ノ內ヨリケダカキ御聲ニテ、深ク納置ケ、終ニハ頼朝ニ給ハンズルゾ、是頼朝ニクハセヨト被〔仰レバ、天童物ヲ持テ御前ニ差置セ給、何哉覽ト見奉レバ打鮑ト云物也、君恐テ無左右參ラザリシヲ、其タベヨト被〔仰、數ヘテ御覽ゼシカバ、六十六本アリ、彼鮑ヲ兩方ノ御手ニテ押ニギリテ、太キ所ヲ三口進テ、小キ所ヲ盛安ニ投給シヲ取テ懷中スルト存候シハ、故殿〇頼朝父義朝コソ一旦朝敵ト成セ給ヘ共、御弓胡簶八幡ノ御寶殿ニ被〔納置、終ニハ君ニ給ハンズル也、又打鮑六十六本參シハ、六十六箇國ヲ打被〔召候ハンズルト合セ申テ候ツト申セバ〇下略

〔源平盛衰記二十一〕兵衛佐殿隱〔臥木附梶原助二佐殿事

大場〇景親モサスガニ不〔入ケルガ、猶モ心ニカヽリテ、弓ヲ差入テ打振ツヽ、カラリ〳〵ト二三度サグリ廻ケレバ、佐殿〇頼朝ノ鎧ノ袖ニゾ當リケル、深ク八幡大菩薩ヲ祈念シ給ケル驗ニヤ、臥木ノ中ヨリ山鳩二羽飛出テ、バタ〳〵ト羽打シテ出タリケルニコソ、佐殿內ニオハセンニハ鳩有ルマジトハ思ケレ共、イカニモ不審也ケレバ、斧鉞ヲ取寄テ切テ見ント云ケルニ、サシモ晴タル大空俄ニ黑雲引覆ヒ雷オビタヽシク鳴廻テ、大雨頻ニ降ケレバ、雨ヤミテ後破テ見ベシトテ、杉

山ヲ引返ケル、

〔源平盛衰記十七〕源中納言侍夢事

平家ハ都遷トテ福原ヘ下給タレドモ、皇化ノ善政ヲ打トヾメ奉リ、神明ノ擁護ニモ背ケルニヤ、月日ハ過行ドモ、世間ハ彌シヅマラズ、胸ニ手ヲ置タル様ニ心サワギシテゾアリケル、一門ノ人人ハ二位殿ヲ始奉、サトシモ打續、夢見モ様々悪カリケリ、依之神社佛寺ニ祈頻也、源中納言雅頼卿ノ侍ノ夢ニ見ケル事ハ、イヅコトハ慥ニ其所ヲバ知ラズ、大内ノ神祇官カト覺シキ所ニ、衣冠タヾシキ人ノユヽシク氣高キガアマタ並居タリケル、座上ノ人ノ赤衣ノ官人ヲ召テ仰ケルハ、下野守源義朝ニ被預置御劔、イサヽカ朝家ニ背ク心アリシカバ、召返シテ清盛法師ニ被預給タレ共、朝政ヲ忽緒シ、天命ヲ惱亂ス、滅亡ノ期既至レリ、子孫相續事難シ、彼御劔ヲ召返ナリ、汝行テ劔ヲ取テ、故義朝ガ子息前右兵衛權佐頼朝ニ預置ベシト有ケレバ、官人仰ニ隨テ赤衣ニ矢負テ、滋藤弓脇ニ挟ミ、御前ヲ罷立ケルガ、無程錦ノ袋ニ裹タル大刀ヲ持テ參テ座上ヘ進上スル處ニ、中座ノ程ニ有ケル上﨟ノ、頼朝一期ノ後ハ吾子孫ニタビ候ヘト被申ケルニ、紅ノ袴著タル女房ノ世ニモ嚴クオハシケルガ、縁ノ際三尺バカリ虚空ニ立テ被申ケルハ、清盛入道深ク吾ヲ憑テ、毎日不退ノ大般若經ヲ轉讀シ侍ニ、御劔暫入道ニ預置セ給ヘト申、座上ノ次二番目ニ居給タル上﨟ユヽシクシカリ音ニテ、入道イカニ汝ヲ憑トテモ、朝威ヲ背ニ依テ、議定既ニ畢、謀臣ノ方人所望希惟也、ソ頸突ト仰ケレバ、赤衣ノ官人ツト寄テ、彼女房ヲ情モナク門外ニ突出ス、アナオソロシト思ナガラ、夢ノ中ニソバナル人ニ問テ云、座上ノ人ハ誰人ゾ、アレコソ天津國ノ御主伊勢天照大神ヨ、サテ吾子孫ニタベト仰ラルヽハ誰ゾ、天津兒屋根尊春日大明神ヨ、第二番目ノソ頸突ト仰ラレツルハ誰ゾ、鬼門ノ峯ノ守護神日吉山王ヨ、赤衣官人ハ、誰ゾ西坂本ノ赤山大明神ヨ、紅袴ノ女房ハ誰ゾ、安藝國ノ嚴嶋ノ明神ヨト答ト見テ覺ヌ、遍身汗水ニ流レテ、サメタレ共猶夢

ノ心地也、恐ロシナドハ云バカリナシ、明旦ニ急主ノ源中納言雅頼ノ許ニ行テ此事ヲ語申ケレバ、中納言、我外ニ又人ニヤ語タルト問給ヘバ、汗水ニ成テ驚テ侍ツレバ、妻ニテ候女ガ、何事ゾ、物ニオソハレタルカト申ツル間、其計ニハ語テ候、中納言サルニテハ此事一定披露スベシ、サラバ汝事ニ合ナン、妻子相具シテ且ク忍ベト宣ケレバ、資財取納テ深隱忍ニケリ、隱スヽトセシカ共バット世間ニ披露アリ、入道此事聞、大方入道ガ事トイヘバ、上モ下モ目ニ立、口ヲ調ヘテ、加様ノ事云沙汰スル條コソ希怪ナレトテ、藏人左小辨行隆ニ仰テ、其男掃進ヲ、雅頼卿ニ相尋ヨト嘆給ヘリ、行隆行向テ件ノ男ヲ相尋ヌルニ、逐電シテ人ナシ、家内追捕シテ主ノ雅頼ニ相尋ケレバ、其事努々承及ズ、彼夢見テ侍ラン奴ニ付テ御尋有ベキトゾ被申ケル、朝敵誅罰ノ大將軍ニハ節刀ト云御劔ヲ給習也、太政入道日比ハ四夷ヲ退ケシ大將軍ナリシカ共、今ハ勅宣ヲ背ニ依テ、神明節刀ヲ被召返ケリ、高野ノ宰相入道成頼、此夢ノ事聞給テ、座上ノ人ヲ天照大神ト申ケルハ左モ有ケレ、紅袴著タル女房ヲ嚴嶋大明神ト申モ左モ有ベシ、彼明神ハ沙竭羅龍王ノ娘ヲ勸請シテ崇奉ル、春日大明神トテ我子孫ニ預給ヘト被仰ケルハ不審也、ソモ又末ノ代ニ源平共ニ絶果テ、一ノ人ノ御中ニ將軍ノ宣旨ヲ蒙テ天下ヲ治給ベキニモヤ有ラント宣ヒケルガゲニモ源氏三代將軍ノ後、知足院ノ入道殿〇藤原忠實ノ御子ニ、太政大臣忠通公三代ノ孫道家公ヲバ光明峯寺殿ト申、其末ノ御子ニ寅ノ歳寅ノ日丁ノ時ニ生給ヒタリケレバ、三寅御前〇頼經ト申、歳九ニテ關東ヘ下テ世ヲ治メ給ケリ、入道將軍トハ是事也、雅頼卿ノ侍ノ夢モ、成頼入道ノ物語モ違ハザリケリ、成頼ハ花洛ヲ捨テ深山ニ籠シ後ハ偏ニ往生極樂ノ營ノ外ハ世ノ事ニ汚ベキニハ無レドモ、元ヨリ心潔人ニテ善政ヲ聞テハ悦、惡事ヲ聞テハ歎給ケレバ、世ノ成行ンズル有樣ヲ兼テ宣ヒケルニコソ〇又見二平家物語一

〔源平盛衰記四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事

氏人

肥後國住人菊池次郎高直、原田大夫種直等ハ、平家ニ相從タリケレバ、三百餘艘先陣ニ漕向ヘ、弓ノ上手大矢共ヲソロヘテ散々ニ射ケレバ、源氏ノ兵多ク討レテ舟共指退ク、平家ハ勝ヌトテ、阿波國住人新居紀三郎行俊、唐皷ノ上ニノボリテ責皷ヲ打テ匐ケリ、判官〇源義經ハ軍負色ニ見エケレバ、鹽瀨ノ水ニ口ヲ漱、目ヲ塞テ合掌、八幡大菩薩ヲ祈念シ奉ル、加神明擁護給、白鳩二羽飛來テ判官ノ旗ノ上ニゾ居タリケル、源平共ニアレ〳〵ト云程ニ、東方ヨリ一村ノ黑雲タナビキ來テ、軍場ノ上ニカヽル、雲ノ中ヨリ白旗一流オリ下テ、判官ノ旗頭ニヒラメキテ雲ト共ニ去ヌ、源氏ハ合掌拜之、平家ハ身ノ毛竪テ心細覺シケル、

〔運歩色葉集字〕氏人（ウヂ）

〔神道名目類聚抄五神官〕氏人（ウヂウト）　職ニアヅカラザル神官ナリ

〔驢驢嘶餘〕加茂下上神職事

神司トハ神主祝等ヲ云、其次ハ座ノ上ミ、是ハ神司ノ弟、或ハ庶流ノ人也、神司ガ闕レバ神司ニ加ル事モアリ、又成下テ氏人ニナル事モアル也、其次氏人ナリ、是ハ侍也、サレドモ鞠或歌ノ御會ナドニ、才智ニヨリテ被召出事モアリ、長明ナド其類也、

〔鹽尻十〕諸社神祭其氏人司ル　諸社の神人は、其祭る所の神の子孫祀を奉じ侍る事正史の記文なり、其氏人絶ぬる事あれば定ありて命せらる、後世はかゝる禮典亂れて、勢にまかせて神職をも勤ける、猶戰國に及びて、逋逃の武人等神社によりて隱れ、後に自ら其神人となれる多し、熊野本宮は二階堂司とり、尾州津島は氷室氏神主となる、此類國々に多し、古へよりの神職にあらず、

〔今書下〕古擧先祀者、各合其氏姓之親而享焉、故謂之氏神、而其中有宗子、宗子者其宗所同長、故謂之氏長、且國社亦必多用其神子孫爲祭主、假如大和三輪社、卽以大神氏、河內經津主之祠、卽以矢作氏、據姓氏錄二氏各其所祀之後也、武藏有出雲社焉、蓋亦同其國造之先所由出、其餘率是類也、

〔走湯山緣起五〕第十三帝、志賀高穴御宇〇成務被定諸國之堺、至當國以此二人〇日精、月精、所治定之畢、此二人爲夫婦、以月之上旬入八穴之道、箒除之、以下旬箒攦當山、國人以之號神冥、崇重之、此權現氏人之元初也、

〔伊都伎嶋大明神緣起抄〕鞍職子孫絶無氏人、以他姓人補任此職之時、尙可受鞍職姓也、

〔八幡愚童訓上〕天平勝寶七年御託宣ニ、若吾氏人中一人モ有愁歎、去社住虛空、天下發種々災アルニ、當時氏人懷道理ナガラ溺悲涙、神事衰廢シテ崇敬無誠、可留神明跡ニヤ、天變地夭、風水旱飈、疫癘兵革、橫死頓病打連、國土不穩、人民絶事ナシト雖、政ヲシテ蝗虫カリシ量忌、史記天ハ不勝德タメシ稀也、

〔權別當宗淸法印立願文〕敬白

立願事〇中略

一　別當已下可支配莊園事〇中略

右當所八幡宮者、拜本地者、則一子平等慈悲之敎王、仰垂跡者、亦百王鎭護靈驗之尊神、濟度之悲願、誠雖遍三界、內外之利益、殊被于吾朝者歟、〇中略但宮寺領非氏人者、輙莫讓佗人、縱雖暫讓與、一期之後可返付本主氏人之餘裔矣、

〔類聚三代格一〕太政官符

應任諸國神宮司神主事

右大納言從三位神王宣、奉勅掃社敬神、銷禍致福、今聞神宮司等一任終身、侮黷不敬、祟咎屢臻、宜自今以後簡擇彼氏之中潔淸廉貞堪神主者補任、限以六年相替、

延曆十七年正月廿四日

〔三代實錄三十九陽成〕元慶五年三月廿六日甲戌、是日制令五畿七道諸國諸神社祝部氏人本系帳、三年

一進、

〔類聚三代格 一〕太政官符

應三年一進諸神祝部氏人帳〇上文三代實錄作本系帳事

右得伊豫國解偁、撿案內、太政官去貞觀十年九月十四日下當道諸國符偁、貞觀八年四月十一日符偁、去年五月廿五日符偁、右大臣宣、諸社祝部停補白丁、擇八位以上及六十以上人堪祭事者、令補之、自今以後立爲恒例、但先是置者、令終其身者、今諸國所行專忘本符、偏偁氏人幷神戶、悉擬補課丁、論之政途、事乖公平、大納言正三位藤原朝臣氏宗宣、雖是氏人幷神戶百姓、而先盡八位已上及六十已上堪事者、若無其人、乃擬年少、但至稱氏人無跛實、仍須神主禰宜祝部等氏、每社令勘申細由、國司覆撿、造帳申送、永備計會者、國隨符旨、六位以上社祝部氏人帳、每年勘造附朝集使進官、今件帳期限無程、煩頻勘造、尋其勘據、於公無益、望請官裁、准郡司譜圖、一紀一進以備勘會、謹請官裁者、從二位行大納言兼左近衞大將源朝臣多宣、奉勅宜三年一進、諸國准此、

元慶五年三月廿六日

〔日本紀略 三村上〕天曆元年九月五日丙辰、今日勸學院〇藤原氏學館椎木無故折、令占云、氏公卿可愼云云、

〔類聚符宣抄 一〕太政官符神祇官 外印

應補坐土佐國安藝郡從四位下乃〇乃字原無、據一本補、業神社祝從八位下布師首勝士丸事

右得彼官去七月廿一日解偁、彼社氏人社頭刀禰等解狀偁、件神坐郡內靈驗別嚴、人民祈禱無不到感、爰件勝士丸年來之間、爲擬祝之上、天性貞廉、齒及六十帶八位、既叶格旨、望請本官裁被言上於官、以件勝士丸被補正員祝、彌令到如在之禮者、加覆審所申有實、望請官裁、被補正任祝、將令勤仕職掌者、正三位行中納言兼左衞門督藤原朝臣師氏宣、依請者、官宜承知依宣行之、符到奉行、

左少辨　右大史

康保四年五月七日

〔拾遺和歌集 十一戀〕大原野祭の日、さか木にさして女のもとにつかはすとて、

一條攝政〇藤原伊尹

おほはらの神もしるらん我こひはけふ氏人のこゝろやらなむ

〔左經記〕寬仁元年十一月三日丁酉、爲行祭事參梅宮、先著外幄座、催行雜事等、又諸司兼儲饌、盃酌一兩巡之間、修理大夫被著、仍起座率外記史、上卿相共著祭場座、裝束雜事皆如常、但氏人等遲參、又供奉諸司內侍同不參、仍以大膳少進從五位下上野朝臣廣遠爲神主、幷大藏宮內等置代、先例以氏人爲神主、而遲參、仍有定以廣遠爲神主、又兩省置代、先例用諸司六位官人、而今日可然、諸司官人不參、仍以廣遠爲輔代、令賜鬘木綿幷飯等、件事頗不快不可爲例、祭事漸畢之間、諸陵頭橘內位參入、奉仕和舞、事畢上下分散、

〔江家次第 五二月〕大原野祭

先著行事座、居膳所司幷后宮、居膳、此日饗祿、藤原氏后儲之、氏后不在之時氏長者儲之、〇中略

著著到殿、

次氏人院別當等同著座〇中略

著到事

院別當申云、氏人著到奉仕禮留正六位某司藤原朝臣某、辨結取天云、六位乃上ノシナ某司政ヒト藤原朝臣某申歟、別當稱唯、辨申上卿云、著到奉仕氏人某司政ヒト藤原某、上卿諾、辨稱唯、

〔江家次第 五二月〕上申日春日祭事

當日上卿先著宿院饗所、上卿東面、辨南面、五位已上氏人南北相分、六位西面、上卿從南、辨幷諸大夫從北著之、諸司使中有氏人者同著、

催諸司使內侍等、有官別當奉辨仰、以雜色令催之、內侍近衞府使遣國氏人催之、有杯饌、三獻或一獻、使使來集列見辻、上卿率辨氏人等參向、各著祓戶座、六位別當催氏人使使等、上卿座一行辨座一行使使座、一行、其後參會氏人座、次外記史、幷有官別當座、使次座、

○中祓畢異姓使使者不レ著氏人者不レ著氏六位以上任レ次著到筆硯辨官殿之上卿西面五位氏人等南面東上有官別當六位氏人著二南座一無官別當氏人著二其後座一並北面東上

〔延喜式十太政官〕凡平野祭者桓武天皇之後王改レ姓爲レ臣者亦同及大江和等氏人並預二見參一

〔江家次第六四月〕平野祭

上卿參入辨出二立屋前一相揖率著二神殿座一字合屋七間上卿入自二巽角一著座辨以下五位以上入自二坤角一著座以上北面東上以上若爲二氏人一者先奉幣後著以上北座件屋亦有二神祇治部雅樂等官人一歟女以上座外記史幷有官氏人一列無官氏人一列外記官史生官掌喚使一列以上南屋北面東上

〔春日權現驗記三〕知足院殿○藤原忠實長者にておはしける時永久二年十月のころ常陸國司鹿嶋の宮を造營して御社のありさまを記錄して國司かよひける殿中の女房のもとへつかはしたりければ殿下御覽じて御扇をかの女房に給はせけり○中國司これをみて一首をそへて鹿嶋の宮にたてまつりけり

千とせまでかげてぞまもる氏人のかみへといます君のたまづさ

これをみな寶殿にをさめけり

顯仲

〔永久四年百首雜〕社

杉村に志め引かけてうゑ人のひかるばかりにみがく玉がき

〔中右記〕長承二年八月二日甲申祈年穀奉幣也○略中以二召使一諸社使次第一々召レ之給二宣命一○略中梅宮氏人額兼○中略給畢四年八月廿四日一日下給諸道勘文入通返上之○略中神社之司以二異姓他人一補事可レ被レ停レ止猶尋氏人可レ補歟

〔春日權現驗記十六〕建久七年九月廿七日の夜同朋等を引率して當社に參詣す正預等をりふし從候せざりければ當番の氏人におほせて御山の御榊の枝五六尺ばかりきらせてやがて氏人

にかの御榊の枝をもたせて一御殿の寶前にて祝を申させてのち上人○解脱御榊をうけとりて南門の櫻の外の西腋に置たてまつりて○略下

〔續後撰和歌集九神祇〕神樂をよませ給うける

榊とるやそうぢ人の袖の上に神代をかけて殘る月影

土御門院御製

〔吾妻鏡十九承元五年○建曆元年十月十三日辛卯鴨社氏人○人字據一本一補菊大夫長明入道法名蓮胤依二雅經朝臣之擧一此間下向奉レ謁二將軍家一○源實朝及二度々一云云

〔十訓抄十〕近比鴨社の氏人に菊大夫長明と云者有けり和歌管絃の道人に知れたりけり社司を望けるが不レ叶ければ代を恨みて出家して後同しく先立て世を背ける人のもとへ云やりける

いづくより人は入けんなくず原秋風吹し道よりぞこし深き恨の心のやみはゐばしの迷也

けれど此思をしもゐるべにて實の道に入と云こそ生死涅槃と同く煩惱菩薩體一也けることわり違はざりけりと覺ゆれ

〔古今著聞集一神祇〕大夫の史淳方わかゝりける時常に賀茂へ參りけりある夜下のやしろに通夜ゐたりけるに人來て淳方に告けるは汝かならず大夫史にいたるべきものなり其時偏頗あるべからず氏人祐繼といふものあり其を師とすべしとてうせにけり夢さめてふしぎの思ひをなして祐繼といふ氏人やあると尋ければ禰宜祐賴が次男にいまだ年わかきもの有と聞て尋わひて祈りすべき由ちぎりて其後祐繼も禰宜に至り淳方も前途とげてけり官務九年が間清廉の聞えありしひとへに神の御はからひなりと覺てやんごとなし

〔詔刀師沙汰文〕內宮祠官等謹言上

欲早停止二宮相兼非儀被相分詔刀師於二宮一蒙平均神恩爲外宮祠官等以諸國參詣輩等所捧御幣物抑留當宮分條神慮有恐子細事

右稱二三姓氏人一者、大中臣荒木田度會是也、仍中氏者掌二天神地祇一祠職爲二三氏之上臈兼二宮之拜趍一者也、爰正權禰宜、內宮者荒木田、外宮者度會氏、各居二一宮一奉仕之職、全無二兩宮兼行之法一、然間王侯卿相被レ奉二獻幣帛一之時、二宮御祈禱師令二奉幣一者例也、關東將軍家、相州刺史以下大名、又以同前也、而以二諸國參詣貴賤幣物一、外宮祠官職掌人等一向抑留、而令二拜領一之條神慮有レ恐、且離當氏之人難二啓白一之故也、因レ茲彼宮氏人等者、錢帛宛二藏酒菓堆一、案貧富雲泥、自レ今以後者、分二幣帛於內外宮一可レ遂二神拜之由一被レ下二御下知一者、瑞籬風前彌儼二禮奠一、齋屋露底益均二慈惠一、凡處々權扉社官等、各憑二諸檀之力一、令レ繼二累葉之業一、何限二于當宮一不レ申二達理途一哉、然早停二止二宮相兼非儀一、分二詔刀師於內外宮一爲レ蒙二平均神慮一言上如レ件、

元弘二年三月日

〔醍醐雜抄〕一離宮兩社事

下社者、仲哀天皇御子忍熊皇子（應神天皇御舍兄）離二大津之宮一、宇治河之汀留レ跡御坐、依二神託一延喜聖代仰二山城國司一、神殿已下被レ致二造營一、是下社廢離宮申、自二延喜年中一至二長祿年中一五百餘年、○略中下社祭禮使節勤仕氏人事、

四姓氏人者、宇治氏、酒波氏、佐伯氏、藤原氏、

〔歌林四季物語卷一〕廿五日○正月の北野のたいさくけんさくのことはじめは、菅原の氏人、第一のかんだちめのなし給ふ事なるべし、

〔諸神記上〕一賀茂大明神

天武天皇六年二月丙子、令二山背國營一賀茂神宮一云云、

鴨氏人爲二秦氏之聟一也、秦氏爲二受聟一、以二鴨祭一讓二與事一、

〔峰相記〕酒見大明神者、養老六年、壬戌住吉大明神幷五所王子當國○播磨ニ入坐ス、○略中住吉ハ本地高貴德王菩薩、酒見ハ十一面觀音ト云々、每年四月初丑日、飾二磨津一御祓トテ御出ノ後ニハ、田原川へ御出、鈴森是也、當時ハ社頭ノ南常灯へ御出テ、氏人神人供僧等供奉ス、

〔和漢三才圖會七十大和三〕石上布留社　在二布留鄉一

七月七日修二護摩一、自二寶藏一笈負出、而衆僧有二行法一、謂二之笈渡一、永久寺、龍禮寺僧及氏人等百人執二行之一、

〔古今神學類聚抄二神道〕神道僻見辨

道ハ則元祖神ノ道ヲ其儘ニテ神道ト云ヒ、國ハ本ヨリ神產ノ御國ニテ神國ト稱ス、是故ニ萬般皆以二神斷一リ來レル風儀ニシテ、○略中至尊ノ外ハ皆諸神ノ枝葉、分レテ各始祖神アリ、故ニ四民諸工ノ濫觴祖神アリ、其產業悉ク玄古ヨリ傳來セルノ神道ニシテ、神職ハ猶祭官祖神ノ苗裔氏人ヲ以規模トシ、社職ニ補任スル故實也、

〔空穗物語梅の花笠〕はゝかた藤氏におはしなす、うちに御願ありて、かすがにかぐらたてまつり給はんとていそがせ給ふ、○略中かくて二月廿日になんまで給ける、○略中民部卿源さねまさ春日のみや、

うぢ人のまとゐるけふはかすがのゝ松にも藤の花ぞさくらし

〔橘窓自語中〕伊勢にて荒木田度會二姓の外をば異姓といひ、八幡にて紀氏の外を他姓といへり、春日社に藤原氏の外の人參れる時は異姓といへり、

〔西宮記臨時六〕諸社遷宮事

凡氏社事、氏人承行云々、

〔新編式目追加〕一郡內寺社事

右件寺社者、多是爲二領家進止一歟、若又地頭氏寺氏社者、私進止歟、所詮任二先例一、今更不レ可レ及二新儀一、

〔相模集〕つねよりも思ふ事ありをり、心にもあらでなげくだりしに、かゝるついでにゆかしき所みんとて、三年といふとしの正月、菅根にまうでゝ、なにごともえ申つくすにまどうお

ぼえしかば、道にやをりてゐり、心の中におもふことをやがてたむけのぬさをちいささうしにつくりて、かきつけし百ながら、みなふるめかしけれども、やがてさしはへてけしきばかりかすむべきならねばなことにさかしう心づきなきことおほかれど、にはかなりしかば、やしろのしたにうづなせてき、精進のほどはときといふ事をぞせし。〇中略

早夏

ふたかたに我うぢがみをいのる哉このてがしはのひらでたゝきて

〔中古歌仙三十六人傳〕相模

又不詳、不知氏神之由、見家集云々。〇又見二拾芥抄一

〔源氏物語二十七行幸〕女はきこえたかく、ながくしはするほどは、かならずしも氏神の御つとめなどは、あらはならぬ程なればこそ、年月はなぎれすぐし給へ、此もしおぼしよることもあらんには、春日の神の御こゝろたがひぬべきも、つひにはかくれてやむなどき物から、あぢきなくわざとがなしき後の名などもうたゝあるべし、

〔醒睡笑八〕しうく

夏の天に數日雨なうて、民家旱損を歎、氏神の社頭に風流をかけ、雨を乞に一滴もふらず、いつもふるが奇特やなど沙汰しあへり、かたくなゝる宿老打うなづき、今度のをぢりがうらは一向氣にゐはなんだ、なにが太鼓をばでのつけ、でれたゝいて、笛をひよりやひよりとふいた物何としてふらふに、

〔玉鉾百首〕世世乃祖乃美加宜忘勿、代代乃祖波、己賀氏神、己賀家之神、

〔玉鉾百首解下〕代々の先祖は、すなはち我家の氏神ぞとなり、おの〳〵ほど〳〵に家の業ありて、世を安くわたるは、みな先祖の御蔭なれば、その家々にとりては神なり、先祖の御蔭は一日も忘るまじきわざぞとなり、朝夕祀り奉りて、孝養をつくすべきなり、

〔胡蝶花隨筆〕辨道書に云、佛法には殺生を堅く禁ずれども、海邊の民は耕作せず、魚を捕て產業とする故に、其邊に住僧侶は朝暮に佛を禮し經を誦し、或は大法を修し、或は大般若經を轉讀なども、して、ひたすら漁家の爲に福を祈り候、漁家の福と云は、魚の多くとれて人に捕るゝにて候、魚多くとらるれば、漁家其利を得て產業豐かになり、其繁昌する故に佛も僧も其餘澤を受候、去かれば海邊に住僧は手づから魚を殺すと同じ科にて候と云々、誠に此一條の辨道は、太宰の道理極成の所なるべし、出家者の祈禱の法を行ずるさへ本業にはあらざるに、況や漁者の殺生を業とする爲に其利を祈るといふは、海邊に住僧侶の大なる誤りなるべし、是等の祈禱こそ其所の氏神の巫祝をして勤さするが相應なれ、出家者のすべき祈禱にはあらず、

神祇部十三

産土神

名稱　七三八
産土社　七四二
以産土神稱氏神　七四六
産土神祭　七四七
産土神詣　七四八
生兒詣産土神　七五〇
生誕日詣産土神　七五一
髮置袴著帶解等時詣産土神　同
首途詣産土神　七五二
出家時詣産土神　七五三
元旦拜産土神　同
朔旦拜産土神　七五四
神異　七五六
産子　同

以産子稱氏子　七六一
雜載　七六七

古事類苑

神祇部十三

産土神

産土神ハ、之ヲウブスナノカミトモ云ヒ、轉リテハウブシナノカミトモ云ヒ、略シテハウブスナト云ヒ、又ウブガミトモ云ヘリ、ウブトハ生ムト同語ニシテ、スナハ或ハ砂ノ義ナリトシ、或ハ住場、若クハ爲根ノ轉語ナリトモ云ヒテ、未ダ一定ノ說アラズト雖モ、要スルニ、ウブスナトハ、各人ノ本居、卽チ各人ノ產出セル土地ヲ云フモノニシテ、產土神ハ其產土ヲ守護スル神ノ稱ナリ、

產土神ノコト、古來史籍ニ載スル所實ニ希ニシテ、之ヲ詳ニスルニ由ナシト雖モ、壒嚢抄ニ引ク所ノ尾張國風土記ニ、葉栗郡若栗鄕宇夫須那ノ社アリ、廬入姬誕生產屋ノ地ナリ、故ニ此號アリト云ヘルハ、蓋其初見ナルベシ、廬入姬ハ景行天皇ノ朝ノ人ナリ、次テ清和天皇ノ朝、讃岐國宇夫志那神ニ、神階ヲ奉リ給ヒシコト三代實錄ニ見エタリ、二書ニ云フ所、共ニ產土神ノ一轉シテ社名トナレルモノニシテ、產土神ノ稱ノ既ニ當時ニ有リシヲ知ルニ足ル、後世ニ及ビテハ產土神ヲ以テ氏神ト稱シ、其地ニ生ルヽモノヲ以テ產子ト云ヒ、又氏子トモ云ヘリ、

氏子ハ古ノ謂ユル氏人ナリ、コハモト氏神卽チ祖神ニ對シテ、其氏ノ子孫ヲ指ス稱ニシテ、原來產子ト同ジカラザレドモ、其ニ其地ノ生民ヲ守護シ給フコトノ相似タルニ由リ、終ニ

名稱

之ヲ混ズルニ至リシナリ、

氏神氏人ノコトハ、別ニ氏神篇アリ、參看スベシ、

【運歩色葉集】産社（ウブスナ）

【節用集】産宮（ウブスナ）宇夫須那

【増補下學集上神祇】産宮（ウブスナ）

【書言字考節用集三神祇】生社（ウブスナ）生ハ、本居並同、本朝俗謂二産地之神一爲二生社一、産宮（ウブスナ）同

【日本書紀通證二十七】本居（ウブスナ）宇夫須那、生土也、

【塵添壒嚢抄十三】本居（ウブスナ）事

ウブスナト云ハ何事ゾ、當時ハ所生ノ所ノ神ヲ云歟、或ハ本居ト書キ、或ハ産生（ウブ）ト書キ、又宇夫須那ノ社アリ、廬入姫誕生産尾（サンナ）ノ地也、故ニ此號アリト云云、廬入姫命ハ景行天皇ノ御宇人也、又ハ強神（アナガチ）ノ心ナケレ共、只所生ノ處ヲウブスナト云也、日本紀ニハ本居ト書テ、ウブスナトヨム也、本有シ所ヲ云義也、又推古天皇ノ御宇、阿曇連阿部臣ガ申タル辭、葛城縣ハ僕ガ本ノ産生（ウブスナ）也ト侍リ、是等ニハ神ノ心不見也、

【日本書紀二十二推古】三十二年十月癸卯朔、大臣（○蘇我馬子）遣二阿曇連（阿部名）阿部臣麻呂二臣一奏二于天皇一曰、葛城縣者、元臣之本居（ウブスナ）也、故因二其縣一爲二姓名一、是以冀之、常得二其縣一、以欲レ爲二臣之封縣一、（○略）下

【續日本紀三十三光仁】寶龜五年八月甲申朔、外國五位已上、身亡二本居一者、自レ今以後、宜下割二當國正税一給中其賻物上、

【續日本後紀三仁明】承和元年六月辛丑、大和國人、外從五位下伴宿禰直足（○直足、一本作二眞足一）等卅五人、改二本居（ウブスナ）一貫附二左京一、

【三代實錄六清和】貞觀四年二月廿三日壬戌、河内國志紀郡人、外從五位下行木工助兼右大臣家令志紀縣主福主、散位大初位上志紀縣主福依等三人、賜姓宿禰、卽改二本居（ウブスナ）一、隷二左京職一、廿八日丁卯、攝津國河邊郡人、正六位上行内膳典膳高橋朝臣藤野等、改二本居一貫二左京職一、

【三代實錄九清和】貞觀六年八月八日壬戌、播磨國飾磨郡人、陰陽寮陰陽師從八位下弓削連是雄父、正六位上弓削連安人等、改二本居一貫附河内國大縣郡、近江國犬上郡人、左近衛府生正七位下春良宿禰諸世、改二本居一貫附山城國愛宕郡、河内國若江郡人、故從五位下春江宿禰安生、式部大錄正六位上春江宿禰敏雄蔭子、正六位上春江宿禰常嗣等、改二本居一貫附左京、河内國丹比郡人、太宰大典正六位上安原宿禰臣雄、左近衛將曹從六位下安原宿禰貞臣等、改二本居一隷二右京職一、十一日乙丑、伊賀國名張郡人、左史生從六位下伊賀朝臣春野、改二本居一貫二山城國葛野郡一、

【平治物語三】頼朝遠流事附盛安夢合事

三月（○永暦元年）廿日ノ曉、池殿（○平清盛繼母池禪尼）ニ三四人コソ具シタリシガ、盛安モ大津迄トテ、馬鞍誂常ニシテ供シタリケルニ、佐殿ハ餘所ヘ流罪ハ希代ノ悦ナリトゾ宣ケル、去レ共内ノ藏人ニテモ有シカバ、雲上ノ交モ難忘、后宮宮司ニテモ侍シカバ、其餘波モ惜カリキ、親ニモアラヌ池ノ禪尼ノ情ヲ懸給ニモ、別奉レバ袂ノカワク隙ゾナキ、越鳥南枝ニ巢ヲカケ、胡馬北風ニイバヘケルモ生土ヲ思故ゾカシ、東平王ト云者ノ旅ノ空ニテ失ケルガ、墓ノ上ナル草モ木モ故郷ノ方ヘゾ靡ケル、生ヲカヘテノ後迄モ、生土ハ忘ヌ習ナルガ、追立ノ檢使青侍季通、粟田口ヨリ次第ニ路次ニ弄物ヲ奪取テ、狼籍殊ニ甚シ、

〔神道名目類聚抄四神祇〕産社（ウブスナ）　産神（ウブカミ）　産社トハ、出生セシ本土ノ神ヲ云、譬ハ帝都ノ二條ヨリ上ノ方ハ、上下ノ御靈社ノ敷地ナリ、此地ニ出生ノ兒ハ、上下ノ御靈社ヲ產社トシ、兒ヲ御靈ノ產子トス、二條ヨリ下ノ方松原ニ至テハ、祇園社ノ敷地ナリ、此地ニテ出生ノ兒ハ祇園社ヲ產社トシ、其兒ヲ祇園ノ產子ト云ナリ、或云、產スナトハ梅宮ノ儀ナリ、婦女安產ヲ彼神社ニ祈、社ノ砂ヲ受來テ產ノ守トス、是故ニ產砂ト云事アリト云リ、是ニ就テ意得アリ、安產ヲ梅宮ニ祈、社ノ砂ヲ守トスル故ニ產砂ト云事左アルベシ、彼社ノ砂ハ是產砂ノ義、安產ノ守トスル故ナリ、產社ヲウブスナト訓ズル事深秘ノ義ナリト云ドモ、迷ヲ覺サンタメニ粗其由ヲ述、社ヲスナト訓ズルハ、砂ハ土ノ義ナリ、是出生ノ本土ノ神ヲ云、諸社ヨリ出ル牛王ノ守札亦此義ナリ、猶秘訣アリ、

〔縣居雜錄補抄〕產やに砂をちらす事

梅宮社記云、抑當社明神者、人皇五十二代嵯峨帝后檀林皇后廟也、當時嵯峨帝、其志常以黎民如子也、故天下皈之、如望市之賣國中服之、似水流下也、雖然帝以無太子誕生而凄々不樂、因茲被祈上下神祇之中、殊被祭木花開耶姫也、一夜三更之比忽有一丫鬟小女、而仌枕上、帝問汝是誰之女子耶、對云妾是大山祇之神兒木花開耶姫也、神代昔一夜有身、遂生四柱口而無恙、汝賴我尤切也、不日可有懷胎、爲妃造產屋以待之、語畢夢覺、厥後檀林已有娠、于時皇后云、吾當產之時、必產室敷清砂、其後產月既滿、而所乞敷清砂也、皇后其上生兒端生矣、帝抱欣喜無有限、依斯今民家欲產者、當社砂敷產婦之下者、蓋是神遺法也云々、

〔縣居雜錄〕本居

推古紀、大臣奏曰、葛城縣者元臣之本居也、是をウブスナト傍訓せり、後世の俗說なるべけれど、猶古語かもゝらねば引り、生產ノ時、其氏神の社の土をとりて、產屋に散ことあり、かの梅宮より奉る砂是なり、それを本にて先祖より生れし地をも、我生れし所をもいへり、

〔縣居雜錄補抄〕うぶすな

後々は神のみうへにのみいふことのやうに成行て、たゞ產土をさしてうぶすなといひし事みあたらず、

○按ズルニ、本書ニ後々ニ產土をさしてうぶすなといひし事みあたらずト云ヘルハイカヾアラン、サルハ下條引ク所ノ玉手繦ニ、世ノ諺ニ人ノ性質ノ生土ニヨリテ異ナルコトヲ產土（ウブスナ）がらなど云ふト見エタルニテモ、後世猶此語ノ存スルヲ知ルベシ、

〔倭訓栞前編四宇〕うぶすな　日本紀に本居をよめり、產土の義成べし、邑里の名にいふも名ある人の出たる所をよべり、その義風土記などに見えたり、俗に本村の社祠をもいへり、神名帳に宇夫須那神社といへるも皆同じ、西土に齋土地などと見えたり、

〔神祇稱號考二〕本居（ウブスナ）　產土神

本居の宇夫は、もと宇牟と同語也、生はウミ、ウマルなど自他に活用すれども、產はうごかざる體の語なり、されば產婦、產屋、產殿、產衣、產湯、產養、產毛など總て出產の時の物にかぶらせいへり、こを鵜羽草葺不合尊の故事をとりて、產屋を鵜羽もて葺けるよりいふといへる說はうけがたし、さてウブスナは產住場（ウブスミ）にて、產出てやがて住場（スミカ）なればいふにや、須美の美を省き邇波の切那なれば、宇夫須那とはいへりと見ゆ、場は處といふにおなじ、大庭などいふ地名あるにても知るべし、漢字に配れば生土すなはち宇夫須那なり、推古紀卅二年の條に、葛城縣者元臣之本居也、故因其縣爲姓名云々、續日本紀卅三に、外國五位已上身亡本居者云々、續日本後紀三に、仲宿禰直足等廿五人改本居貫附左京云々、三代實錄六に攝津國河邊郡人正六位上行內膳典膳高橋朝臣藤野等二人改本居貫左京職云々、これ等に、本居とかきたるもみな生土の心也、本居の所見、歷史をはじめとして古書にいとおほかり、宇夫須那神といふも、我產土の鎭守なればなり、（略）中三代實錄

九に讃岐國梶州天川宇夫志奈神あり、志と須は通音なり、また須美の切志なれば、やがて產住場の心としてもきこゆ、さて後に產土神を誤て氏神ともいへり、氏神氏社は一族崇仰の神社の事なれば、通ざるにはあらねど、古くは其祖先を祭れる神社の稱なり、風雲日件錄第四に、凡世人以神明主于我所生之地者謂之氏神、予生于界南故住吉乃氏神也云々とあるは、下りての世の稱なり、

〔產須那社古傳抄〕されば產須那と稱すは、爲產根といふ事なるを、根と那とは親しき通音にて、產須那とは稱るにて、萬物を生產せしむる根本神と申す義なり、然るを產砂の義なりとて、近世の學者の產土の字を塡きつるは大きなる誤なり、

〔產須那社古傳抄廣義〕產須那といふの義は、既に本文に述るが如く、爲產生といふ言なるを、ミムを約むればムとなるを、通音のブに通はして、宇夫須とは云るにて、其牟須とは、產靈神と申を始め、苔のむす、或はむす子、娘などもいふむすにて、俗に云はゝ苔のむすは苔の出來ることむすこ、むすめは、出かした女といふほどの意なり、さるは生成すといふが言の本なればなり、然るを蒸といふ義ぞとおもふは非なり、かゝれば產須那といふ時は、萬物を出かし坐す根本といふ意とはなる事なり、其は那とは根といふ事なるを、同韻の那とは通はしたるにて、少彦名命と申す神を、少彦根神とも申も同じことにて、其根とは草木の根と云ふも同じく、根より幹も枝も葉も生ずるものなれば、草木に根のあるが如く、氏子地に生ずる萬物の根元といふ義を以て、產須那とは稱し奉れる也、其は母といふ枕詞にたらちねといふも、身體を令具足根本といふ事なるに思ひ合しても悟るべし、此を垂し根といふの義ぞと思ふは いふに足らず、

〔延喜式九神名〕尾張國葉栗郡宇夫須那神社

〔玉手繦五〕宇夫須那といふ語の正しく所見たるは、尾張國風土記に、葉栗郡若栗鄕宇夫須那社、廬入姬誕生地也、故有此號と見え、それを神名式に宇夫須那神社と出されたり、神學類編に、此神社は手力雄命なりと云ふ說あり、廬入姬の誕生より、社號々宇夫須那と稱せるにや、此姬は景行天皇の皇女なりと云へり、此は然る說ながら、若くは御產の安からむ事を祈りて、手力男命の、かたまひし事などを思ひて、此時こと更に祭り給へるにも有べし、但しこは廬入比賣命の產土神にこそ有れ、今云ふ產土神は、誰にぞなれ其生れたる土地の鎭守を申せり、其生れし土地を宇夫須那といへる例は、推古天皇紀三十二年の所に、蘇我馬子が天皇に奏せる語に、葛城縣者、元臣之本居也、故因其縣爲姓名とあり、諸書に生土、產土なども書效ひ、清和天皇紀貞觀六年十月の所に、讃岐國梶州天川宇夫志奈神從五位下といふ事も所見たり、然れぞ此は何神と云こと詳ならず、

〔三代實錄九清和〕貞觀六年十月十五日戊辰加授讃岐國正六位上宇夫志奈神從五位下、

〔歌林四季物語一卷〕當社〇賀茂神社はことにこの御國の一の宮井にておはして、みかぞの御うぶすなの御神なれば、桓武のすべらぎより、ありがたくあさましきまでたうとみ信じおはして、くらづかひ例幣などするゑ〳〵の御つかひ、ずさうさゝらなることにて、百王の御まもり、よそのみやねにおとらめや、

〔諸神記中〕一八所御靈

一至德元年九月二十一日宣旨

從二位御靈神

宜奉授正一位之記

口宣一紙獻上之、早可令下被行之狀如件、

九月廿一日

進上　大炊御門大納言殿

藏人頭左中辨藤原賴房奉

左中辨賴房奉

御位記持參事、被仰家君、〇（狩野本部脱）綸旨云、
御靈神位記可令持參給之由、攝政殿〇（藤原基實）御氣色所候也、仍執達如件、
九月廿一日　　左中辨賴房
謹上　神祇大副殿

抑大內記服暇之後被補也、於位記者追可被進之歟、且先例證文、天慶諸神一階位記、至天曆延引了、先以宣下、被告申社頭、追可被進位記也、刑部大副殿（祖父〇ト紫野今宮極位事、然本居ヲ申御沙汰、今上御靈社者、家君予〇（狩野本部脱）之本居也、追披例被申沙汰了、神慮定有擁護者歟、

〔諸社緣起文書七〕常陸州新治郡賀茂部村賀茂吾賀茂村頭賀茂大明神者、〇（中略）治曆乙巳〇（元年、以年之十二月、公〇（源顯）領此國、茲安隨身之產。神賀茂聚像于當社而封以賀茂部一邑（今割新平、以屬中山矣、考其地紀乃直千斛之量也、公嘗奉幣帛而請約神永爲其氏武化之鎭守、

〔諸神記中〕一粟田口天王事

日吉十禪師

東陽座主忠尋令勸請給也、四百年計已前事也、　武將者公本居　天王者四十年已前、故二品御勸請也、（天文八年七月九日注之）

〔信濃國中條宮辨才天由來記〕信濃國川中嶋海津の南、中條宮辨才天女の靈應勸請の由來を尋奉るに、寬正文明の頃、〇（中略）千曲川の東寺尾の鄕の領主、寺尾前豐後守業升といへり、外には五常をまもつて神道を崇め、內には慈悲を專にして佛法を敬ひ、民を憐み諸從を愛し、武備正しく國家靜謐の良堅あり、智仁勇の名士なり、幕下に坂井、田中、富岡とて、豪強不敵の者共、忠烈私なく、上を敬ひ下をあわれけり〇（中略）同國隣郡の領主志を通じ服心せり、其中に清野の地頭鞍骨山の城主は、年

來寺尾と不平にして動もすれば鬪諍に及ぶ、寺尾の諸從是を惡む、其中に富岡の何某は其心順直にして、佛神を崇敬し民を憐むが故に、深く是を嘆き、當所の產。宮諏訪大明神へ參籠して、怨敵退散、內外和合の祈願丹誠を盡しける、滿ずる夜不思議の靈夢を感ずる事あり、〇（中略）其後數百兵を催し清野を攻る、清野も早速人數を出し、〇（中略）防戰數日に及ぶ所に、一人の女性、敵味方の堺なる多田山の嶺に顯れ出、〇（中略）敵陣悉く破れて諸の城に楯籠る、然して彼神女化童は中條の森の陰に立かくれぬ、按るに此女性童子は、是則宗像神辨才天女十五童子成べし、故に城主を初め富岡田中坂井、其外諸士諸軍に至る迄、辨才天女十五童子の御惠心肝に徹し、信敬し奉る、〇（略）中條に兩社を建立して健御名方の御神上下田心比女の命の御神を勸請し奉り、〇（略）中諏訪上下大明神は當國の一宮、昔より寺尾の鄕の生。子。神にて在ますによつて本社とし、辨才天靈驗社兩宮相殿の神變加持不可思議なる事、奇なる哉妙なるかな、よつて由來の起文如件、

慶長四年辛丑閏月乙丑日書寫畢　　中條宮　富岡駿河

〔紫の一本下〕四ッ谷天王

戒行寺谷のはじめの谷へ下りて、又山へのぼれば天王の社あり、別當をば寶藏院といふ、わづかなる宮地にて緣起もなし、四ッ谷に人の家居初りてよりの產土神とす、

〔神名帳考證一勳位〕今尾張國智多郡大野村牟山神社、爲大野小倉兩村之產神、

〔愛媛面影二越智郡〕藏敷八幡宮

藏敷村にあり、今治一落產土の神なり、八月廿五日を祭日とす、或は云ふ、河野の祖神を祀れりと、

〔奧羽觀蹟聞老志七上〕鹽竈神社

三河國岡崎六所明神者、勸請當社別宮、是東照大神產生神也、

〔南方海嶋志〕新嶋

以産土神稱氏神

正一位三嶋明神　一嶋ノ土神(ツブスナ)也、外ニ十二神ヲ配スル故、十三社明神トモ稱、神主前田長門守、外社人十七人、祝部五人、禰宜十二人、

〔臥雲日件錄〕文安四年八月十三日、早與平仲徒歩、赴地寶寺齋、出門一町、有住吉明神祠廟、誦呪以獻、凡世人以神明主于我所生之地者、謂之氏神、予生于泉州界南、故住吉乃氏神也、不圖殊方偶逢此神、

〔山城名勝志十八久世郡〕石田(イハタ)神社　八幡山巽一里半許、有岩田村、今屬綴喜郡、森内有社、此村氏神也是石田神社歟、

〔延喜式九神名〕山城國久世郡石田(イハタ)神社大、月次新嘗、

〔大和名所圖會三〕往馬社　一分村〇平群郡にあり、寛文記曰、生駒祠七社、生駒黨十七郷の氏神也、

〔延喜式九神名〕大和國平群郡往馬坐伊古麻都比古神社二座並大、月次新嘗、

〔和爾雅二神祇〕生土神　日本紀稱之本居、倭俗稱在我産土之神、曰生土神、産其神地之義也、又稱産靈、今俗以生土神爲氏神者非也、氏神者謂祖神、藤氏以春日爲氏神、菅氏以天滿宮爲氏神之類是也、

〔縣居雜錄補抄〕うぶすな

今のよに産土の神をさして氏神といふは誤なり、産土の神をばうぶすなといひ、何にまれ其一氏一氏の氏の大御神をこそいはめ、藤原家にて祭り給ふ春日大明神、是氏の大御神也、氏神うぶすな混ずべからず、

〔世事百談二〕氏神

俗にうぶすなの神社をわが氏神と心得たるはあやまりなれど、いつの頃よりかいひならひけん、臥雲日件錄に、世人以神明主于我所生之地者謂之氏神と見えたれば、近きことにもあらざるべし、

〔玉手繦五〕世には産土神と氏神とを同じ事に思ふめれど、元より差別ある事なりそは産土神と

産土神祭

は其神の敷坐す土地に生出る諸人の産土の神なるが、氏神とは其氏人の祖神をいふは更なり、其氏の祖神ならぬも、殊なる由緒あるは、一家及び一族までも氏神と稱せる古の例にて、〇中略いと上代には、國々の國造など、其領る處に祖神を祭れるが多かれば、其氏祖の神、やがて産土神なるも多かりし故に、世になべて氏神と産土神とを混一に思ふ事となりけん、

〇按ズルニ、産土神ヲ以テ氏神ト稱スルコトハ、氏神篇ニ詳ナリ、故ニ今ハ僅ニ其二三ヲ錄セリ、

〔南海通記二十一〕佐藤掃部希ニ應ジテ、郷士ドモ武具ヲ所持シ武藝ヲ習フヲ許シ給フ、故ニ村々ノ産神ニテ百手ノ的ヲ射流ス、鏑馬(ヤブサメ)ヲ走シテ神事ヲナス也、

〔事蹟合考二〕山王祭禮之事

一台德公〇德川秀忠御代、元和元年初て五月十五日、江戸山王産土の町中はいふに及ばず、その外も粗諸町より祭禮の出しねりもの等御城内に懸け、櫻田本宮より渡し申べきよし被仰付により、おの〳〵おもひ〳〵に出しねり物を相渡申候、

〔紫の一本下祭〕山王權現

六月十五日なり、以前は毎年行はるゝといへども、中頃より隔年にあり、天下〇德川氏の産土神なれば、公儀の御祭ゆゑ、江戸中うごくなり、

〔諸國圖會年中行事大成三四月〕稻荷祭當月卯日二ツあれば上卯日、三ツあれば中卯日を用らる、山城國紀伊郡にあり、京師五條通今の松原通といふ是也の南側より九條までの産土神とす、〇中略往古の祭祀嚴重なりし事古繪卷物に見えたり、應仁年間より中絶し、其後纔に神輿ばかり渡御ありて、生土地(ウヂコ)の町々より思ひ〳〵の戯邃物(オドケテリモノ)をいだし、其後には散錢の落たるを拾ん爲、乞食多く附從ふが故に、俗に乞食祭と汚名せしを近世安永年中生土(ウヂコ)の人速水恒幸なる者、深く歎じて丹誠を凝し、生土地の人を化し、今の如き祭式

となれること、實に速水氏の功なり、

〔鵝峰文集四十九辨〕書氏神氏子辨後

原夫源姓藤姓末派、各有林氏、出自源氏者在濃州、出自藤氏者在北越、蓋利仁苗裔、而平家物語所謂林六郎光明者、亦其一流乎、我家之祖移在紀州、而入京師以住焉、先考〇林信勝及東舟以下同胞、至敬吉及余〇林恕靖振娘、共産京洛、其家在祇園所鎭之地、故毎歳六月十四日、先妣會親族設饗宴、余兄弟往拜神輿、而觀祭會、雖東來之後、先妣當此日、修遙祭之儀、而禱兒輩之福、然三十餘年之際、敬吉東舟、及其二子相繼物故、近歳考妣亦歸泉、而今春靖也亦沒、唯余與振娘僅存、如信常及勝澄、産於東武、而不爲祇園之氏子、則不關涉焉、嗚呼炎熱之苦、夏日之長、彼此追懷不易言焉、困臥一睡、欠伸而醒、漫記此一篇以消今日、淚與汗共滴、爲筆頭露、辛丑六月十四日

〔訓蒙淺語〕神事祭禮の時、近方馳せ聚まり、大群聚するときは、兎角物騷がしきことあり、神は其所其地を呵護するものなれば、隨分安靜に祭禮をさせ度趣意ならん、俗間に神は血を見たがるなどゝいふは僻事なり、若し左樣の事ならば、神は皆惡魔にて、阿修羅とも云ふべき者なり、左傳に祭祀以爲人也、僖十九年といひて、氏神の祀は氏子の爲にする祭なり、若し氏子の怪我過ちに頓著なきことならば、氏神の祭は爲すに迨ばす、産神産子なり、今暫く俗に從ひて斯く謂ふなり、只只祭禮の時は、若者大連打ち寄り酒宴を催し、一杯機嫌にて大噪すること故、喧嘩口論も始まるなり、

〔梅窻筆記上〕神事ニ當屋ト云コトアリ、吉田鈴鹿家記、應永六年六月十日庚申晴、當屋鈴鹿勝昌中略始テ神事ヲ勤之トアリ、今モ諸社ノ祭禮ニ、産神ノ祭ニ町家村々ナドニモ當屋トテ勤ルコトアリ、

産土神詣

〔節用集宇〕産宮詣（ウブスナマウデ）

〔今昔物語三十〕大和國人得人娘語第六

今昔□□ノ守□□ト云フ人有ケリ、〇中略其ノ妻懷妊シタリケルニ、亦可然キ所ニ有ケル宮仕人也ケル女房ヲ難去ク思テ、年來有ケルニ、其モ一度ニ懷妊シケリ、〇中略其レガ七條邊ニテ産レタリケレバ、産神ニ御ストテ、二月ノ初午ノ日、稻荷ヘ參ラムトテ、大和ヨリ京ニ上テ其ノ日歩ニテ稻荷ニ詣デタリケル、〇下略

〔簾中舊記〕正月御はがためやうだい

一御はがためのこと、御日どりしだいにて候ほどに、日は定り候はず候、〇中略御所々々にもまゐり候、上さま〇足利氏のはそのときの御うぶすなへ參らせ候とて、御まへにて伊勢に三の御さかづきたびて、御ふくたび候、御すゑにて御いはひぶきやう三の御さかづきいたゞき、御ふくたび候、伊勢には小上らふ御しやくぶぎやうには御なかがしらたび候、

〔長明四季物語正月〕遠山眉の雪も春來にけりと黑髮をつけ、行かひしげき都はさらにて、人めまれなる山里も、事たつことゝて、あるは薪やうの物によねの袋をそへ、あるはちひさき器に御酒をもり、白き布にべにといふものさして、かづきつれたる賤の女も總角も、うぶすなの神につかうまつり、何事にかは、のみ試み奉れば、神の御貌のほどもゑみをふくませ給はんと笑はしき物から、〇下略

〔大猷院殿御實紀二十五〕寛永十一年七月朔日、濱松城にやどらせ給ふ、城主高力攝津守忠房饗し奉る、この城は神祖〇家康久しくすませ給ひ、台德院殿〇秀忠もこゝにて御誕生ありし所なれば、こと更御感情尤も淺からず、當國五社諏訪の社は御産神にましませば、明日御詣あるべしと仰出さる、二日つとめて五社諏訪明神へ詣給ふ、新に神領二百石よせ給ふ旨神主に御朱印下さる、其文にいふ、五社大明神田領、遠江國敷智郡濱松庄のうち百石に、新に二百石加へられ、都て三百石社務たるべし、幷に山林竹木諸役等是をゆるさる、當社は台德院降誕の地神なり、この故に御

崇敬の至り、新に社領を寄附する事永代相違あるべからずされば神事社役等怠慢すべからずとなり、

【大猷院殿御實紀附錄六】寛永十一年文月の朔日濱松の城にいらせられ○略此城は神祖○家康久しくすませ玉ひ、台徳院殿○秀忠もこゝにて降誕ましましける事あやとりく〳〵おぼしめし出されて、

二葉よりそだちし松の千代をへて變らぬ御代は濱松の風、その國にいつき祭る所の五社の明神、及び諏訪大明神は、先代の御産神なれば、とて、二日の早旦にまうでさせたまひ、社領若干よせられ、還御の時に、

垂乳根のそふの社にまうでつゝ今あらためて祈る誓ひは

【東都歳事記一】正月元日　毎月産土神參、毎月朔日十五日廿八日の三日には、貴賤生土神へ詣す、神田社芝神明宮深川八幡宮市谷八幡宮御藏前八幡宮其餘諸神社參詣多し、

【神馬引付】天文五年四月十一日若君樣○足利義輝御ウブスナトシテ初而マイル、在所粟田口　武田進上

【走衆故實】一天文五年十一月廿八日若君樣○足利義輝始て御○うぶすな參還御候て各御大刀參る、御供衆被參候て、沼田殿進上候、

【白水郎子記行一】涙河

妻は○中略ふくらかなりしはらも安く産の斗をなしおはせて、なみのけしきのたゆくもみえず、むまれしむすめの忌の日もあきて、御○靈○の宮○詣○そこ〳〵とまうらひ、いとうれしげにみえしに、いかなるものゝとゞこほりにや、霜月いくかばかり、さやぐ霜夜のくれ竹、ふしわづらふ事になりぬ、

生兒詣産土神

【古今神學類編七神道】産神詣

按ズルニ、神國ノ風儀トシテ、産子ノ穢ヲ過シテ、其處ノ産神氏神ニ詣スル事、是其神恩報謝ノ禮也、異朝ニモ、廟ニ見ユルノ禮、尤先ンズル事ト見エタリ、文公家禮ニ、生子見廟註ニ、主人生嫡子則滿月而見嫡孫亦如之、生餘子則殺其儀ト云々、西域ノ說ヲ見ルニ、彼土ニモ亦諸州此禮アリト云ヘリ、其法男子ハ三十一日目、女子ハ三十二日目ニ於テ、必ズ其處々々ノ神廟ニ見エシムトゾ、然レバ産神ノ理リ其義ノ通例ナル、又産土ノ靈物、産ノ根柢ナル謂レヲ可味爾、本朝ニ於テハ其處ノ物忌令ニ從フ故ニ、廟見ノ定日ナキニ似タリ、或ハ百日以後、或ハ七十五日、或ハ五十日、四十日、三十日等ノ不同アリ、然レバ其處其社ノ舊例也ト云ヘドモ、多ク兩部習合以來ノ違例モ亦不鮮ザレドモ、久シク因順スレバ後世改ムベキノ義ナキニ似タリ、

【倭訓栞前編四】うぶすな　兒を生んで産土の神に詣る事、竺土も同じ、王嚴嚢抱太子、謁大自在天神廟と涅拌經に見え、乳母抱而詣城堭天神といふ事、法苑珠林に見ゆ、よて城堭をうぶすなと譯す、

【大江俊光記】元祿十一年四月二日、俊光誕生日、諸神拜、下御靈へ社參、先祖幷亡父拜、

寶永六年四月二日、俊光誕生日、諸神拜、下御靈へ社參、次ふや町へ參、

【俳諧歳時記四冬】十一月　髪置十五日　袴著同　帶解同

今の俗、男女三歳になるときは、はじめて頂髪を置、十一月十五日を以て本居神に詣しむ、或は新製の衣裳に美花を口し、或は大に酒宴を設けて親戚朋友を招く、この事貴賤となくみなおなじかり、これを髪置の祝ひといふ、又男子五歳を袴著と稱し、女子七歳を帶解と稱す、そのなすところ、髪置の賀ひにおなじ、

生誕日詣産土神

髪置袴著帶解等時詣産土神

〔東都歳事記 四〕十一月十五日　嬰兒宮參　髮置三才男女　袴著五才男子　帶解七才女子等の祝ひなり、

當月始の頃より下旬、但し十五日を專らとす、尊卑により分限に應じて、各あらたに衣服をとゝのへ、産土神へ詣し、親戚の家々を廻り、その夜親類知己をむかへて宴を設く、女兒の祝ひに、白髮又たすきがけと號して、麻苧眞綿に末廣松梅の作り花を五彩の水引を以て飾り結び、かづかしめて生土神に詣るよし江戸砂子に云り、此事近年市中に少し、

〔嬉遊笑覽 一上容儀〕髮置　ゐる老母の物語を聞しに、予が髮置の時、扇を開き、柄のかたに麻苧を長く下げて、色水引にて扇に結付たるを頂に置て、産土神に詣でき、予が祖母は京都の人なれば、これは定めて上方の風俗なるべしと云へり、寶暦の末の事なり

〔女諸禮集〕髮置の事

男女ともに三歳の霜月十五日なり、又霜月の内にて吉日を撰びてもすべし、玉女の方にむかはせ、左右を少しづゝ九つはさむなり、男子は左の鬢より始め、女子は右の鬢よりはじむるなり、親類にておとなしき人の役なり、さて式の酒事あるべきなり、此日より紐をとりて常の帶をさすべし、此とりたる紐は生土の社へ奉るなり、神巫禰宜等是を用て、神樂の鈴の飾り緒とする事なり、親類をかなたこなたへと行く事なり、或は隣家懇意の人々待受けて、壽をいふことなり、

〔兼盛集〕大將の家に、むすめの裳きたるに、

ちはやぶる神の社をたづねつゝけふのためてふいのりをぞする

西行上人

首途詣産土神

〔夫木和歌抄 三十四神祇〕

かしこまる志でになみだのかゝるかな又いつかはと思ふあはれに

この歌は、そのかみよりなれけるならひに、世をのがれて後も、加茂の社に參りけるに、としたかくなりて、四國の方へ修行しけるに、又まゐらぬ事もやとて、仁安三年十月十日の夜まゐりて、幣まゐらすとて、たなをの社の許にてしづかに法施奉りける程に、木の間の月のほのぼのにて、常よりも神さび、哀に覺侍ければと云々、

○按ズルニ、陰德太平記ニ本歌ヲ引用シテ首途産土神參詣ノ事トセリ、

〔玉手繦 五〕我〇平田篤胤本生の國、出羽の秋田の民の俗に、子を生て産土神に參詣せしむる事は何所も同じ趣なるが、旅立するに必ず産土神に參りて、歸り來むまでの事を祈願して、神主より旅中の守符をうけ、かつ其社地なる淨き土砂を少ばかり賜はりて、其を生土(ウブスナ)と云ふを紙に包みて懷中に納め、何事に依らず快からぬ事あれば、其土を少く嘗るに、決めて旅中の災難なき事と心得たるが多かり、諸國の事をも尋ぬるに、薩人を始め、然する國所も多しと聞ゆるは、疑なく古風の遺れるなり、其生土を旅中にて用ふる趣は、舟駕などに醉ふ時、または水あたりの病など、其外にも心わろき時は、いさゝか水にひねり入れて飲むなり、然して旅より歸りて後に、其餘れる生土を御社の本の所に返し納めて、賽(カヘリマヲ)しを申す事なり、また常に産土神の守符は、身を放つまじき物ぞと云ことは、祖父母たち、父母たちの言れし事を、今もたしかに覺えたり、

出家時詣産土神

〔梁塵秘抄口傳集 十〕仁安四年、〇中略二月七八日頃、おほゆきふりたりし日、さまをかへむいとま申に賀茂へまゐりき、〇後白河まづ下のやしろにまゐりて見るに、おもしろき事限りなし、おまへの梅の木に雪ふりかゝりて、いづれをむめとわきがたく、あけの玉がきまでみな白たへに見えわたりて、たぐひなくおぼゆ、次第の事みかぐらはてゝ、そのゝち法花經一部千手經一卷を轉讀したてまつり、をはりてのちに成親卿平調に笛をならす、さいばらを資賢卿いたす、

○按ズルニ、本文さまをかへむいとま申にトアルヲ、梅窻筆記及玉手繦に、さとをかへむといとま申にト作り、轉居ノ時産土神ニ參ル事トスルハ誤ナリ、

元旦拜産土神

〔大江俊尙記〕寶永五年正月元日己酉、夙起月代髮、衣服改、緣ニ圓座儲、屈候奉拜先東方、〇中略稻荷、俊尙産神

〔大江俊在記〕享保二年正月一日丙辰、未刻退下清湯、先東方、大江祖神、〇中略稻荷、

朝旦拜産土神略

神異

〔大江俊尚記〕寶永五年七月一日乙亥向『東方』一揖、〇中略稲荷、〇中略稲荷俊尚記産神　六年五月一日、拜禮如例東方、〇中略

〔古今著聞集神祇〕前大和守藤原重澄は賀茂につかうまつりて、大夫尉迄のぼりたる者なり、若かりける時、兵衛尉に成侍らんとて、當社の土屋を造進ぜたりけり、嚴重の成功にて、社家推舉ぜければ、はづるべきやうもなかりけるに、たび〳〵のおもくにもれにけり、重澄が上の社の師にて侍けるものに申付て、おもくの夜祈請せさせける程に、ゆゝしみたる夢に、いなりより御つかひ參たるもの有、人出あひて是を聞くに、かの御使の申けるは、重澄が所望殊更に任せらるべからず、我ひざもとにて生れながら我をわすれたるものおりと申ければ、申つぎの大明神に申いるるよしにて、度々御問答ありけり、さらばなさるべしと申ければ、御使歸りぬ、師おどろきて急ぎ重澄がもとへ行て此由を語りて、驚あやしむ程に、其夜のおもくにははづれにけり、此夢の誠をあらんがために稲荷へ參て、つぎの度のおもくには申も出さゞりけれども、相違なくなされにけり、

〔難太平記〕一駿河國幷數十ヶ所の所領は、此後詰の時の恩賞なり、國を入部し給ひし時、我等少年の初にて、供して富士淺間宮に神拜時、神女託して云、遠江國ちかくして吾氏子にはしかりしかば、赤坂の軍の時我告し事は知れりや〳〵と云り、入道殿〇今川範國座を退て何事にか候けむ不覺悟と申給しかば、笠じるしの事を案し時、我赤鳥をたびし故に勝事をも得此國を給ひきと託宣せしかば、故殿其時思合て、女の具は軍にはいまふ事ぞかし、いかで思ひよりけむ誠に神の御謀と信を取給しより以來、我等も子孫もかならず此赤鳥を可用と被仰き、

〔神界物語〕文化の頃なりしが、吾紀伊國若山の府城の東に住ける明樂圓左衛門と云ひしは、吾父と同僚にて、御先手の同心を勤めたり、生質朴實なる者にて在けるが、氣鬱病にて長く煩ひたり、

しが、十二月の或夜、初更のころ便所に行とて、裏口へ出けるが、歸りの遲きを怪しみ、人々出て厠中をはじめ、其邊りを搜し索むれども見えず、若や門より出づらん歟とて、表に出て見れども門は鑰て人の出入り有しとも見えざれば、彌怪く思ひて、提燈なぞ携出て、門外を普く尋ねけるに、城池の犬走の草に、圓左衛門が著たる衣服を帶にて括り付たり、さては此邊りにかとて池中を睨き見ければ、圓左衛門は裸體にて、水際の石垣に取付居たり、冷こゞえたる有狀なりければ、卽引上連歸りて身を爐めて、暫し打護りたる程に、正氣付ければ、始よりの次第を尋けるに、裏に出けるが、大の法師が吾項に手を掛て、抓みて引揚るが如く思えしかば、いつしか高く騰りて、御本丸の邊りまで連行て、我を殺さんと爲し時、鳥帽子を著、白き裝束して御幣を持給へる御鼻の高き人、何處とも無く出來り、吾をつれたる法師を呵嘖て、此者は吾領内の氏子なり、汝何故に如此するや、速く命を助くべし、此後は必かゝる事をなすべからず、若違背せば嚴く罰んと叱り給しかば、恐怖りたる狀にて、我を池中に墮したりと云へりき、此助け給へる人といふは、卽圓左衛門が産須那社は、狹田彦神を祭れる社なりしかども、恒に産須那社を信敬したりしかば、此産須那神に坐ましける、此人常に武術に誇るの癖は有しかば、かゝる靈驗をも蒙りしと思はる、

〔玉手繩五〕文化十二年の事なるが、江戸の小石川戸崎町に、石屋長左衛門と云ふ石工ありて、其弟子に丑之助といふ若者あり、重き瘡毒にて、醫者らも愈まじき由を云しかば、元より酒客にて有けるが、讃岐國象頭山の神に禁酒の立願しけるに、然しも重き病の漸々に愈けり、然るに酒は何よりも好物なれば、得禁じがてに、時々は酒をはと號けて藥物にひたし、飮たる事も有しとぞ、斯て其年の九月十日は、處の鎭守氷川明神の祭日なりしが、其前日に處の若者ども、かの丑之助に云へるは、和主は狂踊を上手なれば、明日はかの踊をせよと言ふに、丑之助きゝて、我が瘡毒は愈まじき病なりしを、金毘羅神に禁酒の立願して愈たること、和主らも知れる事なり、醉のされ心

ならで彼踊り爲らるべきかと辭ぶに、若者ども口を揃へて、明日は鎭守の祭禮あれば常とは異あり、酒を飲み踊りも爲よと强ふるに、丑之助げにもと言ひて、當日は朝より友どちと酒飲み遊び踊りつゝ醉狂れてぞ有ける、然るに巳時ばかりより忽に大熱さして、あらわつや堪がたや、金毘羅さま免させ給へと云ふに、皆々驚きて如何と問へば、庭の空を指さして、人々には見えざるか、あれに御坐す物をと云ふ、皆々見れど目にかゝる物も無ければ、如何なる御有狀にておはし坐と問ふに、丑之助火の如き息をつきて、御神は御黑髮長く垂れて、冠裝束をめされて、雲の上に立たまひ、數多の御供つき從ひ、爪折の緋蓋を差かけ奉り、御前に鬼神のごとき力士ありて、其仰せを承はり、汝が病きはめて愈まじかりしを、强ゝに祈り申せる故に愈さしめ給ふ所なり、然るに折々ひそかに酒を飲たるだに有るに、今日は朝より思ふまゝに酒を飲て、醉狂るゝこと憎く思食すに依りて、手足の指をみな折しめ給ふ由なりと言ひも果ぬに、早うつ伏にふして免し給へと、大汗を流して泣叫ぶ有さま、物の爲におし伏られて、其足の指を折るゝ狀にて、恐ろしなど云ふも更なり、然れども若き者ども心を勵まし、諸共に引起さむと立よるに、物に投らるゝ如く覺え、うち倒されて近付こと能はず、その有狀いと物すごく恐しければ、日頃は鬼をも挫ぎてむと競へる男ども、皆逃のきて慄き居たり、斯て片足の指はみな折たると思ふほどに、丑之助またゝ產土氷川御神入らせ給へりと云て、この御罰を救はせ給へと叫びけるが、稍ありてまた多久藏司稻荷來り給へりと言て、人々に近寄こと勿れと制しつゝ起直り畏まりてゐばし在けるが、腹這ながら庭におりてひれ伏し、神等を送り奉る狀しけるが、物狂はしき狀は止たり、爰に人々うち寄て其由を問へば、金毘羅神の怒り給へる御氣色、まをすも中々恐ある御事あるが雲の上に坐まして、我が方を流し目に一目見返り給ふごとに、我をおし伏たるかの力士、わが足の指を一づゝ折たり、左の足の指はみな折たりと思ふほどに、鎭守神來り給ひ、これも束帶にて供人あまた具し給へるが、金毘羅神に向ひて宣へるは、此奴いたく好める酒を斷ちて、其御前に祈白せる故に病を愈し給へる事を忘れて、今日いたく酒飲たるを祟め給ふは然ことに侍れど、元より我が氏子として、殊にわが祭日なる故に、我をなぐさむる態仕らむとて、人等にそゝのかされて酒は給たるに侍り、然れば免し給ふかたも有むを、假令祟め給はむにも、我に一わたり其事を宣ひてこそ、兎もかくも罰め給ふべき態なめれ、然るを事こそ心得はべらねと宣ふにぞ、金毘羅神げにもと思召せる御有狀ながら、何のいらへも無く、二神互ににらみ相ておはしける所に、傳通院の多久藏主稻荷神來り給へり、此は僧體の如く見え給ひ、淺黃の深頭巾を冠られたり、御二方の間に平伏して、甚く恐愼める狀にて申すやうは、己は傳通院の多久藏主にはべり、金毘羅宮の御怒り、氷川明神の仰せ、ともに道理ありて承はり候、かく承り候も元こやつが怠より事起りて侍れば、左にも右にも罰め給ふべきを此奴をとりて我が許へも詣で來て、身の上の事を祈りつるを聞たるもち侍れば、此所へ參り侍り、いかで御雙方の御怒りは我に給ひて、是奴が罪を免し給へ、ざらば我ら相計らひ、金毘羅宮へはこやつを褒しに參詣しめ奉らむと慇懃に申されしかば、二柱神はそれに御心を和し給へるさまにて、互に式代して伊豆々々しく立別れ給ひつと、大息つき振ひ慄きてぞ語りける、斯て左の足の指は骨うち折られて痍れたり、人々始めよりの有趣をよく見たりければ、恐怖るゝこと限なく、打より て路用の物どもも調へて、丑之助を象頭山の御社に參詣せしめけるに、彼折たりし指も本の如く愈りしとぞ、

〔玉手繩五〕難波なる松村完平、わが○平田篤胤許に在ける時の物語に、其邑に聲いと善くて、今樣の長唄を謠ひて業とする男ありき、或日ものへ行く途にて、山伏體なる男あへり、行違ひながら其方の聲の美たきを我にゑばし貸てよと云を、道行ぶりの戲言と思ひて、唯と云つゝ笑ひ過けるに、